

頁 目	章 節 項	現 行	修 正	理 由								
1 <u>1</u>	第1部 総則 第1章 計画の目的・方針 第1節 本市の地震・津波対策の考え方 第1項 本市のおかれて いる状況	<p><u>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波、及びその後の余震により想定外</u>の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災は、発生から<u>9年</u>を経過した今もなお、復興が<u>遅れている</u>地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて<u>日々努力している</u>。</p> <p>この東日本大震災以上の地震や津波が明日襲ってくるかもしれない。これが本市が直面している現実である。</p> <p>過去約1400年間を見ると、駿河湾から九州沖にまで達する南海トラフを震源とした大規模地震が約100～200年の間隔で発生しており、(中略)昭和東南海地震及び昭和南海地震が発生してから約70年が経過しており、南海トラフにおける<u>次の</u>大地震発生の可能性が、確実に高まってきていると言える。</p> <p>国の地震調査研究推進本部(文部科学省)の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生する確率は<u>70%程度</u>とされている。</p> <p><u>そして</u>、国の中央防災会議においては、「南海トラフ沿いで発生する可能性のある、理論上最大クラスの地震」を想定し、これらの地震への対策を喫緊の課題として、国を挙げた防災対策に取り組んでいるところである。</p> <p>南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生した場合の本市の被害想定は第4章のとおりで、<u>過去最大クラスの地震想定を主にハード整備など事前の地震・津波対策に、理論上最大クラスの地震想定を主に避難対策に活用する。</u></p> <p>東日本大震災において新たに課題が浮き彫りとなった津波対策をはじめ、(以下略)</p>	<p><u>未曾有</u>の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災は、発生から<u>9年</u>を経過した今もなお、復興の<u>見通しが立たない</u>地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて<u>懸命の努力を続けている</u>。</p> <p>この東日本大震災以上の地震や津波が明日襲ってくるかもしれない。これが本市が直面している現実である。</p> <p><u>歴史資料で地震の発生が明らかになっている684年以降</u>の過去約1400年間を見ると、駿河湾から九州沖にまで達する南海トラフを震源とした大規模地震が約100～200年の間隔で発生しており、(中略)、昭和東南海地震及び昭和南海地震が発生してから約70年が経過しており、南海トラフにおける大地震発生の可能性は、<u>確実に高まってきている</u>と言える。</p> <p>国の地震調査研究推進本部(文部科学省)の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生する確率は、<u>(時間予測モデルの場合)70%～80%程度</u>とされている。</p> <p><u>これらのことをふまえ</u>、国の中央防災会議においては、<u>想定外をなくすという考え方のもと</u>、「南海トラフ沿いで発生する可能性のある、理論上最大クラスの地震」を想定し、これらの地震への対策を喫緊の課題として、国を挙げた防災対策に取り組んでいるところである。</p> <p>南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生した場合の本市の被害想定は第4章のとおりで、<u>死者は最大で900人、全壊・焼失建物棟数は最大約2,900棟にのぼるなど、甚大な被害が予想されている。</u></p> <p>東日本大震災において新たに課題が浮き彫りとなった (以下略)</p>	<p>県防災計画の表記に整合</p>								
2 <u>2</u>	第1部 第1章 第1節 第2項 本市の地震・津波対策の考え方	<p>4 地震・津波発災時・発災後の対応について (前略)</p> <p>このことから、本計画では、これまで進めてきた防災対策に東日本大震災で得た新たな知見を加え、各々の対策項目の充実を図るとともに、新たに次の<u>四つ</u>の対策を重要課題と位置づけて防災対策に取り組むこととする。</p>	<p>4 地震・津波発災時・発災後の対応について (前略)</p> <p>このことから、本計画では、これまで進めてきた防災対策に東日本大震災で得た新たな知見を加え、各々の対策項目の充実を図るとともに、新たに次の<u>五つ</u>の対策を重要課題と位置づけて防災対策に取り組むこととする。</p>	<p>感染症対策を追加</p>								
3 <u>3</u>		<p>(4) 災害時応援協定市町、防災関係機関等との連携による広域的な応援・受援体制の整備 災害復旧・復興時に支援を頂くため、災害時応援協定を締結している市町、防災関係機関等の受け入れの体制の整備が<u>必要とされる。</u> <u>(追加)</u></p> <p>5 復旧・復興対策について 発災後、早期の社会インフラや行政機能、経済活動の回復、被災者個人の生活再建を目指す「復旧対策」に加え、現在、東日本における被災地が直面している“<u>発災後4年を経過しても思うように</u>地域の復興が進まない”という課題に鑑み、発災後の地域の「復興対策」までを念頭に置いた防災対策の検討に着手する。 東日本大震災で得た“平常時から様々な利害関係者の参画と合意に基づく復興計画づくりを進めておくことが重要”という知見に基づき、まずは復興計画づくりに向けた基本的な姿勢と方針を本計画で示す。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(4) 災害時応援協定市町、防災関係機関等との連携による広域的な応援・受援体制の整備 災害復旧・復興時に支援を頂くため、災害時応援協定を締結している市町、防災関係機関等の受け入れの体制の整備を<u>進める。</u></p> <p><u>(5) 感染症対策</u> <u>感染症等の流行期においては、当該感染症の感染予防に資する対策を講じて避難所を開設・運営する。</u></p> <p>5 復旧・復興対策について 発災後、早期の社会インフラや行政機能、経済活動の回復、被災者個人の生活再建を目指す「復旧対策」に加え、現在、東日本における被災地が直面している“<u>思うように</u>地域の復興が進まない”という課題に鑑み、発災後の地域の「復興対策」までを念頭に置いた防災対策の検討に着手する。 東日本大震災で得た“平常時から様々な利害関係者の参画と合意に基づく復興計画づくりを進めておくことが重要”という知見に基づき、まずは復興計画づくりに向けた基本的な姿勢と方針を本計画で示す。</p> <p>6 <u>南海トラフ地震防災対策推進計画との関係</u> <u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H14年法律第92号、以下「南海トラフ地震特別措置法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等(以下、「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。)を定め、本計画中に位置付けることにより、本市における地震防災対策の一層の推進を図ることとする。</u> なお、本計画の中で、「南海トラフ地震防災対策推進計画」に該当する計画については、第2部 第6章 <u>南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応【P102-106】</u>のほか、文章末尾に「(推進計画)」と表記した箇所とする。</p>	<p>県防災計画の表記に整合</p> <p>南海トラフ地震対策</p>								
4	第1部 第1章 第2節 計画の位置付け及び構成	<p>第2項 計画の構成</p> <table border="1" data-bbox="489 1575 1587 1795"> <tr> <td data-bbox="489 1575 926 1690">第3部 発災後対策</td> <td data-bbox="926 1575 1587 1690">○市災対本部の部隊活動を中心に、町内会、自治会、自主防災組織や防災関係機関等が地震発生後に取り組むべき対策</td> </tr> <tr> <td data-bbox="489 1690 926 1795">特別対策 東海地震に関する<u>応急対策</u></td> <td data-bbox="926 1690 1587 1795">○東海地震に係る地震防災対策強化地域について、警戒宣言等が発令された場合に地震発生までに行う<u>応急対策</u></td> </tr> </table>	第3部 発災後対策	○市災対本部の部隊活動を中心に、町内会、自治会、自主防災組織や防災関係機関等が地震発生後に取り組むべき対策	特別対策 東海地震に関する <u>応急対策</u>	○東海地震に係る地震防災対策強化地域について、警戒宣言等が発令された場合に地震発生までに行う <u>応急対策</u>	<p>第2項 計画の構成</p> <table border="1" data-bbox="1617 1575 2739 1795"> <tr> <td data-bbox="1617 1575 2053 1690">第3部 発災後対策</td> <td data-bbox="2053 1575 2739 1690">○市災対本部の部隊活動を中心に、町内会、自治会、自主防災組織や防災関係機関、<u>市民</u>等が地震発生後に取り組むべき対策</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1617 1690 2053 1795">特別対策 東海地震に関する<u>緊急対策</u></td> <td data-bbox="2053 1690 2739 1795">○東海地震に係る地震防災対策強化地域について、警戒宣言等が発令された場合に地震発生までに行う<u>緊急対策</u></td> </tr> </table>	第3部 発災後対策	○市災対本部の部隊活動を中心に、町内会、自治会、自主防災組織や防災関係機関、 <u>市民</u> 等が地震発生後に取り組むべき対策	特別対策 東海地震に関する <u>緊急対策</u>	○東海地震に係る地震防災対策強化地域について、警戒宣言等が発令された場合に地震発生までに行う <u>緊急対策</u>	<p>県防災計画の表記に整合</p>
第3部 発災後対策	○市災対本部の部隊活動を中心に、町内会、自治会、自主防災組織や防災関係機関等が地震発生後に取り組むべき対策											
特別対策 東海地震に関する <u>応急対策</u>	○東海地震に係る地震防災対策強化地域について、警戒宣言等が発令された場合に地震発生までに行う <u>応急対策</u>											
第3部 発災後対策	○市災対本部の部隊活動を中心に、町内会、自治会、自主防災組織や防災関係機関、 <u>市民</u> 等が地震発生後に取り組むべき対策											
特別対策 東海地震に関する <u>緊急対策</u>	○東海地震に係る地震防災対策強化地域について、警戒宣言等が発令された場合に地震発生までに行う <u>緊急対策</u>											

凡例 赤字下線：修正箇所

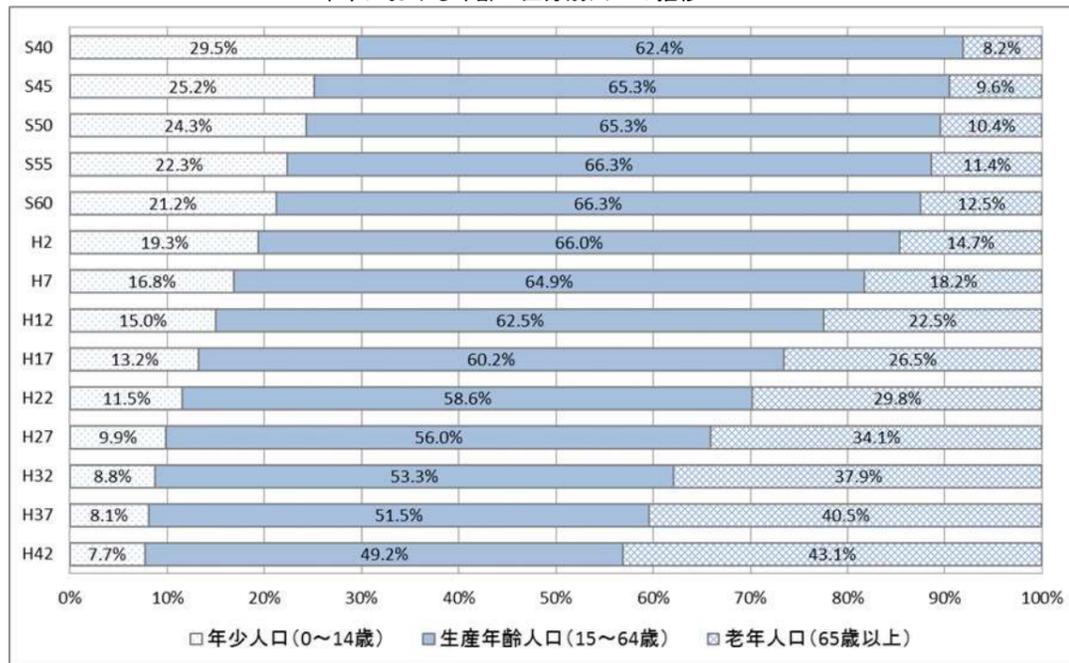
5 -6 5		<p>第4項 用語</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> </tr> </table>		(追加)	<p>第4項 用語</p> <table border="1"> <tr> <td>14</td> <td>要配慮者等</td> <td>要配慮者及び同一世帯の者及び介護者の内、市が必要と認めた者</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>市民</td> <td>市内に住所を有する者(住民・地域住民)及び本市に通学・通勤する者、又は本市に事業所等を有する法人</td> </tr> </table>	14	要配慮者等	要配慮者及び同一世帯の者及び介護者の内、市が必要と認めた者	24	市民	市内に住所を有する者(住民・地域住民)及び本市に通学・通勤する者、又は本市に事業所等を有する法人	補足説明追加																								
	(追加)																																			
14	要配慮者等	要配慮者及び同一世帯の者及び介護者の内、市が必要と認めた者																																		
24	市民	市内に住所を有する者(住民・地域住民)及び本市に通学・通勤する者、又は本市に事業所等を有する法人																																		
10 10	<p>第1部 総則 第2章 計画関係者の責務等 第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2項 県の処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(4) 防災行政無線の整備と運用</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>(1) 災害警備体制の確立 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 社会秩序の維持 (8) <u>被災者等への情報伝達活動及び相談活動</u></td> </tr> </table>	県	(4) 防災行政無線の整備と運用	県警察	(1) 災害警備体制の確立 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 社会秩序の維持 (8) <u>被災者等への情報伝達活動及び相談活動</u>	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>(4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>(1) 災害警備体制の確立 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) <u>二次災害の防止</u> (8) <u>危険箇所等における避難誘導等の措置</u> (9) 社会秩序の維持 (10) <u>被災者等への情報伝達活動</u> (11) <u>相談活動</u> (12) <u>ボランティア活動の支援</u></td> </tr> </table>	県	(4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用	県警察	(1) 災害警備体制の確立 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) <u>二次災害の防止</u> (8) <u>危険箇所等における避難誘導等の措置</u> (9) 社会秩序の維持 (10) <u>被災者等への情報伝達活動</u> (11) <u>相談活動</u> (12) <u>ボランティア活動の支援</u>	県防災計画の表記に整合																								
県	(4) 防災行政無線の整備と運用																																			
県警察	(1) 災害警備体制の確立 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 社会秩序の維持 (8) <u>被災者等への情報伝達活動及び相談活動</u>																																			
県	(4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用																																			
県警察	(1) 災害警備体制の確立 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) <u>二次災害の防止</u> (8) <u>危険箇所等における避難誘導等の措置</u> (9) 社会秩序の維持 (10) <u>被災者等への情報伝達活動</u> (11) <u>相談活動</u> (12) <u>ボランティア活動の支援</u>																																			
11 -14 16 11 -13 15	<p>第1部 総則 第2章 計画関係者の責務等 第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(11) <u>応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備</u> (12) <u>必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援</u></td> </tr> <tr> <td>国交省中部地方整備局三重河川国道事務所</td> <td>⑧河川管理者の水防への協力事項及び、<u>道路啓開</u>に関する計画等の情報共有 (2) 初動対応 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施 ④道路利用者に対して、<u>地震予知情報</u>及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</td> </tr> <tr> <td>津地方気象台</td> <td>(1) <u>東海地震に関連する情報</u>の通報並びに周知</td> </tr> </table> <p>2 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(株)NTTドコモ 東海支社三重支店</td> <td>(1) 警戒宣言、<u>地震予知情報</u>等の正確、迅速な収集、連絡</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部電力(株) 三重支店</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <tr> <td>産業経済団体 (鳥羽商工会議所、<u>鳥羽志摩農業協同組合</u>鳥羽支店、<u>鳥羽磯部漁業協同組合</u>各支所、<u>鳥羽水道組合</u>、<u>鳥羽観光協会</u>及び<u>旅館組合</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文化、厚生、社会団体(鳥羽市社会福祉協議会、<u>鳥羽市自治会連合会</u>、<u>鳥羽市婦人会連絡協議会</u>等)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(追加)</p>	東海農政局	(11) <u>応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備</u> (12) <u>必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援</u>	国交省中部地方整備局三重河川国道事務所	⑧河川管理者の水防への協力事項及び、 <u>道路啓開</u> に関する計画等の情報共有 (2) 初動対応 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施 ④道路利用者に対して、 <u>地震予知情報</u> 及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施	津地方気象台	(1) <u>東海地震に関連する情報</u> の通報並びに周知	(株)NTTドコモ 東海支社三重支店	(1) 警戒宣言、 <u>地震予知情報</u> 等の正確、迅速な収集、連絡	ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)	(略)	中部電力(株) 三重支店	(略)	産業経済団体 (鳥羽商工会議所、 <u>鳥羽志摩農業協同組合</u> 鳥羽支店、 <u>鳥羽磯部漁業協同組合</u> 各支所、 <u>鳥羽水道組合</u> 、 <u>鳥羽観光協会</u> 及び <u>旅館組合</u>)	(略)	文化、厚生、社会団体(鳥羽市社会福祉協議会、 <u>鳥羽市自治会連合会</u> 、 <u>鳥羽市婦人会連絡協議会</u> 等)	(略)	<p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>東海農政局</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>国交省中部地方整備局三重河川国道事務所</td> <td>⑧河川管理者の水防への協力事項及び、<u>道路啓開(くしの歯作戦)・航路啓開(くまで作戦)</u>に関する計画等の情報共有 (2) 初動対応 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、<u>緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路警戒を実施</u> ④道路利用者に対して、<u>南海トラフ地震に関する情報(臨時)</u>及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</td> </tr> <tr> <td>津地方気象台</td> <td>(1) <u>南海トラフ地震に関連する情報(臨時)</u>の通報並びに周知</td> </tr> </table> <p>2 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(株)ドコモCS東海 三重支店</td> <td>(1) 警戒宣言、<u>南海トラフ地震に関連する情報(臨時)</u>等の正確、迅速な収集、連絡</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク(株)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド(株)三重支店</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <tr> <td>産業経済団体 (鳥羽商工会議所、<u>伊勢農業協同組合</u>鳥羽支店、<u>鳥羽磯部漁業協同組合</u>各支所、<u>鳥羽水道組合</u>、<u>鳥羽観光協会</u>及び<u>旅館組合</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文化、厚生、社会団体(鳥羽市社会福祉協議会、<u>鳥羽市自治会連合会</u>等)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(推進計画)</p>	東海農政局	(削除)	国交省中部地方整備局三重河川国道事務所	⑧河川管理者の水防への協力事項及び、 <u>道路啓開(くしの歯作戦)・航路啓開(くまで作戦)</u> に関する計画等の情報共有 (2) 初動対応 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、 <u>緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路警戒を実施</u> ④道路利用者に対して、 <u>南海トラフ地震に関する情報(臨時)</u> 及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施	津地方気象台	(1) <u>南海トラフ地震に関連する情報(臨時)</u> の通報並びに周知	(株)ドコモCS東海 三重支店	(1) 警戒宣言、 <u>南海トラフ地震に関連する情報(臨時)</u> 等の正確、迅速な収集、連絡	ソフトバンク(株)	(略)	中部電力パワーグリッド(株)三重支店	(略)	産業経済団体 (鳥羽商工会議所、 <u>伊勢農業協同組合</u> 鳥羽支店、 <u>鳥羽磯部漁業協同組合</u> 各支所、 <u>鳥羽水道組合</u> 、 <u>鳥羽観光協会</u> 及び <u>旅館組合</u>)	(略)	文化、厚生、社会団体(鳥羽市社会福祉協議会、 <u>鳥羽市自治会連合会</u> 等)	(略)	県防災計画の表記に整合
東海農政局	(11) <u>応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備</u> (12) <u>必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援</u>																																			
国交省中部地方整備局三重河川国道事務所	⑧河川管理者の水防への協力事項及び、 <u>道路啓開</u> に関する計画等の情報共有 (2) 初動対応 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施 ④道路利用者に対して、 <u>地震予知情報</u> 及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施																																			
津地方気象台	(1) <u>東海地震に関連する情報</u> の通報並びに周知																																			
(株)NTTドコモ 東海支社三重支店	(1) 警戒宣言、 <u>地震予知情報</u> 等の正確、迅速な収集、連絡																																			
ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)	(略)																																			
中部電力(株) 三重支店	(略)																																			
産業経済団体 (鳥羽商工会議所、 <u>鳥羽志摩農業協同組合</u> 鳥羽支店、 <u>鳥羽磯部漁業協同組合</u> 各支所、 <u>鳥羽水道組合</u> 、 <u>鳥羽観光協会</u> 及び <u>旅館組合</u>)	(略)																																			
文化、厚生、社会団体(鳥羽市社会福祉協議会、 <u>鳥羽市自治会連合会</u> 、 <u>鳥羽市婦人会連絡協議会</u> 等)	(略)																																			
東海農政局	(削除)																																			
国交省中部地方整備局三重河川国道事務所	⑧河川管理者の水防への協力事項及び、 <u>道路啓開(くしの歯作戦)・航路啓開(くまで作戦)</u> に関する計画等の情報共有 (2) 初動対応 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、 <u>緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路警戒を実施</u> ④道路利用者に対して、 <u>南海トラフ地震に関する情報(臨時)</u> 及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施																																			
津地方気象台	(1) <u>南海トラフ地震に関連する情報(臨時)</u> の通報並びに周知																																			
(株)ドコモCS東海 三重支店	(1) 警戒宣言、 <u>南海トラフ地震に関連する情報(臨時)</u> 等の正確、迅速な収集、連絡																																			
ソフトバンク(株)	(略)																																			
中部電力パワーグリッド(株)三重支店	(略)																																			
産業経済団体 (鳥羽商工会議所、 <u>伊勢農業協同組合</u> 鳥羽支店、 <u>鳥羽磯部漁業協同組合</u> 各支所、 <u>鳥羽水道組合</u> 、 <u>鳥羽観光協会</u> 及び <u>旅館組合</u>)	(略)																																			
文化、厚生、社会団体(鳥羽市社会福祉協議会、 <u>鳥羽市自治会連合会</u> 等)	(略)																																			

17 第1部 総則
第3章 本市の特質及び既往の地震・津波災害
16 第1節 本市の特質
第1項 市勢の特色

1 少子高齢化の進展

本市の人口を「年少人口（0～14歳）」「生産年齢人口（15～64歳）」「老年人口（65歳以上）」の年齢3区分別に見ると、少子高齢化の進行により、年少人口及び生産年齢人口の割合が低下し地域活力の喪失が危惧されている一方で、老年人口の割合が増加してきており、**平成42年（2030年）**には市内の老年人口の割合が**約43.1%**（国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』より算出）に達することが予測されている。

本市における年齢3区分別人口の推移



(以下略)

18 第1部 総則
第3章 本市の特質及び既往の地震・津波災害
17 第1節 本市の特質
第1項 市勢の特色

2 人口の分布

本市の人口を地域別に見ると、人口の**24.1%**が鳥羽地区、**24.3%**が安楽島地区、**16.3%**が加茂地区、**10.6%**が長岡地区、6.5%が鏡浦地区、**18.2%**が離島に分布している。

町丁別年齢3区分別人口

地区	町丁	総数	市況人口に対する割合	平成22年人口(割合)					
				0～14歳	15～64歳	65歳以上			
鳥羽地区計 2,435 24.1% 2,468 11.5% 12,541 58.8% 6,374 29.8%									
鳥羽地区	鳥羽一丁目	462	2.2%	45	9.4%	267	58.9%	147	30.7%
	鳥羽二丁目	459	2.1%	34	7.4%	247	53.9%	177	38.6%
	鳥羽三丁目	521	2.4%	36	6.8%	253	48.6%	232	44.5%
	鳥羽四丁目	451	2.1%	48	10.6%	231	51.2%	172	38.1%
	鳥羽五丁目	337	1.6%	43	12.8%	211	62.6%	83	24.6%
	小浜町	897	4.2%	71	8.0%	520	58.2%	302	33.8%
	新津町	459	2.1%	58	12.2%	259	56.6%	143	31.2%
	志上町	1,192	5.6%	116	9.7%	742	62.2%	334	28.0%
	屋内町	362	1.7%	31	8.6%	244	67.4%	87	24.0%
	鳥羽地区計	5,160	24.1%	490	9.3%	2,994	58.1%	1,677	32.6%
加茂地区計 3,285 15.3% 423 13.0% 2,090 63.8% 753 23.2%									
加茂地区	安楽島町	624	2.9%	107	17.2%	392	61.3%	124	21.5%
	大朝東町	719	3.4%	140	19.5%	489	68.0%	90	12.5%
	大朝西町	608	2.8%	89	14.4%	401	66.2%	128	22.4%
	垂庄	344	1.6%	87	25.3%	208	60.5%	69	20.1%
	船津町	707	3.3%	77	10.9%	462	65.6%	165	23.4%
	安形町	237	1.1%	19	8.0%	121	51.1%	97	40.9%
	吉倉町	817	3.8%	83	10.2%	451	55.2%	283	34.6%
	河内町	391	1.8%	27	6.9%	227	58.2%	136	34.9%
	松尾町	820	3.8%	120	14.6%	499	60.9%	201	24.5%
	白木町	175	0.8%	18	10.3%	106	60.6%	51	29.1%
加茂地区計	8,725	40.7%	1,150	13.2%	5,426	62.4%	2,117	24.4%	
長岡地区計 1,478 6.9% 177 12.0% 901 61.0% 399 27.0%									
長岡地区	石鏡町	506	2.4%	29	5.8%	273	54.0%	199	39.2%
	津井町	957	4.1%	99	11.1%	529	55.1%	264	29.8%
	鏡浦地区計	1,393	6.5%	126	9.1%	796	57.3%	463	33.4%
離島地区計 2,264 10.6% 236 11.3% 1,364 60.2% 643 28.4%									
離島地区	磯部町	707	3.2%	55	9.2%	352	49.9%	289	40.9%
	笠志町	1,672	7.8%	240	14.4%	895	53.5%	537	32.1%
	安島町	689	3.2%	101	14.7%	351	50.9%	237	34.4%
	神島町	402	1.9%	34	8.5%	196	48.4%	181	45.1%
	宮手町	423	2.0%	16	3.8%	177	41.8%	230	54.4%
	離島地区計	3,893	18.2%	456	11.7%	1,961	50.4%	1,474	37.9%

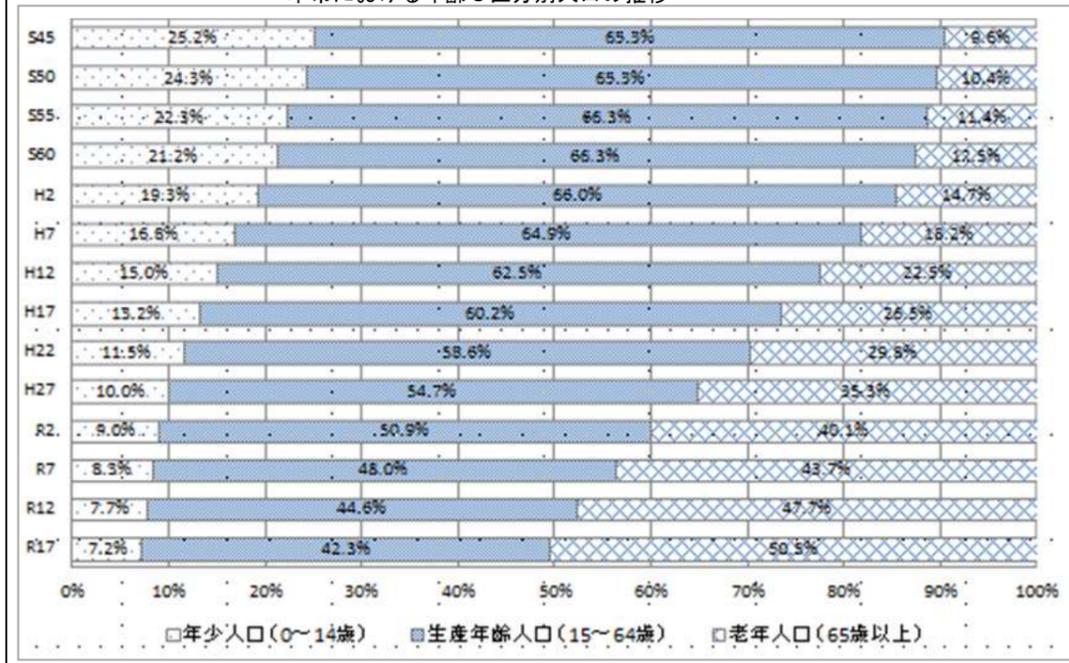
[出典:総務省「平成22年国勢調査」]

(以下略)

1 少子高齢化の進展

本市の人口を「年少人口（0～14歳）」「生産年齢人口（15～64歳）」「老年人口（65歳以上）」の年齢3区分別に見ると、少子高齢化の進行により、年少人口及び生産年齢人口の割合が低下し地域活力の喪失が危惧されている一方で、老年人口の割合が増加してきており、**令和17年（2035年）**には市内の老年人口の割合が**約50.5%**（国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』より算出）に達することが予測されている。

本市における年齢3区分別人口の推移



(以下略)

2 人口の分布

本市の人口を地域別に見ると、人口の**24.9%**が鳥羽地区、**42.1%**が加茂地区（内、**25.6%**が安楽島地区）、**10.1%**が長岡地区、6.5%が鏡浦地区、**16.4%**が離島地区に分布している。

町丁別年齢3区分別人口

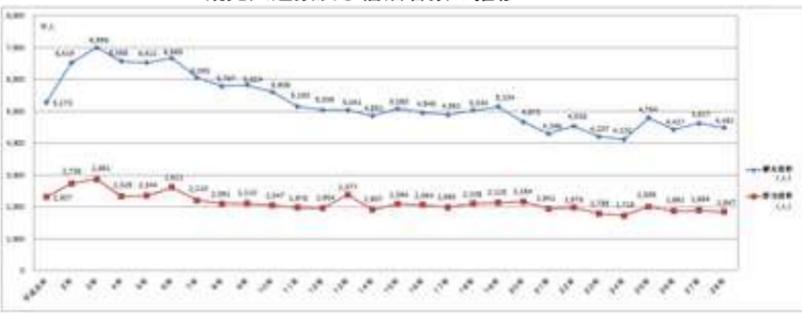
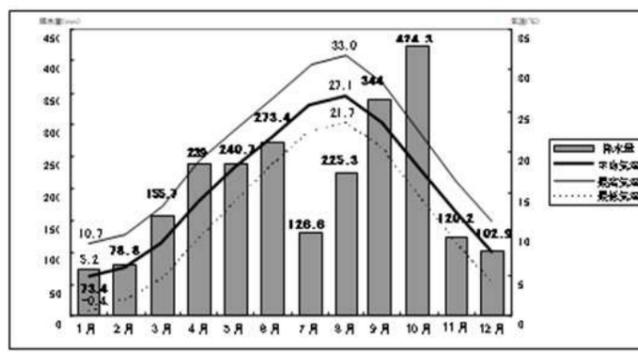
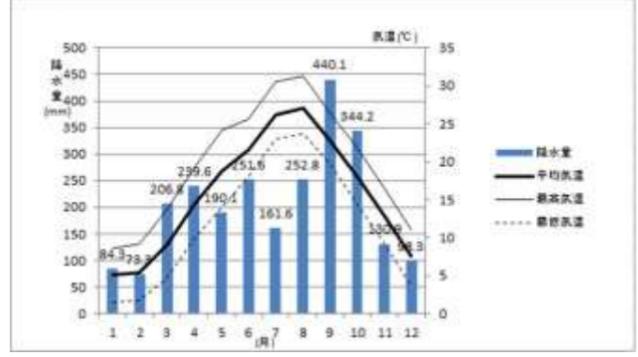
地区	町丁	総数	市況人口に対する割合	平成27年人口(割合)					
				0～14歳	15～64歳	65歳以上			
鳥羽地区計 19,448 24.9% 1,950 10.0% 10,621 54.6% 6,835 35.1%									
鳥羽地区	鳥羽一丁目	496	2.6%	45	9.1%	248	50.0%	203	40.9%
	鳥羽二丁目	349	1.8%	23	6.6%	176	48.7%	156	44.7%
	鳥羽三丁目	446	2.3%	35	7.8%	202	45.3%	209	46.9%
	鳥羽四丁目	411	2.1%	46	11.2%	192	46.7%	173	42.1%
	鳥羽五丁目	294	1.5%	33	11.2%	178	60.5%	83	27.9%
	小浜町	898	4.6%	71	8.0%	447	49.8%	374	41.6%
	新津町	470	2.4%	67	14.3%	262	55.7%	141	30.0%
	志上町	1,143	5.9%	99	8.7%	675	59.1%	369	32.3%
	屋内町	335	1.7%	24	7.2%	195	58.2%	116	34.6%
	鳥羽地区計	4,842	24.9%	449	9.3%	2,669	55.1%	1,623	37.6%
加茂地区計 3,264 16.8% 384 11.8% 1,855 56.8% 999 30.6%									
加茂地区	安楽島町	597	3.1%	72	12.1%	352	59.0%	173	28.8%
	大朝東町	575	3.0%	84	14.6%	362	63.0%	124	21.4%
	大朝西町	531	2.7%	38	7.2%	326	61.4%	167	31.5%
	垂庄	358	1.8%	67	18.7%	201	56.1%	89	24.9%
	船津町	642	3.3%	57	8.9%	399	62.1%	183	28.5%
	安形町	222	1.1%	20	9.0%	97	43.5%	108	47.5%
	吉倉町	748	3.8%	72	9.6%	377	50.4%	299	40.0%
	河内町	322	1.7%	20	6.2%	176	52.6%	123	41.2%
	松尾町	772	4.0%	82	10.6%	467	59.2%	233	30.2%
	白木町	162	0.8%	20	13.2%	84	55.3%	48	31.8%
加茂地区計	8,185	42.1%	916	11.2%	4,880	57.2%	2,551	31.2%	
長岡地区計 1,270 6.5% 137 10.8% 721 56.8% 412 32.4%									
長岡地区	石鏡町	323	1.7%	21	6.5%	163	50.5%	139	42.7%
	津井町	265	1.4%	40	15.1%	149	56.2%	76	28.7%
	鏡浦地区計	59	0.3%	0	0.0%	32	54.2%	27	45.8%
離島地区計 2,264 10.1% 198 10.1% 1,093 55.7% 871 34.2%									
離島地区	磯部町	46	0.2%	0	0.0%	28	60.9%	18	39.1%
	笠志町	1,363	10.1%	198	10.1%	1,093	55.7%	871	34.2%
	安島町	423	2.2%	21	4.9%	214	50.1%	190	44.5%
	神島町	843	4.3%	73	8.7%	497	59.0%	273	32.4%
	鏡浦地区計	1,270	6.5%	94	7.4%	711	56.0%	463	36.5%
	宮手町	565	2.9%	32	5.7%	258	45.7%	275	48.7%
離島地区計 1,410 7.3% 177 12.6% 751 53.9% 482 34.2%									
離島地区	神島町	550	2.8%	51	9.3%	293	53.3%	206	37.5%
	神島町	348	1.8%	32	9.2%	149	42.8%	167	48.0%
	宮手町	312	1.6%	1	0.3%	117	37.1%	197	62.5%
離島地区計	3,188	16.4%	295	9.2%	1,568	49.2%	1,327	41.6%	

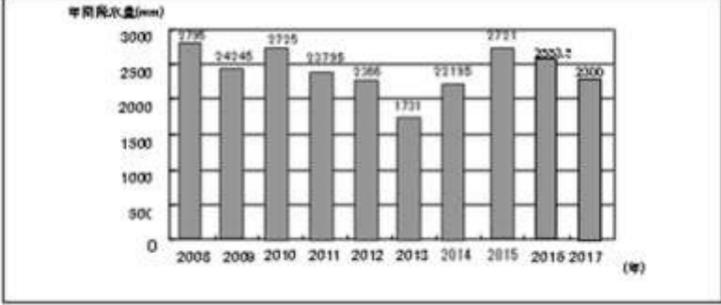
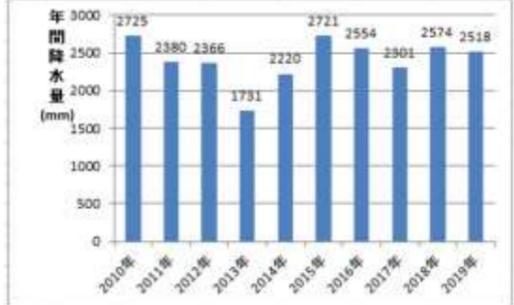
[出典:総務省「平成27年国勢調査」]

(以下略)

最新の状況に更新

最新の状況に更新

<p>19 18</p>		<p>3 グローバル化の進展</p> <p>国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、観光目的で本市を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。</p> <p>在日・訪日外国人の場合、言葉の問題等から災害発生時に即座に状況を理解することが難しいことが想定され、災害時に外国人が理解できる形での迅速で正確な情報伝達の体制づくりが必要と考えられる <u>(追加)</u>。 (以下略)</p>	<p>3 グローバル化の進展</p> <p>国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、観光目的で本市を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。</p> <p>在日・訪日外国人の場合、言葉の問題等から災害発生時に即座に状況を理解することが難しいことが想定され、災害時に外国人が理解できる形での迅速で正確な情報伝達の体制づくりが必要と考えられる <u>ことから、関係大使館等への連絡を含め、その対応を準備しておく必要がある</u>。(以下略)</p>	
		<p>5 情報通信技術の発達 (略)</p> <p>総務省による平成 <u>23</u> 年度末の国内における携帯電話普及率は、日本の総人口を上回る <u>100.1%</u> となっている。これら携帯電話端末では、ほとんどの機種で音声通話のみならず、メールやインターネット接続等によるデータ通信を行うことができるようになっており、さらに、より高度な情報処理が可能なスマートフォンやタブレット端末なども急速に普及してきている。</p> <p>また、総務省では、安心・安全に関わる公的情報などを、住民に対し正確かつ迅速に伝えることを目的とした情報基盤として、行政機関やライフライン事業者等が発信した情報を、地域を越えて放送事業者や新聞社、通信関連事業者等の情報伝達者に一斉に配信できるシステムである <u>「公共情報コモンズ」を整備し、導入を進めていることから</u>、防災情報についても、<u>このような新しい技術を取り入れた</u>、迅速で確実な情報伝達体制の構築が求められている。</p>	<p>5 情報通信技術の発達 (略)</p> <p>総務省による平成 <u>29</u> 年度末の国内における携帯電話普及率は、日本の総人口を上回る <u>133.8%</u> となっている。これら携帯電話端末では、ほとんどの機種で音声通話のみならず、メールやインターネット接続等によるデータ通信を行うことができるようになっており、さらに、より高度な情報処理が可能なスマートフォンやタブレット端末の <u>世帯保有率(スマートフォン75.1%、タブレット端末36.4%)も大幅に増加している</u>。</p> <p>また、総務省では、安心・安全に関わる公的情報などを、住民に対し正確かつ迅速に伝えることを目的とした情報基盤として、行政機関やライフライン事業者等が発信した情報を、地域を越えて放送事業者や新聞社、通信関連事業者等の情報伝達者に一斉に配信できるシステムである <u>「Lアラート(災害情報共有システム)」を整備しており</u>、防災情報についても、迅速で確実な情報伝達体制の構築が <u>可能となった</u>。</p>	
<p>19 -20 18 -19</p>	<p>第1部 総則 第3章 本市の特質及び既往の地震・津波災害 第1節 本市の特質 第1項 市勢の特色</p>	<p>6 観光客及び帰宅困難者対策</p> <p>本市 <u>を訪れる観光客は、平成25年には478万人に及び、観光の</u>繁忙期や週末などに大規模な災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定される。(以下略)</p>	<p>6 観光客及び帰宅困難者対策</p> <p>本市 <u>には、例年400万人を超える観光客が訪れ、</u>繁忙期や週末などに大規模な災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定される。(以下略)</p>	
		<p style="text-align: center;">観光入込数及び宿泊者数の推移</p>  <p style="text-align: center;">〔出典：鳥羽市観光課「平成25年 観光統計資料」〕</p>	<p style="text-align: center;">観光入込数及び宿泊者数の推移</p>  <p style="text-align: center;">〔出典：鳥羽市観光課「令和元年 観光統計資料」〕</p>	
<p>21 20</p>	<p>第3章 本市の特質及び既往の地震・津波災害 第1節 本市の特質</p>	<p>第2項 地形等 5 観光都市と漁業</p> <p>山地が海岸部まで迫っているため、海岸線は風光明媚な <u>リアス式海岸</u> により (以下略)</p>	<p>第2項 地形等 5 観光都市と漁業</p> <p>山地が海岸部まで迫っているため、海岸線は風光明媚な <u>リアス海岸</u> により (以下略)</p>	<p>教科書表記の変更</p>
<p>21 -22 20 -21</p>		<p>第3項 気象 2 過去5年間の降水量統計</p> <p>過去5年間の年間降水量の平均値が約 <u>2,500mm</u> と日本の平均的な降水量の1,700~1,800mmを大きく上回っている。降水量の一年間の変化をみると、<u>7・8月</u>が比較的少なく、9月に最大値が <u>見られる</u>。</p> <p>■気温及び降水量の月別変動(鳥羽地域気象観測所)</p> 	<p>第3項 気象 2 過去5年間の降水量統計</p> <p>過去5年間の年間降水量の平均値が約 <u>2,470mm</u> と日本の平均的な降水量の約1,700~1,800mmを大きく上回っている。降水量の一年間の変化をみると、<u>冬季</u>が比較的少なく、9月に最大値が <u>観測されることが多い</u>。</p> <p>■気温及び降水量の月別変動(鳥羽地域気象観測所)</p> 	<p>観測年度を変更</p>

		<p>■年間降水量の推移（鳥羽地域気象観測所）</p> 	<p>■年間降水量の推移（鳥羽地域気象観測所）</p> 	観測年度を変更
25	<p>第1部 総則 第4章 被害想定等 第1節 プレート境界型地震にかかる被害想定 <u>24</u></p>	<p>第1項 想定する地震モデル (前略) 一方、リスク予測とは、死者や負傷者といった人的被害、揺れや津波による建物被害、避難生活等の生活支障など、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様相を予測することを言う。 <u>今回の地震被害想定調査のうち、プレート境界型地震については</u>、「地震・津波対策編 第1章 第1節 第2項 本市の地震・津波対策の考え方 2 地震・津波対策の対象とする地震について (P1)」に掲げる(1)過去最大クラスの南海トラフ地震、(2)理論上最大クラスの南海トラフ地震の2つの地震モデルについて調査が実施された。 なお、地震被害想定調査結果の被害想定項目のうち、本項においては、以下の項目の予測結果の概要を示す。</p>	<p>第1項 想定する地震モデル (前略) 一方、リスク予測とは、死者や負傷者といった人的被害、揺れや津波による建物被害、避難生活等の生活支障など、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様相を予測することを言う。 <u>プレート境界型地震については</u>、「地震・津波対策編 第1章 第1節 第2項 本市の地震・津波対策の考え方 2 地震・津波対策の対象とする地震について (P1)」に掲げる(1)過去最大クラスの南海トラフ地震、(2)理論上最大クラスの南海トラフ地震の2つの地震モデルについて調査が実施された。 なお、地震被害想定調査結果の被害想定項目のうち、本項においては、以下の項目の予測結果の概要を示す。</p>	県防災計画の表記に整合
34	<p>第1部 総則 第4章 被害想定等 第3節 地震・津波に関する調査研究の推進</p>	<p>第1項 基本的な考え方 地震発生メカニズムは複雑多様であり、ほぼ同時かつ広範囲にわたって大規模な被害を生ずる。このような災害に対して総合的、計画的な防災対策を推進する<u>ためには</u>、国、県、その他防災関係機関と連絡を密にして地震・津波に対する研究を推進し、地震対策に反映させることとする。 (以下略)</p> <p>第2項 調査研究項目について <u>調査研究項目は、概ね次のとおりである。</u> a <u>過去の地震記録の調査研究</u> b <u>地震時の地盤性状に関する研究</u> c <u>建築物及び土木構造等の耐震性に関する研究</u> d <u>地震時の出火延焼に関する研究</u> e <u>津波に関する研究</u> f <u>地震時における交通確保に関する研究</u> g <u>人的被害及び避難に関する研究</u> h <u>地すべり、崖くずれ、土石流、ため池等に関する調査研究</u> i <u>避難所の安全に関する調査研究</u> j <u>震災時における情報連絡体制に関する調査研究</u></p>	<p>第1項 基本的な考え方 地震発生メカニズムは複雑多様であり、ほぼ同時かつ広範囲にわたって大規模な被害を生ずる。このような災害に対して総合的、計画的な防災対策を推進する<u>ため</u>、国、県、その他防災関係機関と連絡を密にして地震・津波に対する研究を推進し、地震対策に反映させることとする。 (以下略)</p> <p>第2項 調査研究項目について <u>1 国による南海トラフ地震の調査観測体制</u> (1) <u>ケーブル式海底地震計による監視体制</u> (2) <u>地震・津波観測監視システム (DONET) による観測監視体制</u> (3) <u>GPS波浪計による沖合波浪観測体制</u> (4) <u>地下水等総合観測施設による観測体制</u> (5) <u>電子基準点による近く変動状況の監視体制</u> <u>2 県による地震に関する調査等</u> (1) <u>地震被害想定及び津波浸水予測</u> <u>ア 三重県地域にかかる東海地震被害想定調査 (平成4年度)</u> <u>イ 三重県地域防災計画被害想定調査 (平成8年度)</u> <u>ウ 津波浸水予測 (平成23年度)</u> <u>エ 三重県地震被害想定調査 (平成24～25年度)</u> (2) <u>活断層調査</u> <u>「県防災計画 -津波・地震対策編- (令和2年3月修正)」より引用</u></p>	
36	<p>第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第1節 市民や地域・離島の防災対策の促進 第3項 対策 ■市が実施する対策</p>	<p>1 町内会等、自主防災組織を対象とした対策 (総務課、関係各課) (1) <u>地震津波対策に関する普及・啓発事業の実施 (略) 普及・啓発及び支援に取り組む。(追加)</u> (3) <u>津波避難路整備の促進</u> 本市は地域の行う津波避難路整備事業に対し<u>補助金の助成</u>を行う。(以下略)</p>	<p>1 町内会等、自主防災組織を対象とした対策 (総務課、関係各課) (1) <u>地震津波対策に関する普及・啓発事業の実施 (略) 普及・啓発及び支援に取り組む。(推進計画)</u> (3) <u>津波避難路整備の促進</u> 本市は、<u>防災訓練等の防災啓発事業や出前と一く等の各種機会を活用して</u>、地域の行う津波避難路整備事業に対する<u>啓発</u>を行う。(以下略)</p>	南海トラフ地震対応
37		<p>2 市民を対象とした対策 (総務課、関係各課) (3) <u>津波避難路整備の促進</u> 市民や観光客等の避難対策のため、<u>市は地域の行う津波避難路整備事業に対し補助金の助成を行う。また、避難上、必要な市道の整備も併せて</u>行っていく。</p>	<p>2 市民を対象とした対策 (総務課、関係各課) (3) <u>津波避難路整備の促進</u> 市民や観光客等の避難対策のため、必要な市道の整備<u>を</u>行っていく。</p>	補助金事業の終了

38 37	■自主防災組織、町内会等が実施する対策	1 <u>地域住民</u> を対象とした対策 (6) <u>津波避難路整備</u> <u>市の津波避難路整備事業補助金を活用し、地域の避難路整備</u> の整備と整備した避難路の維持管理に努める。	1 <u>市民</u> を対象とした対策 (6) <u>津波避難路整備</u> <u>地域の避難路整備と</u> 維持管理に努める。													
41 40	第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第2節 防災人材の育成・活用 第3項 対策 ■市が実施する対策	2 <u>自主防災組織</u> を対象とした対策（総務課） (1) <u>自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発</u> 自主防災組織のリーダー等を対象とした自主防災リーダー <u>養成</u> 講座を行う。年に1回程度実施し、継続的に育成を行っていく。 (以下略)	2 <u>自主防災組織</u> を対象とした対策（総務課） (1) <u>自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発</u> 自主防災組織のリーダー等を対象とした自主防災リーダー <u>養成</u> 講座を行う。年に1回程度実施し、継続的に育成を行っていく。 (以下略)	誤記修正												
44 43	第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第3節 <u>自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化</u> ■市が実施する対策	1 <u>自主防災組織</u> を対象とした対策（総務課） (2) <u>自主防災組織の結成促進</u> 地域住民の自主防災組織については、現在、 <u>47町内会・自治会中45組織</u> が結成されているが、自主防災組織の未結成地域においては、同地域における自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。 <u>(追加)</u>	1 <u>自主防災組織</u> を対象とした対策（総務課） (2) <u>自主防災組織の結成促進</u> 地域住民の自主防災組織については、現在、 <u>46町内会・自治会中45組織</u> が結成されているが、自主防災組織の未結成地域においては、同地域における自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。 <u>自主防災組織カバー率：95.7%（参考：県92.7%）</u>	最新の状況を反映												
50 49	第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第6節 児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進 第1項 防災・減災重点目標	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校施設等の耐震対策にばらつきがある。</u> ・津波からの避難対策などの取組みや児童・生徒等への防災教育、家庭や地域との連携について、避難訓練や防災教育により避難行動や防災意識は徐々に向上しているが、入園、入学や進学により学校環境が変わるため、一定レベルの継続した訓練と教育への取組みが必要である。 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>すべての学校・保育所等において耐震対策が、児童・生徒・教職員等の安全が確保されるとともに、継続的な訓練や啓発活動により家庭や地域と連携した避難行動や防災意識が保たれる。</u>また、防災教育を通して人と人との結びつきや助け合いの大切さを知る人づくりがなされている。 </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>校舎等の耐震化は一部未完了の施設がある。</u> ・津波からの避難対策などの取組みや児童・生徒等への防災教育、家庭や地域との連携について、避難訓練や防災教育により避難行動や防災意識は徐々に向上しているが、入園、入学や進学により学校環境が変わるため、一定レベルの継続した訓練と教育への取組みが必要である。 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>【この計画が目指す状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な訓練や啓発活動により、家庭や地域と連携した避難行動や防災意識が<u>保たれている</u>。また、防災教育を通して人と人との結びつきや助け合いの大切さを知る人づくりがなされている。 </div> </div>													
	第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第6節 児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進 第2項 対策項目	<p>【公助】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施主体</th> <th style="width: 15%;">対 象</th> <th style="width: 70%;">対 策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>学校・保育所等</td> <td>(1) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (2) 学校施設等の耐震化及び非構造部材の耐震対策 (3) 学校施設等の安全点検 <u>(4) 児童・生徒等の安全確保</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対 策（活動）項目	市	学校・保育所等	(1) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (2) 学校施設等の耐震化及び非構造部材の耐震対策 (3) 学校施設等の安全点検 <u>(4) 児童・生徒等の安全確保</u>	<p>【公助】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施主体</th> <th style="width: 15%;">対 象</th> <th style="width: 70%;">対 策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>学校・保育所等</td> <td><u>(1) 児童・生徒等の安全確保</u> (2) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 <u>(3) 学校施設（非構造部材）の耐震対策</u> (4) 学校施設等の安全点検</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 象	対 策（活動）項目	市	学校・保育所等	<u>(1) 児童・生徒等の安全確保</u> (2) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 <u>(3) 学校施設（非構造部材）の耐震対策</u> (4) 学校施設等の安全点検	記載順の変更 (県防災計画に整合)
実施主体	対 象	対 策（活動）項目														
市	学校・保育所等	(1) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (2) 学校施設等の耐震化及び非構造部材の耐震対策 (3) 学校施設等の安全点検 <u>(4) 児童・生徒等の安全確保</u>														
実施主体	対 象	対 策（活動）項目														
市	学校・保育所等	<u>(1) 児童・生徒等の安全確保</u> (2) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 <u>(3) 学校施設（非構造部材）の耐震対策</u> (4) 学校施設等の安全点検														
	第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第6節 児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進 ■市が実施する対策 1 学校・保育所等を対象とした対策（教育委員会事務局・健康福祉課）	(1) <u>校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施</u> ① 各学校・保育所等で <u>は、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員等の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。</u> ② <u>東日本大震災の教訓をふまえ、各学校・保育所等の立地条件に応じた避難計画等の防災計画を策定し、計画に沿った訓練を実施する。</u> また、随時見直しを図る。 (2) <u>学校施設等の耐震化及び非構造部材の耐震対策</u> (略)	(2) <u>校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施</u> 各学校・保育所等で <u>災害に備えた防災体制の整備、立地状況に応じた避難計画等、防災計画の策定や見直し、計画に沿った訓練の実施を支援する。</u> (3) <u>学校施設（非構造部材）の耐震対策</u> (略)	県防災計画に整合させ、市の実施項目・責任区分を明確に記載												
51 50		(3) <u>学校施設等の安全点検</u> ① 学校施設等の <u>点検を行い</u> 、必要な補修を行う。 ② <u>職員室や教室等において書棚等の転倒の恐れのある備品の固定を行う。</u> (4) <u>児童・生徒等の安全確保</u> ① 登下校時等の児童・生徒等の安全を確保するため、 <u>情報収集伝達方法、誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時等の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行う。</u> 児童・生徒等、教職員等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。 ② <u>津波対策について、特に津波浸水想定地域にある学校等にあっては、津波警報発表時等の避難計画を整備し、避難訓練の徹底を図る。</u> ③ <u>メールを活用した学校と保護者の連携と情報共有を図る。</u> ④ <u>乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。</u> ⑤ <u>放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進する。</u>	(4) <u>学校施設等の安全点検</u> 学校施設等の <u>安全点検を随時行い</u> 、必要な補修を行う。 (1) <u>児童・生徒等の安全確保</u> 登下校時等の児童・生徒等の安全を確保するため、 <u>学校等における防災教育及び防災対策がさらに充実するよう、支援する。</u>													

	2 児童・生徒等を対象とした対策（教育委員会事務局）	(1) 防災教育の推進 防災ノート等を活用した防災教育を継続して <u>行う</u> 。	(1) 防災教育の推進 防災ノート等を活用した防災教育を継続して <u>推進する</u> 。	「市防災計画一風水害等対策編一」に整合												
	3 教職員等を対象とした対策（教育委員会事務局）	(1) 学校防災人材の育成と活用 ① 学校においては、学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。 ② <u>防災研修を実施し、人材の育成を推進する</u> 。	(1) 学校防災人材の育成と活用 ア 学校においては、学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。 イ <u>各種研修において防災教育を実施し、防災意識・知識の向上を図る</u> 。													
	4 児童・生徒等の保護者を対象とした対策（教育委員会事務局）	(1) 家庭と連携した防災教育の推進 防災ノート等の活用による家庭と連携した防災教育に <u>取り組む</u> 。	(1) 家庭と連携した防災教育の推進 防災ノート等の活用による家庭と連携した防災教育を <u>推進する</u> 。													
	5 地域（地域住民）を対象とした対策（教育委員会事務局、健康福祉課）	(1) 地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進 地域と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、 <u>災害時に学校・保育所等と地域が担う役割分担などを整理・確認する</u> 。 災害時に学校・保育所等が避難所となった際、設置や運営方法等について、 <u>市が実施する地域と合同の防災訓練等を通じて、地域と学校・保育所等が事前に話し合いを行っておく</u> 。	(1) 地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進 地域と合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に学校・保育所等が避難所となった際、設置や運営方法等について <u>円滑に検討できるよう、学校・保育所等と地域、家庭との連携を一層促進する</u> 。													
	(末尾)	(追加)	「三重県地域防災計画において、これまで■県が実施する対策」には、「県（教育委員会等）が実施する対策」と「学校・保育所等が実施する対策」が併記、又は区分されず記載されていたが「平成29年度3月修正版」以降、「学校・保育所等が実施する対策」については区分又は削除され、県の実施する事項・責任区分を明確に表記するよう改められた事から、「市地域防災計画」においても同様に、市の実施する事項・責任区分を明らかに表記するよう改正した。（P199-200「第3部 第4章 第4節 学校・保育所における児童・生徒等の安全確保」についても同様の表記に改正した。）													
52 51	第2部 災害予防・減災対策 第1章 自助・共助を育む対策の推進 第7節 観光地における防災対策の促進 第1項 防災・減災重点目標	【現在の状況】 ・(略) ・(略) ・帰宅困難者一時受入れ体制の強化が <u>求められる</u> 。	【この計画が目指す状態】 (略)	最新の状況を反映												
53 52	第3項 対策 ■市が実施する対策 1 観光関係団体・観光事業者・公共交通機関・市民を対象とした対策	(2) 連絡体制の確立 市観光協会等の観光関係団体や <u>主な観光事業者及び公共交通機関と</u> 災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報発信にかかる体制の確立を図る。 (3) 観光客等の避難誘導體制の確立 市観光協会等の観光関係団体や <u>主な観光事業者及び公共交通機関と地域住民と</u> 連携した避難訓練の実施など、各団体や事業者独自で観光客等の避難誘導體制の確立を図る。 (4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化 市観光協会等の観光関係団体や <u>主な観光事業者及び公共交通機関の協力を得て</u> 、観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化を図る。	(2) 連絡体制の確立 市観光協会等の観光関係団体、 <u>主な観光事業者及び公共交通機関と</u> 、災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報発信にかかる体制の確立を図る。 (3) 観光客等の避難誘導體制の確立 市観光協会等の観光関係団体、 <u>主な観光事業者及び公共交通機関と市民が</u> 連携した避難訓練の実施など、各団体や事業者独自で観光客等の避難誘導體制の確立を図る。 (4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化 市観光協会等の観光関係団体、 <u>主な観光事業者及び公共交通機関の協力を得て</u> 、観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化を図る。	県防災計画に整合												
56 55	第2部 災害予防・減災対策 第2章 安全に避難するための対策 第1節 避難対策等の推進 第2項 対策項目	【公助】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>地域・住民等及び関係団体</td> <td>(3)避難場所、舗装路の整備・周知 (8)避難行動要支援者対策 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	市	地域・住民等及び関係団体	(3)避難場所、舗装路の整備・周知 (8)避難行動要支援者対策 (追加)	【公助】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>地域・住民等及び関係団体</td> <td>(3)避難場所、舗装路の周知 (8)避難行動要支援者・要配慮者対策 (9)ペット対策</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	市	地域・住民等及び関係団体	(3)避難場所、舗装路の周知 (8)避難行動要支援者・要配慮者対策 (9)ペット対策	
実施主体	対象	対策（活動）項目														
市	地域・住民等及び関係団体	(3)避難場所、舗装路の整備・周知 (8)避難行動要支援者対策 (追加)														
実施主体	対象	対策（活動）項目														
市	地域・住民等及び関係団体	(3)避難場所、舗装路の周知 (8)避難行動要支援者・要配慮者対策 (9)ペット対策														
57 56		【自助】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策（活動）項目	市民	(追加)	【自助】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民</td> <td>(4)ペットの同行避難対策</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対策（活動）項目	市民	(4)ペットの同行避難対策					
実施主体	対策（活動）項目															
市民	(追加)															
実施主体	対策（活動）項目															
市民	(4)ペットの同行避難対策															
	第2部 第2章 第1節 第3項 対策 ■市が実施する対策 1 地域・市民等及び関係団体を対象とした対策	(1) 避難等知識の啓発・普及（総務課、農水商工課、定期船課） <u>南海トラフ地震発生による津波から身を守るため、避難行動要支援者を地域で助け合いながら避難する意識を持つことにより、生存率が高くなることなど被害を限りなくゼロに近づけるための「出前と一く」等で啓発するとともに、津波に対する次の内容の普及を図る</u> 。	(1) 避難等知識の啓発・普及（総務課、農水商工課、定期船課） 津波から <u>自身や家族、避難行動要支援者の命を守るため、広報や防災講習会等で津波に対する次の内容を啓発する</u> 。													
58 56		(3) 避難場所、避難路の整備・周知（総務課、観光課） 災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを避難場所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、避難場所までの夜間対策を含む避難路を <u>整備</u> する。	(3) 避難場所、避難路の周知（総務課、観光課） 災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを避難場所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、避難場所までの夜間対策を含む避難路を <u>周知</u> する。													

60 58		<p>(7) 避難所運営対策（税務課） ア 避難所運営の基本 避難所における情報の伝達や食料の配布、清掃等の避難所運営は、町内会等や自主防災組織で作られることから、<u>運営組織の立上げや運営上の問題について市が職員を派遣するなど支援を行い、円滑な避難所運営に協力する。また、市災対本部は、必要に応じて県及び他の市町に対して協力を求める。</u></p>	<p>(7) 避難所運営対策（税務課、<u>環境課、総務課、健康福祉課</u>） ア 避難所運営の基本 避難所における情報の伝達や食料の配布、清掃等の避難所運営は、町内会等や自主防災組織が担うことになることから、<u>平素より避難所運営訓練や日頃の情報共有・顔の見える関係づくり等により防災・減災に備えておく。</u> また、大規模災害等により中長期にわたり避難所を運営する状況において、各避難所が市職員の支援によらず、町内会や自主防災組織等市民による運営対策等が直ちに講じられるよう、「避難所運営マニュアル（共通）」を各町内会・自治会等に事前配布をするとともに、感染症対策等、運営要領・基準等への新たな対応・対策が必要となった場合にも、その都度、資料・マニュアル等を配布（必要に応じ説明会を実施）して、その普及・徹底を図る。 <u>更に各指定避難所ごとの特性を考慮した避難所運営マニュアルが作成されること（水平展開）を目指し、避難所運営に関する「出前と一く」及び訓練支援を推進する。（推進計画）</u></p>	市の避難所運営の基本事項を具体化												
60 59		<p>ウ 避難所外避難者への対応 車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等の避難者は、<u>最寄りの避難所運営委員に対し、避難している場所の所在、避難者の住所、氏名、人数、その他必要事項を報告する。</u></p>	<p>ウ 避難所外避難者への対応 車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない避難者が発生することを予期して、<u>各避難所運営委員が予想される町内会・自主防災組織等は、事前に駐車場所・支援要領等について検討する。</u></p>	最新の状況を反映												
61 60		<p>(8) <u>要配慮者対策</u>（健康福祉課） ア 避難行動要支援者対策（略） <u>（追加）</u></p>	<p>(8) <u>避難行動要支援者・要配慮者対策</u>（健康福祉課） ア 避難行動要支援者・要配慮者対策（略） <u>この際、「災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供に関する協定書（R02.2.10）」等を積極的に活用する。（推進計画）</u></p>	最新の状況を反映												
62 60 -1	<p>■自主防災組織や関係施設等が実施する対策 <自主防災組織が実施する対策> 1 地域・市民を対象とした対策</p>	<p>(3) <u>津波避難訓練等の実施・参加</u> 自主防災組織等は、独自の津波避難訓練を<u>軽易に実施</u>するとともに、市の実施する津波避難訓練に積極的に参加し、地域の避難要領及び避難行動要支援者の避難・援助要領等について確認・対策を確立する。</p>	<p>(3) <u>津波避難訓練等の実施・参加</u> 自主防災組織等は、独自の津波避難訓練を<u>実施</u>するとともに、市の実施する津波避難訓練に積極的に参加し、地域の避難要領及び避難行動要支援者の避難・援助要領等について確認・対策を確立する。</p>	表現の変更												
63 60 -1	<p><市観光協会、観光事業者等が実施する対策></p>	<p>1 観光客・観光事業者・公共交通機関を対象とした対策 (1) <u>観光客等の避難状況等の情報収集・避難誘導等の情報発信体制の確立</u> 各団体及び各事業者独自で<u>観光客等の避難誘導体制</u>の確立を図る。</p>	<p>1 観光客・観光事業者・公共交通機関を対象とした対策 (1) <u>観光客等の避難状況等の情報収集・避難誘導等の情報発信体制の確立</u> 各団体及び各事業者独自で、<u>災害時の避難状況等に関する情報収集要領や避難誘導等の情報発信に係る体制</u>の確立を図る。</p>	県防災計画に整合												
63 60 -1	<p>■市民が実施する対策</p>	<p><u>（追加）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【担当課】 ・総務課、税務課、農水商工課、観光課、建設課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部</p> </div>	<p><u>（4）ペットの同行避難対策</u> (1) <u>ペットの飼い主は同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に務める。</u> (2) <u>避難所等の運営委員会・管理者等は、ペットは飼い主である避難者にとって家族の一員であり、心の拠り所となっている場合があると同時に、衛生管理や他の避難者への配慮も必要であることから、状況に応じ専用スペースを設置する等のルール作りなどの対応を考える。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【担当課】 ・総務課、税務課、<u>環境課</u>、農水商工課、観光課、建設課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部</p> </div>													
64 61	<p>第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進 第1節 建築物等の防災対策の推進 第1項 防災・減災重点目標</p>	<p>【現在の状況】 ・(略) ・<u>（追加）</u></p>	<p>【現在の状況】 ・(略) ・<u>発災時の応急仮設住宅の調査・調達・供給体制の整備が十分でない。</u></p>	最新の状況を反映												
	<p>第2項 対策項目 【公助】</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施主体</th> <th style="width: 15%;">対象</th> <th style="width: 70%;">対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>市民 建築物の所有者等</td> <td><u>(1) 耐震診断及び補強工事の推進</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	市	市民 建築物の所有者等	<u>(1) 耐震診断及び補強工事の推進</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施主体</th> <th style="width: 15%;">対象</th> <th style="width: 70%;">対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>市民 建築物の所有者等</td> <td><u>(1) 建築物の耐震化の促進</u> <u>(2) 建築物等の耐震化</u> <u>(3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定</u> <u>(4) 応急仮設住宅供給体制の整備</u></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	市	市民 建築物の所有者等	<u>(1) 建築物の耐震化の促進</u> <u>(2) 建築物等の耐震化</u> <u>(3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定</u> <u>(4) 応急仮設住宅供給体制の整備</u>	県防災計画に整合
実施主体	対象	対策（活動）項目														
市	市民 建築物の所有者等	<u>(1) 耐震診断及び補強工事の推進</u>														
実施主体	対象	対策（活動）項目														
市	市民 建築物の所有者等	<u>(1) 建築物の耐震化の促進</u> <u>(2) 建築物等の耐震化</u> <u>(3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定</u> <u>(4) 応急仮設住宅供給体制の整備</u>														

<p>64 65 61</p>	<p>第3項 対策 ■市が実施する対策</p>	<p>1 市民、建築物の所有者等を対象とした対策（建設課） (1) 耐震診断及び補強工事の推進 建築物等について、耐震性の確保を図るよう指導し、住宅相談にも応じ、個人の戸建て木造住宅等の建築物については、耐震補強工事補助制度の活用を周知する。 <u>(追加)</u></p>	<p>1 建築物の耐震化の促進 建築物・工作物のうち、被災した場合に、災害応急対策活動の妨げや広域の経済活動に著しい影響を及ぼすおそれがあるものや、多数の人々を収容する建築物等については、重要性を考慮し、特に耐震性を高めるよう努める。 (1) 市有建築物の耐震対策（総務課、建設課、教育委員会事務局、消防本部） 災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の中心となる施設及び多数の人々を収容する建築物等の耐震性の確保を図る必要があることから、耐震性の調査を行い、鳥羽市耐震改修促進計画に基づき、地震防災上必要な改修又は補強を実施する。 また、公共建築物の耐震性にかかるリストの作成及び公表を行い、建築物の耐震化を推進する。市有建築物の耐震化は、これまで耐震化を進めており、引き続き、建築物の適切な維持管理に努めていく。 2 建築物等の耐震化 (1) 市の建築物（建設課） 市有建築物同様、被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物など、防災上重要な建築物について耐震性の確保を図る。 (2) 一般建築物における建築物等について、耐震性の確保を図るよう指導し、住宅相談にも応じ、個人の戸建て木造住宅等の建築物については、耐震補強工事補助制度の活用を周知する。 また、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進する。 (3) ブロック塀等対策（建設課） ブロック塀については、正しい施工方法及び既存のものへの補強の必要性について啓発を行うとともに、建築基準法等による基準が遵守されるよう相談対応等を行う。 3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（建設課） 県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、判定士を確保する。 また、迅速な判定活動実施のために、常に判定コーディネーターとして従事できる職員を確保するよう努める。 4 応急仮設住宅供給体制の整備（建設課） 災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する。 また、被災者用の住居として利用可能な市営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。 <u>(中略)</u></p>																					
<p>66 62</p>	<p>第2節 公共土木施設等の防災対策の推進 第3項 対策 ■市が実施する対策 1 地域・市民等及び関係団体を対象とした対策</p>	<p>(2) 河川・海岸の防災・減災対策 ① 河川堤防については（中略）耐震性向上に向けた整備を図る。<u>(追加)</u> ② 毎年定期的に、水門等の操作に支障のないよう点検整備を行う。<u>(追加)</u> (3) 漁港の防災・減災対策（農水商工課） ① 震災発生後に（中略）輸送体制の構築を図る。<u>(追加)</u> ② 毎年定期的に、防潮扉等の操作に支障のないよう点検整備を行う。<u>(追加)</u></p>	<p>(2) 河川・海岸の防災・減災対策（建設課） ア 河川堤防については（中略）耐震性向上に向けた整備を図る。<u>(推進計画)</u> イ 毎年定期的に、水門等の操作に支障のないよう点検整備を行う。<u>(推進計画)</u> (3) 漁港の防災・減災対策（農水商工課） ア 震災発生後に（中略）輸送体制の構築を図る。<u>(推進計画)</u> イ 毎年定期的に、防潮扉等の操作に支障のないよう点検整備を行う。<u>(推進計画)</u></p>	<p>南海トラフ地震対応</p>																				
<p>67 63</p>	<p>第3節 危険物施設等の防災対策の推進 第2項 対策項目 【公助】 【自助】</p>	<p>第3節 危険物施設等の防災対策の推進 第1項 防災・減災重点目標 【現在の状況】 ・危険物施設等の地震対策について、（以下略）</p> <p>⇒</p> <p>【この計画が目指す状態】 ・危険物施設等について耐震性が（以下略）</p> <table border="1" data-bbox="492 1619 1590 1745"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>危険物施設、<u>高圧ガス施設</u>、<u>毒劇物施設</u>を管理する事業者</td> <td>(1) 危険物施設、<u>高圧ガス施設</u>、<u>毒劇物施設</u>を管理する事業者への指導等</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="492 1780 1590 1896"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険物施設、<u>高圧ガス施設</u>、<u>毒劇物施設</u>を管理する事業者</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	市	危険物施設、 <u>高圧ガス施設</u> 、 <u>毒劇物施設</u> を管理する事業者	(1) 危険物施設、 <u>高圧ガス施設</u> 、 <u>毒劇物施設</u> を管理する事業者への指導等	実施主体	対策（活動）項目	危険物施設、 <u>高圧ガス施設</u> 、 <u>毒劇物施設</u> を管理する事業者	(略)	<p>第3節 危険物施設の防災対策の推進 第1項 防災・減災重点目標 【現在の状況】 ・危険物施設の地震対策について、（以下略）</p> <p>⇒</p> <p>【この計画が目指す状態】 ・危険物施設について耐震性が（以下略）</p> <table border="1" data-bbox="1620 1619 2718 1745"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>危険物施設を管理する事業者</td> <td>(1) 危険物施設を管理する事業者への指導等</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1620 1780 2718 1896"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対策（活動）項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険物施設を管理する事業者</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策（活動）項目	市	危険物施設を管理する事業者	(1) 危険物施設を管理する事業者への指導等	実施主体	対策（活動）項目	危険物施設を管理する事業者	(略)	<p>最新の状況を反映</p>
実施主体	対象	対策（活動）項目																						
市	危険物施設、 <u>高圧ガス施設</u> 、 <u>毒劇物施設</u> を管理する事業者	(1) 危険物施設、 <u>高圧ガス施設</u> 、 <u>毒劇物施設</u> を管理する事業者への指導等																						
実施主体	対策（活動）項目																							
危険物施設、 <u>高圧ガス施設</u> 、 <u>毒劇物施設</u> を管理する事業者	(略)																							
実施主体	対象	対策（活動）項目																						
市	危険物施設を管理する事業者	(1) 危険物施設を管理する事業者への指導等																						
実施主体	対策（活動）項目																							
危険物施設を管理する事業者	(略)																							

66 63	第3項 対策 ■市が実施する対策	1 危険物施設、 <u>高圧ガス施設</u> 、 <u>毒劇物施設</u> を管理する事業者を対象とした対策（消防本部） (1) 危険物施設、 <u>高圧ガス施設</u> 、 <u>毒劇物施設</u> を管理する事業者への指導等 ア 消防法に規定する危険物施設、 <u>高圧ガス施設等の消防対象物</u> に対し、立ち入り検査等を実施する。また特定の危険物施設に対しては、予防規程の作成及び保安員制度、自衛消防組織の確立について指導し、法令基準の <u>維持適合</u> についてその確認を行うとともにその都度災害予防上必要な指導助言を行う。 イ 危険物取扱従事者の <u>防災意識</u> の向上を図るための、 <u>自主的な保安教育</u> の実施を促し、指導助言を行う。	1 危険物施設を管理する事業者を対象とした対策（消防本部） (1) 危険物施設を管理する事業者への指導等 ア 消防法に規定する危険物施設に対し、立ち入り検査等を実施する。また特定の危険物施設に対しては、予防規程の作成及び保安員制度、自衛消防組織の確立について指導し、法令基準の <u>位置、構造、設備、貯蔵及び取扱いの維持管理</u> についてその確認を行うとともにその都度災害予防上必要な指導助言を行う。 イ 危険物取扱従事者の <u>防災意識及び知識</u> の向上を図るための、 <u>法令に定める保安講習を受講させ、また、予防規程による消防訓練の実施及び自主的な保安教育</u> の実施を促し、指導助言を行う。	最新の状況を反映																								
67 68 63 64	■危険物施設、 <u>高圧ガス施設</u> 、 <u>毒劇物施設</u> を管理する事業者が実施する対策	■危険物施設、 <u>高圧ガス施設</u> 、 <u>毒劇物施設</u> を管理する事業者が実施する対策 1 施設の耐震対策や津波対策の充実強化 消防法、 <u>高圧ガス保安法等関係法令</u> に基づく <u>構造、設備基準</u> の遵守はもとより、 <u>設置地盤</u> の状況をよく調査し、耐震化・耐浪化の強化に努める。 2 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施 危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに <u>保安管理</u> の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施 <u>する</u> 。 また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るため、必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある <u>薬品等を管理する施設等の管理者</u> は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。 3 緩衝地帯の整備 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある <u>薬品等</u> を管理する <u>施設等</u> からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。	■危険物施設を管理する事業者が実施する対策 1 施設の耐震対策や津波対策の充実強化 消防法令に基づく <u>位置、構造、設備基準</u> の遵守はもとより、 <u>設置場所における浸水想定区域の確認、地盤</u> の状況をよく調査し、耐震化・耐浪化の強化に努める。 2 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施 危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに <u>保安管理や知識</u> の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施し、 <u>危険物取扱者免状保有者には法令に定める保安講習を受講させる</u> 。 また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るため、必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある <u>危険物等を管理する施設の管理者等</u> は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。 3 緩衝地帯の整備 危険物施設等の火災原因となるおそれのある <u>危険物</u> を管理する <u>施設等以外</u> からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。																									
69 65	第4節 地盤災害防止対策の推進 第1項 防災・減災重点目標	【現在の状況】 ・(略) ⇒ 【この計画が目指す状態】 ・南海トラフ地震等大規模地震を想定し、地震による地盤災害が発生すると思われる崩壊危険地・造成地・埋立地・地盤沈下地域・軟弱地盤地等については、土地利用の適正な規制と指導を行うとともに、 <u>災害防止に重点をおいた技術基準に基づき整備が着実に進められている。</u>	【現在の状況】 ・(略) ⇒ 【この計画が目指す状態】 ・南海トラフ地震等大規模地震を想定し、地震による地盤災害が発生すると思われる崩壊危険地・造成地・埋立地・地盤沈下地域・軟弱地盤地等については、土地利用の適正な規制と指導を行うとともに、 <u>災害地盤災害への対応が適切に講じられている。</u>	県防災計画に整合																								
69 65	第2項 対策項目	【公助】 <table border="1" data-bbox="489 982 1590 1100"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策(活動)項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>町内会等</td> <td>(1) 市民への周知 <u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table> 【共助】 <table border="1" data-bbox="489 1125 1590 1201"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策(活動)項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内会等</td> <td><u>地域住民</u></td> <td>(1) 地域住民への周知</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策(活動)項目	市	町内会等	(1) 市民への周知 <u>(追加)</u>	実施主体	対象	対策(活動)項目	町内会等	<u>地域住民</u>	(1) 地域住民への周知	【公助】 <table border="1" data-bbox="1620 982 2721 1100"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策(活動)項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td><u>市民・町内会等</u></td> <td>(1) 市民への周知 <u>(2) 土砂災害対策</u></td> </tr> </tbody> </table> 【共助】 <table border="1" data-bbox="1620 1125 2721 1201"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策(活動)項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内会等</td> <td><u>市民</u></td> <td>(1) <u>市民</u>への周知</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策(活動)項目	市	<u>市民・町内会等</u>	(1) 市民への周知 <u>(2) 土砂災害対策</u>	実施主体	対象	対策(活動)項目	町内会等	<u>市民</u>	(1) <u>市民</u> への周知	県防災計画に整合
実施主体	対象	対策(活動)項目																										
市	町内会等	(1) 市民への周知 <u>(追加)</u>																										
実施主体	対象	対策(活動)項目																										
町内会等	<u>地域住民</u>	(1) 地域住民への周知																										
実施主体	対象	対策(活動)項目																										
市	<u>市民・町内会等</u>	(1) 市民への周知 <u>(2) 土砂災害対策</u>																										
実施主体	対象	対策(活動)項目																										
町内会等	<u>市民</u>	(1) <u>市民</u> への周知																										
69 70 65	第3項 対策 ■市が実施する対策 ■町内会等が実施する対策 ■市民が実施する対策	1 <u>町内会等</u> を対象とした対策 (<u>建設課</u>) <u>(追加)</u> 1 <u>地域住民</u> を対象とした対策 (1) <u>地域住民</u> への周知 市等から提供された土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害危険箇所を基に危険箇所等を <u>地域住民</u> へ周知する。 1 危険区域の確認 生活している箇所が土砂災害警戒区域等かどうかを確認し、 <u>移転を検討する。</u>	1 <u>市民・町内会等</u> を対象とした対策 (<u>総務課、建設課、農水工商課</u>) <u>(2) 土砂災害対策</u> 警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。 ア 避難所の設置 イ 避難勧告及び避難指示（緊急）等の発令時期決定方法 ウ 気象情報及び異常現象並びに避難勧告等の連絡方法 エ 避難所の位置及び避難勧告等の住民への周知 オ 土砂災害危険箇所等の把握 カ その他必要事項 特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を市民に周知するため、必要な措置を講じる。 <u>(3) ため池対策</u> 市ホームページにより「ため池マップ」を公開し、市民に対し周知 1 <u>市民</u> を対象とした対策 (1) <u>市民</u> への周知 市から提供された土砂災害の発生する恐れのある土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害危険箇所を基に危険箇所等を <u>市民</u> へ周知する。 1 危険区域の確認 生活している箇所が土砂災害警戒区域等かどうかを確認し、 <u>いざという時には早めに安全な行動をとる。</u>	県防災計画に整合																								

73 68	第2部 第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備 第2項 対策項目	<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策(活動)項目</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td></td> <td>(追加) (1) 災害輸送体制の確立 (以下略)</td> </tr> </table>	実施主体	対象	対策(活動)項目	市		(追加) (1) 災害輸送体制の確立 (以下略)	<table border="1"> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策(活動)項目</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td></td> <td>(1) 緊急輸送ネットワークの確保 (2) 災害輸送体制の確立 (以下略)</td> </tr> </table>	実施主体	対象	対策(活動)項目	市		(1) 緊急輸送ネットワークの確保 (2) 災害輸送体制の確立 (以下略)	県防災計画に 整合												
	実施主体	対象	対策(活動)項目																									
市		(追加) (1) 災害輸送体制の確立 (以下略)																										
実施主体	対象	対策(活動)項目																										
市		(1) 緊急輸送ネットワークの確保 (2) 災害輸送体制の確立 (以下略)																										
74 69	第2部 第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備 第3項 対策 ■市が実施する対策 1 市を対象とした対策	(追加) (1) 災害輸送体制の確立(総務課・建設課) イ 輸送対象 a 第1段階(目安:災害発生から3日まで) (追加)	(1) 緊急輸送ネットワークの確保(総務課) 緊急輸送活動のために確保すべき道路・漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう、緊急輸送ネットワークの確保を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。 (2) 災害輸送体制の確立(総務課・建設課) イ 輸送対象 (ア) 第1段階(目安:災害発生から3日まで) f 被災地内を移動する避難者(分散避難のため)	感染症対策に 伴う業務追加																								
75 70	第2部 第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備 第3項 対策 ■市が実施する対策 1 市を対象とした対策	(2) 陸上輸送対策(市民課・建設課) ア 自動車等による輸送 a 緊急輸送道路の指定 (c) 第2次緊急輸送道路 <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>路線番号</th> <th>路線名</th> <th>区間(起点～終点)</th> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>167</td> <td>第二伊勢道路</td> <td>鳥羽市白木町～伊勢市境(二見町松下)</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td></td> <td>学校前線</td> <td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td> </tr> </table>	種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)	一般国道	167	第二伊勢道路	鳥羽市白木町～伊勢市境(二見町松下)	市道		学校前線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	(3) 陸上輸送対策(市民課・建設課) ア 自動車等による輸送 (ア) 緊急輸送道路の指定 c 第2次緊急輸送道路 <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>路線番号</th> <th>路線名</th> <th>区間(起点～終点)</th> </tr> <tr> <td>自動車専用道路</td> <td>167</td> <td>第二伊勢道路</td> <td>「松下JCT」～「鳥羽南・白木JCT」</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>●●●●</td> <td>岩崎錦町線</td> <td>鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽</td> </tr> </table>	種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)	自動車専用道路	167	第二伊勢道路	「松下JCT」～「鳥羽南・白木JCT」	市道	●●●●	岩崎錦町線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽	「風水害対策 編」に整合
種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)																									
一般国道	167	第二伊勢道路	鳥羽市白木町～伊勢市境(二見町松下)																									
市道		学校前線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																									
種別	路線番号	路線名	区間(起点～終点)																									
自動車専用道路	167	第二伊勢道路	「松下JCT」～「鳥羽南・白木JCT」																									
市道	●●●●	岩崎錦町線	鳥羽市鳥羽～鳥羽市鳥羽																									
76 70	第2部 第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備 第3項 対策 ■市が実施する対策 1 市を対象とした対策	c 輸送車両等の確保 (略) 【資料編:13 公用車一覧表 (P66)】	(イ) 輸送車両等の確保 (略) 【資料編:13 公用車一覧表 (P62)】	「資料編」修正																								
76 71	第2部 第4章 緊急輸送の確保 第1節 輸送体制の整備 第3項 対策 ■市が実施する対策 1 市を対象とした対策	(4) 空中輸送対策(消防本部) ア ヘリコプター等による輸送 (略) 【資料編:16 市内ヘリコプター離着陸場一覧表 (P211)】	(5) 空中輸送対策(消防本部) ア ヘリコプター等による輸送 (略) 【資料編:16 県防災ヘリコプター離着陸場一覧表 (P211)】																									
77 72	■輸送等を担う防災関係機関等を 対象とした対策 1 市の緊急輸送機能確保への協力	(2) 鳥羽市から直接要請を行う機関 <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>区分</th> <th>能力</th> </tr> <tr> <td>国際特別都市建設連盟(県外12市町)</td> <td>陸</td> <td>物資の運搬等</td> </tr> </table>	機関名	区分	能力	国際特別都市建設連盟(県外12市町)	陸	物資の運搬等	(2) 鳥羽市から直接要請を行う機関 <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>区分</th> <th>能力</th> </tr> <tr> <td>国際特別都市建設連盟(県外11市町)</td> <td>陸</td> <td>物資の運搬等</td> </tr> </table>	機関名	区分	能力	国際特別都市建設連盟(県外11市町)	陸	物資の運搬等	最新の状況に 更新												
機関名	区分	能力																										
国際特別都市建設連盟(県外12市町)	陸	物資の運搬等																										
機関名	区分	能力																										
国際特別都市建設連盟(県外11市町)	陸	物資の運搬等																										
79 73	第2部 第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保 第1項 防災・減災重点目標	【現在の状況】 ・(略) ⇒ 【この計画が目指す状態】 ・どの時間帯に地震が発生しても、必要な職員を早期に確保して市災対本部を速やかに立ち上げられる体制が整備されている。 また、発災時の公的施設等の用途が明確に定められており、各々が的確に災害対応にあたることのできる体制が整っている。	【現在の状況】 ・(略) ⇒ 【この計画が目指す状態】 ・どの時間帯に地震が発生しても、必要最小限の職員で市災対本部を速やかに立ち上げられるよう訓練されている。 また、発災時の公的施設等の用途が明確に定められており、各々が的確に災害対応にあたることのできる体制が整っている。																									

	第2部 第5章 防災体制の整備・強化 第1節 災害対策機能の整備及び確保 第2項 対策項目	【公助】			【公助】			県防災計画に 整合
		実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目	実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目	
		市	消防関係機関	(2) <u>救助力</u> の強化	市	消防関係機関	(2) <u>救助力・救急機能</u> の強化	
80 73	第3項 対策 ■市が実施する対策 1 市災対本部を対象とした対策（総務課） (1) 市災対本部の整備・充実 ア 市災対本部施設及び設備の整備	b 市災対本部設備の整備 南海トラフ地震発生時は、停電・断水が想定されるが、災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保 <u>方策など必要な検討を進める。</u>			(イ) 市災対本部設備の整備 南海トラフ地震発生時は、停電・断水が想定されるが、災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保 <u>体制を引き続き継続する。</u>			検討終了の為
		c 物資・資器材の備蓄 南海トラフ地震発生時は（中略）職員用物資を備蓄する <u>(追加)</u>			(ロ) 物資・資器材の備蓄 南海トラフ地震発生時は（中略）職員用物資を備蓄する <u>(推進計画)</u>			南海トラフ地震対応
80 74	(1) 市災対本部の整備・充実 ア 市災対本部施設及び設備の整備	d 第2司令機能及び各部の活動場所の整備推進 地震・津波等の被害により本部庁舎及び各部の施設が使用できない場合を想定し、 <u>代替施設</u> の整備を推進する。 本部庁舎代替施設は、 <u>適切な施設を検討し</u> 、衛星携帯電話、移動系無線、携帯メール等で通信を確保し、指令機能を維持する。			(エ) 第2司令機能及び各部の活動場所の整備推進 地震・津波等の被害により本部庁舎及び各部の施設が使用できない場合を想定し、 <u>市消防本部・市役所近傍小中学校又は市施設（優先順）を代替施設として</u> 整備を推進する。 本部庁舎代替施設は、衛星携帯電話・移動系無線・携帯メール等で通信を確保して、指令機能を維持する。			市災対本部 代替え施設の 具体化
		e 報道対応の充実 災害対応を適切に進めながら、市民への情報伝達を迅速・的確に行うため、 <u>本庁記者クラブに対する対応を円滑に実施するため</u> 、総務部広報情報担当が連携を図る。			(オ) 報道対応の充実 災害対応を適切に進めながら、市民への情報伝達を迅速・的確に行うため、総務部広報情報担当が <u>本庁記者クラブと円滑な連携</u> を図る。			最新の状況を 反映
	(2) 職員参集体制の整備・充実	ア 職員参集体制の整備 災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、震度に応じて <u>勤務時間外における宿直からの連絡または自主参集とするが、全職員参集の場合、職員メールによる迅速な職員参集体制を確立する。</u>			ア 職員参集体制の整備 災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、 <u>職員は震度に応じた自主参集を基本</u> とするが、全職員参集の場合 <u>には</u> 、職員メール <u>を活用</u> する。			
	(3) 災害対策要員の確保対策	南海トラフ地震発生時等においては、市職員数が限られているため長期的な災対本部活動を行うに当たり、疲労の蓄積等によって支障をきたす恐れがある。 <u>この際、市災対本部（主に本部庁舎等）周辺に居住する市職員OBを市災対本部の初動体制要員としての活用も検討する。</u>			南海トラフ地震発生時等においては、市職員数が限られているため長期的な災対本部活動を行うに当たり、疲労の蓄積等によって支障をきたす恐れがある。 <u>そのため、職員の健康状態を適切に把握するとともに、各種協定等に基づき先行的に県及び他市町等から職員の支援を受けるよう受援体制を整える。</u>			
	2 地区指定員を対象とした対策（総務課）	(2) <u>参集体制の整備・充実</u> 地区指定員は平素から風水害、地震・津波の発生時間等に応じた参集、支援要領等を避難所施設管理者及び町内会長等と認識の <u>統一を図</u> るとともに、連絡体制を確立する。			(2) <u>参集体制の整備・充実</u> 地区指定員は、平素から風水害、地震・津波の発生時間等に応じた参集、支援要領等を避難所施設管理者及び町内会長等と認識の <u>を深め</u> るとともに、連絡体制を確立する。			
81 75	4 消防関係機関を対象とした対策（消防本部）	(1) <u>消防力の強化</u> ① 災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急事案への対応能力を強化する。 <u>(追加)</u>			(1) <u>消防力の強化</u> ア 災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急事案への対応能力を強化する。 <u>また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の習得に務める。</u>			県防災計画に 整合
		(2) <u>救助力</u> の強化 (略)			(2) <u>救助力・救急機能</u> の強化 (略)			
82 76	第2部 第5章 第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 第1項 防災・減災重点目標	【現在の状況】 ・発災直後(特に夜間等)の災害対策 <u>機能が十分に整備できていない段階において、最低限必要な情報を収集、伝達するための体制整備が十分でない。</u>			【この計画が目指す状態】 ・どの時間帯に地震が発生しても、 <u>最低限の情報収集と伝達ができる体制が、整っている。</u>			最新の状況を 反映
		【現在の状況】 ・発災直後(特に夜間等)の災害対策 <u>本部の体制が十分に機能發揮できない段階において、最低限必要な情報しか収集、伝達できない。</u>			【この計画が目指す状態】 ・どの時間帯に地震が発生しても、 <u>災対本部等が必要な情報を適宜収集し伝達ができる体制が整っている。</u>			
83 77	第3項 対策 ■市が実施する対策 1 市を対象とした対策	(1) <u>情報収集体制の整備・充実 (追加)</u>			(1) 情報収集体制の整備・充実 <u>キ I S U T (災害時情報集約支援チーム) の活用</u> <u>県又は直接支援を要請し、災害情報を集約し視覚化した情報提供を受け、処置対策に活用する。</u>			
		(2) <u>情報伝達体制の整備・充実</u> ア 各種通信設備の活用 同報系防災行政無線（戸別受信機・防災ラジオを含む。）及び消防無線等の有効活用を図るとともに、有線通信、携帯電話、ケーブルテレビ、Wi-Fi 等も含め、多様な手段の整備及び運用に努める。防災行政無線、消防無線等の保守・整備にあたっては施設・設備の耐震・津波対策に留意し、すでに導入済のものにあつては、保守点検及び操作の徹底、老朽施設の整備等設備の拡充に <u>努めるものとする。なお、同報系防災行政無線については、デジタル化を含めた整備更新を計画していく。</u> また、ドローン等を活用した映像による情報の収集が図られるよう整備計画を進める。			(2) <u>情報伝達体制の整備・充実</u> ア 各種通信設備の活用 同報系防災行政無線（戸別受信機・防災ラジオを含む。）及び消防無線等の有効活用を図るとともに、有線通信、携帯電話、ケーブルテレビ、Wi-Fi 等も含め、多様な手段の整備及び運用に努める。防災行政無線、消防無線等の保守・整備にあたっては施設・設備の耐震・津波対策に留意し、すでに導入済のものにあつては、保守点検及び操作の徹底、老朽施設の整備等設備の拡充に <u>努めるものとする。</u> また、ドローン等を活用した映像による情報の収集が図られるよう整備計画を進める。			
		イ 緊急速報メール 避難情報を全ての人に迅速かつ的確に提供する体制について <u>検討する。</u>			イ 緊急速報メール 避難情報を全ての人に迅速かつ的確に提供する体制について、 <u>各種の通信手段やキャリアの活用に務める。</u>			

		<p>カ 被災者安否情報提供窓口の設置検討 災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。</p>	<p>カ 被災者安否情報等の取扱いについて 災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、「三重県における災害時の安否不明者・行方不明者・死者の個人情報公表方針」に基づき、厳正に実施できるよう認識の共有を図る。</p>												
	2 地区指定員を対象とした対策（総務課）	<p>(1) 情報収集・伝達手段の整備・充実 災害時において初動体制を確立し、被害概要を早期に把握するとともに、正確な情報を市災対本部に報告を行い、被災者等への災害情報の伝達・提供に努める。</p>	<p>(2) 情報収集・伝達手段の整備・充実 災害時において速やかに、市災対本部と被災者等へ災害情報の伝達・提供ができるよう、平素から必要に応じ最新の情報を提供するとともに、町内会等との連携を促進させる。</p>												
84 78	■市民が実施する対策	<p>(1) 情報収集手段の確保 迅速適切な災害情報を収集するため、複数の手段の確保に努める。緊急情報の伝達の要である同報系防災行政無線の放送に耳を傾ける。また、放送を補完するとばメールの配信サービス等を積極的に活用する。</p>	<p>(1) 情報収集手段の確保 災害情報を適切に収集するため、複数の手段の確保に努める。緊急情報の伝達の要である同報系防災行政無線の放送に耳を傾ける。また、放送を補完するとばメールの配信サービス等を積極的に活用する。</p>												
85 79	第2部 第5章 第3節 医療・救護体制及び機能の確保 第2項 対策項目	<p>【自助】</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>対策(活動)項目</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(1) 災害時の受療計画等にかかる事前対策</td> </tr> </table>	実施主体	対策(活動)項目	市	(1) 災害時の 受療計画等にかかる 事前対策	<p>【自助】</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>対策(活動)項目</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(1) 災害時の医療に関する事前対策</td> </tr> </table>	実施主体	対策(活動)項目	市	(1) 災害時の 医療に関する 事前対策	誤記修正			
実施主体	対策(活動)項目														
市	(1) 災害時の 受療計画等にかかる 事前対策														
実施主体	対策(活動)項目														
市	(1) 災害時の 医療に関する 事前対策														
86 80	第3項 対策 ■市民が実施する対策	<p>(1) 災害時の受療計画等にかかる事前対策 (以下略)</p>	<p>(1) 災害時の医療に関する事前対策 (以下略)</p>												
90 84	第2部 第5章 第5節 受援・応援体制の整備 第1項 防災・減災重点目標	<p>【現在の状況】 ・防災関係機関、県内外市町からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受入態勢の整備が十分でない。また、他市町への応援態勢についても十分な調整がなされていない。</p>	<p>【この計画が目指す状態】 ・広域応援受入のための拠点整備がなされ、発災直後からの応援受入ができる態勢が整っている。また、他市町への災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関が連携して応援に向かえる態勢が整っている。</p>												
	第3項 対策 ■市が実施する対策	<p>1 市を対象とした対策（総務課） (1) 市町間の受援・応援にかかる計画の策定及び体制の整備 三重県市町災害時応援協定に基づき、必要な物資、資器材等の物資拠点及び技術職員等の受入れについて、計画及び体制を整備する。(追加)</p>	<p>1 市を対象とした対策（総務課） (1) 市町間の受援・応援にかかる計画の策定及び体制の整備 「三重県市町災害時応援協定」「災害時相互応援協定」等の応援をスムーズに受け入れるため、必要な物資とその拠点、技術職員の受け入れ等について、「三重県市町受援計画策定手引書（平成31年3月）」を参考に市受援計画を令和2年度に策定するとともに、体制を整備する。(推進計画)</p>	最新の状況を反映											
91- 92 85- 86	第2部 第5章 第6節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備 第1項 防災・減災重点目標	<p>【現在の状況】 ・広域的な大規模災害時を想定した物資の備蓄及び調達計画、救援物資等の受入計画、並びにこれら物資の供給計画が未整備で、準備体制が十分でない。</p>	<p>【この計画が目指す状態】 ・大規模災害に備えた物資の備蓄・調達・受入・供給にかかる計画が整備され、計画に沿った備蓄や関係機関との事前調整が整っている。</p>												
	第2部 第5章 第6節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備 第3項 対策 ■市が実施する対策	<p>1 市を対象とした対策（総務課） (1) 災害時用物資等の備蓄、調達及び供給体制の構築 ① 災害発生から救援物資等が到達するまでの約3日間に必要な食料及び仮設トイレ等生活必需品や災害応急対策活動に必要な資機材等の備蓄を図る。 (追加)</p>	<p>1 市を対象とした対策（総務課） (1) 災害時用物資等の備蓄、調達及び供給体制の構築 ア 災害発生から1日目は、各市民による個人備蓄で対応してもらい、2日目は各避難所等の現物備蓄で対応し、3日目に県からの救援物資等が到達するまでは対応できるよう、必要不可欠な食料及び仮設トイレ等生活必需品や災害応急対策活動に必要な資機材等の備蓄を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td>1日目</td> <td>2日目</td> <td>3日目</td> <td>4日目以降</td> </tr> <tr> <td>個人備蓄による自助・共助</td> <td>「市」現物備蓄 (各避難所・倉庫)</td> <td>「県」流通備蓄</td> <td rowspan="2">「国」 プッシュ型支援等</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">「県」現物備蓄（伊勢志摩拠点）</td> </tr> </table>	1日目	2日目	3日目	4日目以降	個人備蓄による自助・共助	「市」現物備蓄 (各避難所・倉庫)	「県」流通備蓄	「国」 プッシュ型支援等		「県」現物備蓄（伊勢志摩拠点）		市計画の最新状況を記載
1日目	2日目	3日目	4日目以降												
個人備蓄による自助・共助	「市」現物備蓄 (各避難所・倉庫)	「県」流通備蓄	「国」 プッシュ型支援等												
	「県」現物備蓄（伊勢志摩拠点）														

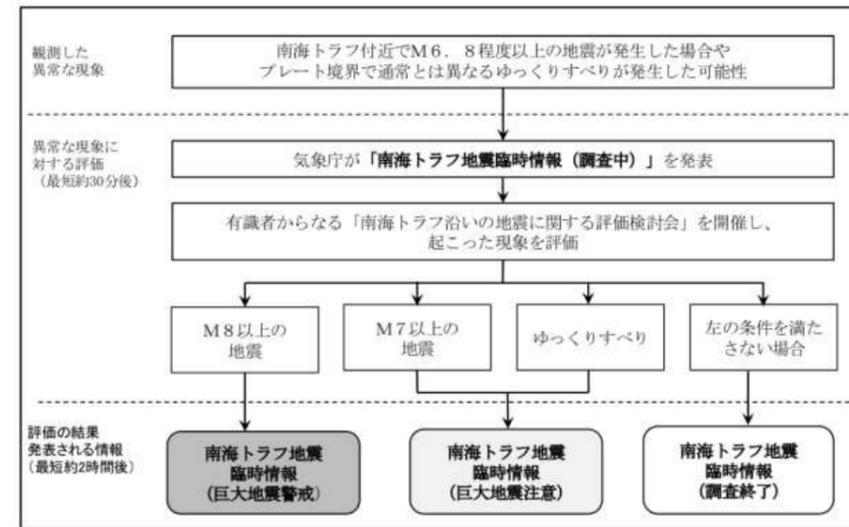
101	第2部 第5章 第9節 災害廃棄物処理体制の整備 95 第1項 防災・減災重点目標	<p>【現在の状況】</p> <p>・「<u>震災廃棄物対策指針</u>」及び「<u>水害廃棄物対策指針</u>」に基づき、災害廃棄物の処理を行うマニュアルを策定しているが、被害想定など実情に合ったものでないことから、不十分なものとなっている。</p>	<p>【この計画が目指す状態】</p> <p>・南海トラフ地震の被害想定に基づき、市の災害廃棄物処理計画が策定され、災害発生時には、適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系が構築されている。</p>	<p>【現在の状況】</p> <p>・災害廃棄物処理計画を策定したが、計画の実効性を高めるため、平常時からの対策が重要となっている。</p>	<p>【この計画が目指す状態】</p> <p>・災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には、適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系が構築されている。</p>	最新の状況を反映							
	第3項 対策 ■市が実施する対策	1 市を対象とした対策（環境課） (1) 鳥羽市災害廃棄物処理計画の <u>策定</u> (以下略)		1 市を対象とした対策（環境課） (1) 鳥羽市災害廃棄物処理計画の <u>見直し</u> (以下略)		南海トラフ地震対応							
102	第2部 第6章 南海トラフ地震情報に対する防災対応	<p>(追加)</p>	<p>(追加)</p>	<p>第6章 南海トラフ地震情報に対する防災対応 (「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」) 第1節 南海トラフ地震の概要</p> <p>第1項 南海トラフ地震について 平成31年3月に内閣府が「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を公表したことに続き、同年5月には気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連開設情報」の運用を開始したことから、そのための本市の対応要領等について「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を定め、南海トラフ地震防災対策の推進を図る。</p> <p>1 南海トラフ地震の震源域</p> <p>※想定震源域内のプレート境界部（赤枠部）・監視領域（黄枠部）（気象庁ホームページより）</p>	南海トラフ地震対応								
102	第2部 第6章 南海トラフ地震情報に対する防災対応	<p>(追加)</p>		<p>2 南海トラフ地震の発生形態（三連動以外）</p> <table border="1" data-bbox="1685 1276 2665 1873"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発生状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>半割れ</td> <td> 東側（東海・東南海）又は西側（南海）のいずれかでM8（最大で震度6強）クラスの地震が発生 </td> </tr> <tr> <td>一部割れ</td> <td> 想定震源域のいずれかでM7クラス（最大震度5弱）の地震が発生 </td> </tr> <tr> <td>ゆっくりすべり</td> <td> 想定震源域内のプレート境界面でゆっくりすべり（スロースリップ）が発生 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	発生状況	半割れ	東側（東海・東南海）又は西側（南海）のいずれかでM8（最大で震度6強）クラスの地震が発生	一部割れ	想定震源域のいずれかでM7クラス（最大震度5弱）の地震が発生	ゆっくりすべり	想定震源域内のプレート境界面でゆっくりすべり（スロースリップ）が発生	南海トラフ地震対応
区分	発生状況												
半割れ	東側（東海・東南海）又は西側（南海）のいずれかでM8（最大で震度6強）クラスの地震が発生												
一部割れ	想定震源域のいずれかでM7クラス（最大震度5弱）の地震が発生												
ゆっくりすべり	想定震源域内のプレート境界面でゆっくりすべり（スロースリップ）が発生												

(追加)

3 南海トラフ巨大地震の情報について

情報名		情報発表条件	発表
南海トラフ地震臨時情報	調査中	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合	気象庁
	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界(※)において、マグニチュード(以下Mと記載)8.0以上の地震が発生したと評価した場合	内閣府
	巨大地震注意	・想定震源域内において、M7.0以上の地震(一部割れ)が発生したと評価した場合(「巨大地震警戒」に該当する場合は除く) ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なる「ゆっくりすべり」が発生したと評価した場合	
	調査終了	・(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	
南海トラフ地震関連開設情報		・観測された異常な現象の調査結果を発表後の状況推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(南海トラフ臨時情報を発表する場合を除く) ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を「南海トラフ地震関連開設情報」で発表する場合がある。	

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



南海トラフ地震対応

104 第2部 第6章 南海トラフ地震情報に対する防災対応

(追加)

第2項 南海トラフ地震の被害想定に対応した津波避難地域等について

県防災計画に整合

1 前提事項

用語	定義
想定する状況	M8クラス(過去最大)の地震が西側(串本以西の南海地域)で発生した場合を想定
ハザードマップ	M9クラス(理論上最大)を使用「三重県被害想定調査結果(H25)」
避難対象地域	「津波最大浸水深(理論上最大)」を含む全ての町
避難開始時間	地震発生から避難を開始するまでの時間で、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書(H25.3 消防庁)」に基づき2分30秒とする。
歩行速度	上記、マニュアル検討会報告書に基づき「住民事前避難対象地域」を1.0m/秒、「高齢者等事前避難対象地域」を0.5m/秒で設定する。

※「三重県被害想定調査結果(H26年3月)」

2 津波避難対象地域(津波による避難勧告又は避難指示(緊急)の対象となる地域)

鳥羽市全域 : 津波浸水域内に住家が無い地域においても事業所・各種施設等が存在する所があることから全域に発令する。

津波浸水域に住家が存在する地域※				
鳥羽一丁目	鳥羽二丁目	鳥羽三丁目	鳥羽四丁目	鳥羽五丁目
小浜町	堅神町	安楽島町	大明東町	大明西町
幸丘	船津町	浦村町	相差町	国崎町
畔蛸町	千賀町	堅子町	石鏡町	答志町
桃取町	菅島町	神島町	坂手町	

※池上町・屋内町・高丘町・若杉町・岩倉町・河内町・松尾町・白木町の津波浸水域に住家無し。

3 事前避難対象地域

南海地震(紀伊半島以西を震源とする南海トラフ地震)が発生し、内閣府より「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表された場合、避難指示等の対象となる地域は、次のとおりである。(紀伊半島以東を震源とする東海・東南海地震の場合は該当しない。)

町名	条件	避難区分
相差町の一部※	まちで決めた避難所を活用	避難準備・高齢者等避難開始

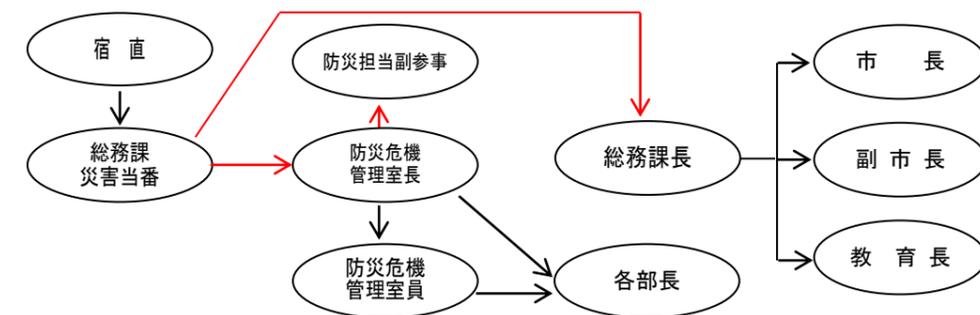
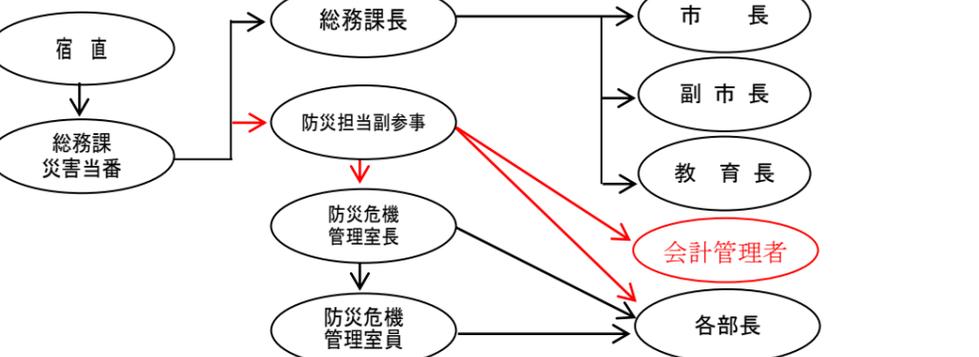
※該当地域の高齢者・要配慮者とその支援者



高齢者等事前避難対象地域
 A : N34° 23'27.657" E136° 54'32.059"
 B : N34° 23'26.121" E136° 54'30.719"
 C : N34° 23'25.609" E136° 54'32.539"

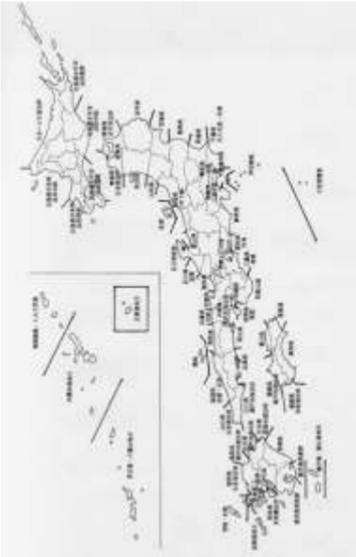
105	<p>第2部 第6章 南海トラフ地震情報に 対する防災対応</p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第2節 南海トラフ地震臨時情報に対する対応</u></p> <p><u>第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）について（※第2項 第3項共通）</u></p> <p>■市が実施する対策</p> <p><u>1 情報収集・連絡体制の整備</u> 被害の防止・軽減に資する情報の収集・共有並びに市民への発信のため、職員の一部を配置して対応させる。</p> <p><u>2 県及び防災関係機関（警察・自衛隊・海上保安庁等）との連絡体制の確保</u></p> <p><u>3 市民等への広報</u> 防災行政無線、とばメール、緊急速報メール等により速やかに広報を実施</p> <p><u>(1) 家屋・事業所等の点検</u></p> <p><u>ア 家具・備品・危険物等の転倒・落下防止の措置</u></p> <p><u>イ 非常持ち出し品・災害備蓄の点検と充足</u></p> <p><u>ウ 発災時の行動・情報収集手段の点検</u></p> <p><u>エ 自家発電装置・貯水槽等、防災・防火に関する諸準備</u></p> <p><u>(2) 旅行者・帰宅困難者等への情報伝達</u></p> <p><u>4 公共施設等の点検と管理</u> 点検結果に応じ、閉鎖・業務中断等の処置を実施</p> <p><u>5 被害発生時の措置</u> 市内において一部でも被害が発生した場合は、直ちに災害対策本部を設置して、人命救助を最優先に、被害状況の確認等を実施する。</p> <p>■市民等が実施する対策</p> <p><u>1 情報収集体制の維持</u> テレビ・ラジオ・インターネット等、常時、情報収集できる体制を維持するとともに、防災行政無線や警察・消防からの情報にも留意する。</p> <p><u>2 発災後の避難準備</u> 避難場所・避難経路、非常持出袋の補充、行動手順や安否確認の要領等について全員で確認</p> <p><u>3 家庭内・事務所内施設・備品の点検と安全処置の実施</u> 家具の転倒・備品の落下防止処置、ガラス破損時の対応等について準備</p> <p><u>4 防火対策</u> 火の始末・可燃物・危険物の安全措置、避難時の漏電火災防止処置等の確認と点検</p> <p><u>5 事前避難</u> 個々の判断・状況に応じて、親戚・知人宅、宿泊施設等へ避難する。</p>	<p>南海トラフ地 震対応</p>
-----	---	--------------------	--	-----------------------

106	<p>第2部 第6章 南海トラフ地震情報に対する防災対応</p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）について 第1項の対策に加え、以下の各種対策を実施する。 ■市が実施する対策 1 市民等への情報伝達 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、関連する情報について多様な手段を用いて速やかに伝達する。 2 避難対策等 (1) 市民等に対する避難指示等の発令 市は、「高齢者等事前避難対象地域」に居住する要配慮者等に対して、直ちに1週間を基準に避難を継続するよう「避難準備・高齢者等避難開始」を発令のするとともに、事前避難対象地域外の市民等に対しても避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自宅地震への備えを再確認し、必要に応じ、自主的に津波の恐れのない場所へ事前に避難するよう、防災行政無線等により呼びかける。 また、1週間後に巨大地震警戒が解除された場合においても、その後1週間は、日頃から地震への備えを再確認する等の防災対応を行うよう呼びかける。 (2) 避難所の開設及び運営 第3部 第4章 第1節 第3項 ■市が実施する対策 4 避難所の開設及び運営支援【P186】及び 同第2節 要配慮者対策【P189-190】に準じた対策を行う。 この際、避難者の特性（健康状態や居住地域等）に関わらず、1週間は安心して避難生活が継続できるよう避難所と運営要領についても考慮する。 ■市民が実施する対策 高齢者等事前避難対象地域の要配慮者等は、約1週間を基準に当該地域からの避難を行う。 第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について 第1項の対策に加え、以下の各種対策を実施する。 ■市が実施する対策 1 市民等への情報伝達 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、関連する情報について多様な手段を用いて速やかに伝達する。 (1) 一部割れ 市民に対し、日頃からの地震の備えを再認識する等の防災対応を行い、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかける。 (2) ゆっくりすべり 内閣府より「調査終了（すべりが収まった）」と発表されるまで、市民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対策を行うよう呼びかける。 第4項 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）について ■市が実施する対策 平素の体制・生活に戻っても支障がない旨を防災行政無線等により呼びかける。</p>	<p>南海トラフ 地震対応</p>
-----	--------------------------------------	--------------------	--	-----------------------

<p>108</p> <p>97</p>	<p>第3部 発災後対策</p> <p>第1章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 活動体制の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>■市が実施する対策</p> <p>1 災害対策のための配備体制</p>	<p>(1) 配備基準 (略)</p> <table border="1"> <tr> <th>体制 (※1)</th> <th>第1配備 (準備体制)</th> <th>第2配備 (警戒体制)</th> <th>第3配備 (非常体制)</th> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>1 市内に震度3又はこれに準ずる地震が発生したとき 2 その他地震に関する災害の発生や、異常な自然現象または人為的原因による災害で市長が必要と認めたとき</td> <td>1 市内に震度4以上の地震が発生したとき 2 津波注意報が「三重県南部」に発表されたとき 3 地震又は津波により災害が発生した場合で本部長が必要と認めたとき</td> <td>1 市内に震度5強以上の地震が発生したとき(自動参集) 2 三重県南部に「津波警報」又は「大津波警報」が発表されたとき(自動参集) 3 市の全域にわたって地震による大規模災害が発生又は予想されるときで、本部長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>本部設置</td> <td colspan="3">市災対本部設置</td> </tr> <tr> <td>配備要員 (※2)</td> <td>各課の配備計画による。</td> <td>各部長及び第1配備時の要員とするが、状況に応じ各部長は更に必要な人員を増員し、配備する。</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>業務</td> <td>事態の推移に伴い、速やかに市災対本部を設置するための前段階として、情報連絡活動を円滑に行う。</td> <td>相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行う。</td> <td>甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、市の総力をあげて応急対策活動にあたる。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	体制 (※1)	第1配備 (準備体制)	第2配備 (警戒体制)	第3配備 (非常体制)	配備基準	1 市内に震度3又はこれに準ずる地震が発生したとき 2 その他地震に関する災害の発生や、異常な自然現象または人為的原因による災害で市長が必要と認めたとき	1 市内に震度4以上の地震が発生したとき 2 津波注意報が「三重県南部」に発表されたとき 3 地震又は津波により災害が発生した場合で本部長が必要と認めたとき	1 市内に震度5強以上の地震が発生したとき(自動参集) 2 三重県南部に「津波警報」又は「大津波警報」が発表されたとき(自動参集) 3 市の全域にわたって地震による大規模災害が発生又は予想されるときで、本部長が必要と認めたとき	本部設置	市災対本部設置			配備要員 (※2)	各課の配備計画による。	各部長及び第1配備時の要員とするが、状況に応じ各部長は更に必要な人員を増員し、配備する。	全職員	業務	事態の推移に伴い、速やかに市災対本部を設置するための前段階として、情報連絡活動を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行う。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、市の総力をあげて応急対策活動にあたる。	<p>(1) 配備基準 (略)</p> <table border="1"> <tr> <th>体制 (※1)</th> <th>第1配備 (準備体制)</th> <th>第2配備 (警戒体制)</th> <th>第3配備 (非常体制)</th> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>1 市内に震度4の地震が発生したとき 2 その他本部長(市長)が必要と認めたとき</td> <td>1 市内に震度5弱の地震が発生したとき 2 三重県南部に津波注意報が発表されたとき 3 その他本部長(市長)が必要と認めたとき</td> <td>1 市内に震度5強以上の地震が発生したとき(自動参集) 2 三重県南部に「津波警報」又は「大津波警報」が発表されたとき(自動参集) 3 市の全域にわたって地震による大規模災害が発生又は予想されるときで、本部長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>本部設置</td> <td colspan="3">市災対本部設置</td> </tr> <tr> <td>配備要員 (※2)</td> <td>各課の配備計画による。</td> <td>各部長(配備基準1・2は自動参集) 班長及び部員は各部配備計画による。</td> <td>全部員(配備基準1・2は自動参集)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	体制 (※1)	第1配備 (準備体制)	第2配備 (警戒体制)	第3配備 (非常体制)	配備基準	1 市内に震度4の地震が発生したとき 2 その他本部長(市長)が必要と認めたとき	1 市内に震度5弱の地震が発生したとき 2 三重県南部に津波注意報が発表されたとき 3 その他本部長(市長)が必要と認めたとき	1 市内に震度5強以上の地震が発生したとき(自動参集) 2 三重県南部に「津波警報」又は「大津波警報」が発表されたとき(自動参集) 3 市の全域にわたって地震による大規模災害が発生又は予想されるときで、本部長が必要と認めたとき	本部設置	市災対本部設置			配備要員 (※2)	各課の配備計画による。	各部長(配備基準1・2は自動参集) 班長及び部員は各部配備計画による。	全部員(配備基準1・2は自動参集)	<p>南海トラフ地震対応</p>
	体制 (※1)	第1配備 (準備体制)	第2配備 (警戒体制)	第3配備 (非常体制)																																				
配備基準	1 市内に震度3又はこれに準ずる地震が発生したとき 2 その他地震に関する災害の発生や、異常な自然現象または人為的原因による災害で市長が必要と認めたとき	1 市内に震度4以上の地震が発生したとき 2 津波注意報が「三重県南部」に発表されたとき 3 地震又は津波により災害が発生した場合で本部長が必要と認めたとき	1 市内に震度5強以上の地震が発生したとき(自動参集) 2 三重県南部に「津波警報」又は「大津波警報」が発表されたとき(自動参集) 3 市の全域にわたって地震による大規模災害が発生又は予想されるときで、本部長が必要と認めたとき																																					
本部設置	市災対本部設置																																							
配備要員 (※2)	各課の配備計画による。	各部長及び第1配備時の要員とするが、状況に応じ各部長は更に必要な人員を増員し、配備する。	全職員																																					
業務	事態の推移に伴い、速やかに市災対本部を設置するための前段階として、情報連絡活動を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行う。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、市の総力をあげて応急対策活動にあたる。																																					
体制 (※1)	第1配備 (準備体制)	第2配備 (警戒体制)	第3配備 (非常体制)																																					
配備基準	1 市内に震度4の地震が発生したとき 2 その他本部長(市長)が必要と認めたとき	1 市内に震度5弱の地震が発生したとき 2 三重県南部に津波注意報が発表されたとき 3 その他本部長(市長)が必要と認めたとき	1 市内に震度5強以上の地震が発生したとき(自動参集) 2 三重県南部に「津波警報」又は「大津波警報」が発表されたとき(自動参集) 3 市の全域にわたって地震による大規模災害が発生又は予想されるときで、本部長が必要と認めたとき																																					
本部設置	市災対本部設置																																							
配備要員 (※2)	各課の配備計画による。	各部長(配備基準1・2は自動参集) 班長及び部員は各部配備計画による。	全部員(配備基準1・2は自動参集)																																					
<p>109</p> <p>98</p>	<p>(2) 職員の参集</p> <p>職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次とおり参集する。</p> <p>なお、勤務時間外に震度5強以上の地震が発生し、甚大な被害が発生又は津波警報が発表された場合は、本庁周辺の職員は初動対処要員となり市災対本部へ参集し、初動体制を確立し応急初動措置を行う。</p>	<p>(2) 職員の参集</p> <p>ア 職員(会計年度任用職員を除く)</p> <p>職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次とおり参集する。</p> <p>なお、勤務時間外に震度5強以上の地震が発生し、甚大な被害が発生又は津波警報が発表された場合は、本庁周辺の職員は初動対処要員となり市災対本部へ参集し、初動体制を確立し応急初動措置を行う。</p> <table border="1"> <tr> <th>準備体制・警戒体制</th> <th>非常体制</th> </tr> <tr> <td>各体制により参集が必要な配備職員は、状況の推移に注意し、自ら所属機関と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。</td> <td>全職員は、連絡を待たずに下記に定める順により、自らの所属部もしくは最寄りの連絡所又は公共施設等へ参集し、所属部に連絡をする。ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に参集する。 なお、初動対策要員は、所属部署に関係なく市災対本部(本庁)に参集する。</td> </tr> </table>	準備体制・警戒体制	非常体制	各体制により参集が必要な配備職員は、状況の推移に注意し、自ら所属機関と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。	全職員は、 連絡を待たずに下記に定める順により、自らの所属部もしくは最寄りの連絡所又は公共施設等へ参集し、所属部に連絡をする。ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に参集する。 なお、初動対策要員は、所属部署に関係なく市災対本部(本庁)に参集する。	<p>イ 会計年度任用職員</p> <p>会計年度任用職員は、勤務時間外、休日等において災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、必要に応じ各所属長等あらかじめ決めておいた要領で異常の有無を報告する。 その後、通常の勤務命令時間での勤務に就くものとする。</p>	<p>会計年度任用職員制度導入による</p>																																
準備体制・警戒体制	非常体制																																							
各体制により参集が必要な配備職員は、状況の推移に注意し、自ら所属機関と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。	全職員は、 連絡を待たずに下記に定める順により、自らの所属部もしくは最寄りの連絡所又は公共施設等へ参集し、所属部に連絡をする。ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に参集する。 なお、初動対策要員は、所属部署に関係なく市災対本部(本庁)に参集する。																																							
	<p>(追加)</p>	<p>(3) 幹部職員への連絡系統</p> 	<p>3 幹部職員への連絡系統</p> 	<p>「緊急連絡網」に整合</p>																																				

109 - 110	第3部 第1章 第1節 第3項 対策 ■市が実施する対策 2 市災害対策本部の設置 (1) 市災对本部の概要	2 市災对本部の設置 (1) 市災对本部の概要 <u>(追加)</u>	2 市災对本部の設置 (1) 市災对本部の概要 <table border="1" data-bbox="1617 231 2730 262"> <tr> <td>代替庁舎</td> <td>消防庁舎、市役所周辺小中学校（優先順）</td> </tr> </table>	代替庁舎	消防庁舎、市役所周辺小中学校（優先順）	災害対応体制強化のため														
代替庁舎	消防庁舎、市役所周辺小中学校（優先順）																			
99		【別図】災害対策本部の組織 (図省略) ※本部長（市長）に事故等が遭った場合には、副市長、教育長、会計管理者の順に指揮をとる。	【別図】災害対策本部の組織 (図省略) ※本部長（市長）の指示が受けられない場合には、副市長、教育長、会計管理者の順で本部長を代行する。	表現の変更																
111 100		【別表】 所掌事務一覧表 1 予防期（事前に準備すること） <table border="1" data-bbox="489 451 1573 619"> <thead> <tr> <th>各所属（所属長）</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民課 (市民課長)</td> <td>【保険年金係】 1 陸上における物資輸送体制の構築</td> <td rowspan="2">市民課員</td> </tr> <tr> <td>【市民交流室・人権生活係・戸籍係】 1 災害ボランティアセンターの設立促進と活動（以下略）</td> </tr> </tbody> </table>	各所属（所属長）	所掌事務	構成員	市民課 (市民課長)	【保険年金係】 1 陸上における物資輸送体制の構築	市民課員	【市民交流室・人権生活係・戸籍係】 1 災害ボランティアセンターの設立促進と活動（以下略）	【別表】 所掌事務一覧表 1 予防期（事前に準備すること） <table border="1" data-bbox="1617 451 2730 598"> <thead> <tr> <th>各所属（所属長）</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市民課 (市民課長)</td> <td>1 陸上における物資輸送体制の構築</td> <td rowspan="3">市民課員</td> </tr> <tr> <td>2 災害ボランティアセンターの設立促進と活動拠点・環境の整備</td> </tr> <tr> <td>3 災害ボランティアの円滑な受け入れのための（以下略）</td> </tr> </tbody> </table>	各所属（所属長）	所掌事務	構成員	市民課 (市民課長)	1 陸上における物資輸送体制の構築	市民課員	2 災害ボランティアセンターの設立促進と活動拠点・環境の整備	3 災害ボランティアの円滑な受け入れのための（以下略）	組織改編による	
各所属（所属長）	所掌事務	構成員																		
市民課 (市民課長)	【保険年金係】 1 陸上における物資輸送体制の構築	市民課員																		
	【市民交流室・人権生活係・戸籍係】 1 災害ボランティアセンターの設立促進と活動（以下略）																			
各所属（所属長）	所掌事務	構成員																		
市民課 (市民課長)	1 陸上における物資輸送体制の構築	市民課員																		
	2 災害ボランティアセンターの設立促進と活動拠点・環境の整備																			
	3 災害ボランティアの円滑な受け入れのための（以下略）																			
		<table border="1" data-bbox="489 661 1573 871"> <thead> <tr> <th>各所属（所属長）</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">環境課 (環境課長)</td> <td>【環境保全係】 1 し尿処理体制の整備 2 遺体の収容及び処理体制の整備</td> <td rowspan="2">環境課員</td> </tr> <tr> <td>【資源リサイクル係】 1 災害廃棄物処理計画の策定及び処理体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	各所属（所属長）	所掌事務	構成員	環境課 (環境課長)	【環境保全係】 1 し尿処理体制の 整備 2 遺体の収容及び処理体制の 整備	環境課員	【資源リサイクル係】 1 災害廃棄物処理計画の 策定 及び処理体制の 整備	<table border="1" data-bbox="1617 661 2730 871"> <thead> <tr> <th>各所属（所属長）</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">環境課 (環境課長)</td> <td>【環境保全係】 1 し尿処理体制の確立 2 遺体の収容及び処理体制の確立</td> <td rowspan="2">環境課員</td> </tr> <tr> <td>【資源リサイクル係】 1 災害廃棄物処理計画の見直し及び処理体制の確立</td> </tr> </tbody> </table>	各所属（所属長）	所掌事務	構成員	環境課 (環境課長)	【環境保全係】 1 し尿処理体制の 確立 2 遺体の収容及び処理体制の 確立	環境課員	【資源リサイクル係】 1 災害廃棄物処理計画の 見直し 及び処理体制の 確立	表現の適切化		
各所属（所属長）	所掌事務	構成員																		
環境課 (環境課長)	【環境保全係】 1 し尿処理体制の 整備 2 遺体の収容及び処理体制の 整備	環境課員																		
	【資源リサイクル係】 1 災害廃棄物処理計画の 策定 及び処理体制の 整備																			
各所属（所属長）	所掌事務	構成員																		
環境課 (環境課長)	【環境保全係】 1 し尿処理体制の 確立 2 遺体の収容及び処理体制の 確立	環境課員																		
	【資源リサイクル係】 1 災害廃棄物処理計画の 見直し 及び処理体制の 確立																			
112 115 118 121 124 101		<table border="1" data-bbox="489 913 1573 1018"> <thead> <tr> <th>各所属（所属長）</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康福祉課 (健康福祉課長)</td> <td>【高齢・障害係】</td> <td rowspan="2">健康福祉課員</td> </tr> <tr> <td>【子育て支援室・介護保険係】</td> </tr> </tbody> </table>	各所属（所属長）	所掌事務	構成員	健康福祉課 (健康福祉課長)	【高齢・障害係】	健康福祉課員	【子育て支援室・介護保険係】	<table border="1" data-bbox="1617 913 2730 1018"> <thead> <tr> <th>各所属（所属長）</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">健康福祉課 (健康福祉課長)</td> <td>【長寿介護係・障害福祉係】</td> <td rowspan="2">健康福祉課員</td> </tr> <tr> <td>【子育て支援室】</td> </tr> </tbody> </table>	各所属（所属長）	所掌事務	構成員	健康福祉課 (健康福祉課長)	【長寿介護係・障害福祉係】	健康福祉課員	【子育て支援室】	組織改編による		
各所属（所属長）	所掌事務	構成員																		
健康福祉課 (健康福祉課長)	【高齢・障害係】	健康福祉課員																		
	【子育て支援室・介護保険係】																			
各所属（所属長）	所掌事務	構成員																		
健康福祉課 (健康福祉課長)	【長寿介護係・障害福祉係】	健康福祉課員																		
	【子育て支援室】																			
113 102		<table border="1" data-bbox="489 1081 1573 1291"> <thead> <tr> <th>各所属（所属長）</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水道課 (水道課長)</td> <td>【管理係・施設建設係】 (以下略)</td> <td rowspan="2">水道課員</td> </tr> <tr> <td>【下水道係・施設維持係】 (以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	各所属（所属長）	所掌事務	構成員	水道課 (水道課長)	【管理係・施設建設係】 (以下略)	水道課員	【下水道係・施設維持係】 (以下略)	<table border="1" data-bbox="1617 1081 2730 1291"> <thead> <tr> <th>各所属（所属長）</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水道課 (水道課長)</td> <td>【管理係・工務係】 (以下略)</td> <td rowspan="2">水道課員</td> </tr> <tr> <td>【下水道係・工務係】 (以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	各所属（所属長）	所掌事務	構成員	水道課 (水道課長)	【管理係・工務係】 (以下略)	水道課員	【下水道係・工務係】 (以下略)	表現の適切化		
各所属（所属長）	所掌事務	構成員																		
水道課 (水道課長)	【管理係・施設建設係】 (以下略)	水道課員																		
	【下水道係・施設維持係】 (以下略)																			
各所属（所属長）	所掌事務	構成員																		
水道課 (水道課長)	【管理係・工務係】 (以下略)	水道課員																		
	【下水道係・工務係】 (以下略)																			
114 103		2 初動体制確立期【発災～3時間】 <table border="1" data-bbox="489 1333 1573 1459"> <thead> <tr> <th>各所属（所属長）</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境部 (環境課長)</td> <td>【し尿処理班】 1 し尿収集処理体制の整備</td> <td>環境課員</td> </tr> </tbody> </table>	各所属（所属長）	所掌事務	構成員	環境部 (環境課長)	【し尿処理班】 1 し尿収集処理体制の 整備	環境課員	2 初動体制確立期【発災～3時間】 <table border="1" data-bbox="1617 1333 2730 1459"> <thead> <tr> <th>各所属（所属長）</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境部 (環境課長)</td> <td>【し尿処理班】 1 し尿収集処理体制の確認</td> <td>環境課員</td> </tr> </tbody> </table>	各所属（所属長）	所掌事務	構成員	環境部 (環境課長)	【し尿処理班】 1 し尿収集処理体制の 確認	環境課員	表現の適切化				
各所属（所属長）	所掌事務	構成員																		
環境部 (環境課長)	【し尿処理班】 1 し尿収集処理体制の 整備	環境課員																		
各所属（所属長）	所掌事務	構成員																		
環境部 (環境課長)	【し尿処理班】 1 し尿収集処理体制の 確認	環境課員																		
127 116		6 復旧期（社会の復旧・復興）【1週間～数か月以降】 <table border="1" data-bbox="489 1501 1573 1732"> <thead> <tr> <th>各所属（所属長）</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">健康福祉課 (健康福祉課長)</td> <td>【高齢・障害係】 (前略) <u>(追加)</u></td> <td rowspan="3">健康福祉課員</td> </tr> <tr> <td>【子育て支援室・介護保険係】 (前略)</td> </tr> <tr> <td>6 介護保険料の減免及び徴収猶予</td> </tr> </tbody> </table>	各所属（所属長）	所掌事務	構成員	健康福祉課 (健康福祉課長)	【高齢・障害係】 (前略) <u>(追加)</u>	健康福祉課員	【子育て支援室・介護保険係】 (前略)	6 介護保険料の減免及び徴収猶予	6 復旧期（社会の復旧・復興）【1週間～数か月以降】 <table border="1" data-bbox="1617 1501 2730 1732"> <thead> <tr> <th>各所属（所属長）</th> <th>所掌事務</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">健康福祉課 (健康福祉課長)</td> <td>【長寿介護係・障害福祉係】 (前略)</td> <td rowspan="3">健康福祉課員</td> </tr> <tr> <td>6 介護保険料の減免及び徴収猶予</td> </tr> <tr> <td>【子育て支援室】 (削除)</td> </tr> </tbody> </table>	各所属（所属長）	所掌事務	構成員	健康福祉課 (健康福祉課長)	【長寿介護係・障害福祉係】 (前略)	健康福祉課員	6 介護保険料の減免及び徴収猶予	【子育て支援室】 (削除)	組織改編による
各所属（所属長）	所掌事務	構成員																		
健康福祉課 (健康福祉課長)	【高齢・障害係】 (前略) <u>(追加)</u>	健康福祉課員																		
	【子育て支援室・介護保険係】 (前略)																			
	6 介護保険料の減免及び徴収猶予																			
各所属（所属長）	所掌事務	構成員																		
健康福祉課 (健康福祉課長)	【長寿介護係・障害福祉係】 (前略)	健康福祉課員																		
	6 介護保険料の減免及び徴収猶予																			
	【子育て支援室】 (削除)																			

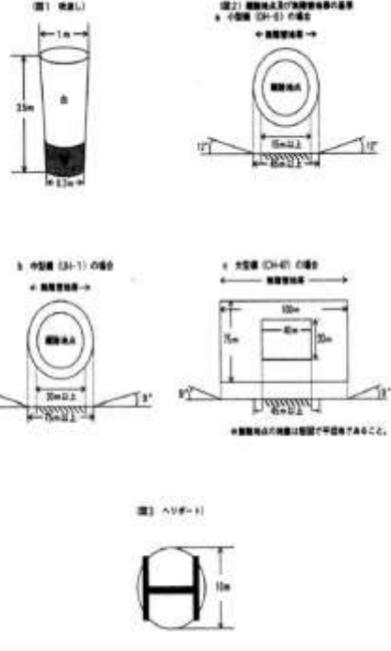
<p>130 119</p>	<p>第3部 第1章 第2節 通信機能の確保 第3項 対策 ■計画関係者共通事項等 1 災害時に用いる通信手段の概要</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信手段</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県防災通信ネットワーク</td> <td>・地上系及び衛星系無線は、県⇄市、及び市⇄避難所、消防、警察、拠点病院等医療機関、国と通信可能である。 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けづらいため風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い。 (以下略)</td> </tr> <tr> <td>市防災行政無線(同報系)</td> <td>・市→住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための無線機である。</td> </tr> <tr> <td>市防災行政無線(移動系)</td> <td>・市⇄地域との情報交換ができる携帯電話型の無線機で、主に避難所等に配備する。</td> </tr> <tr> <td>三重県防災情報提供プラットフォーム</td> <td>・県⇄市の間で被害情報等の収集・共有を行い、管理する防災情報システム、市民に防災・災害に関する情報を提供する防災みえHP、市民に気象・地震・津波情報を提供するメール配信サービスから構成される。 ・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供、防災みえHPにより市民に情報提供を行う。</td> </tr> <tr> <td>市消防救急無線</td> <td>・消防本部⇄消防団、消防車・救急車等の間の無線網である。</td> </tr> </tbody> </table>	通信手段	概要	三重県防災通信ネットワーク	・地上系及び衛星系無線は、県⇄市、及び市⇄避難所、消防、警察、拠点病院等医療機関、国と通信可能である。 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けづらいため風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い。 (以下略)	市防災行政無線(同報系)	・市→住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための無線機である。	市防災行政無線(移動系)	・市⇄地域との情報交換ができる携帯電話型の無線機で、主に避難所等に配備する。	三重県防災情報提供プラットフォーム	・県⇄市の間で被害情報等の収集・共有を行い、管理する防災情報システム、市民に防災・災害に関する情報を提供する防災みえHP、市民に気象・地震・津波情報を提供するメール配信サービスから構成される。 ・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供、防災みえHPにより市民に情報提供を行う。	市消防救急無線	・消防本部⇄消防団、消防車・救急車等の間の無線網である。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信手段</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県防災通信ネットワーク</td> <td>・地上系及び衛星系無線は、県と市、及び市と避難所、消防、警察、拠点病院等医療機関、国との間で通信可能である。 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けにくいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い。 (以下略)</td> </tr> <tr> <td>市防災行政無線(同報系)</td> <td>・市から住民へ屋外スピーカー等により情報伝達するための無線機である。</td> </tr> <tr> <td>市防災行政無線(移動系)</td> <td>・市と地域との情報交換ができる携帯電話型の無線機で、主に避難所等に配備する。</td> </tr> <tr> <td>三重県防災情報提供プラットフォーム</td> <td>・県と市の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、市民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ.jp」HP、市民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される。 ・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ.jp」HPにより市民に情報提供を行う。</td> </tr> <tr> <td>市消防救急無線</td> <td>・消防本部と消防団、消防車・救急車等の間の無線網である。</td> </tr> </tbody> </table>	通信手段	概要	三重県防災通信ネットワーク	・地上系及び衛星系無線は、県と市、及び市と避難所、消防、警察、拠点病院等医療機関、国との間で通信可能である。 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けにくいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い。 (以下略)	市防災行政無線(同報系)	・市から住民へ屋外スピーカー等により情報伝達するための無線機である。	市防災行政無線(移動系)	・市と地域との情報交換ができる携帯電話型の無線機で、主に避難所等に配備する。	三重県防災情報提供プラットフォーム	・県と市の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、市民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ.jp」HP、市民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される。 ・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ.jp」HPにより市民に情報提供を行う。	市消防救急無線	・消防本部と消防団、消防車・救急車等の間の無線網である。	<p>県防災計画に整合</p>
通信手段	概要																											
三重県防災通信ネットワーク	・地上系及び衛星系無線は、県⇄市、及び市⇄避難所、消防、警察、拠点病院等医療機関、国と通信可能である。 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けづらいため風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い。 (以下略)																											
市防災行政無線(同報系)	・市→住民へ個別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための無線機である。																											
市防災行政無線(移動系)	・市⇄地域との情報交換ができる携帯電話型の無線機で、主に避難所等に配備する。																											
三重県防災情報提供プラットフォーム	・県⇄市の間で被害情報等の収集・共有を行い、管理する防災情報システム、市民に防災・災害に関する情報を提供する防災みえHP、市民に気象・地震・津波情報を提供するメール配信サービスから構成される。 ・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供、防災みえHPにより市民に情報提供を行う。																											
市消防救急無線	・消防本部⇄消防団、消防車・救急車等の間の無線網である。																											
通信手段	概要																											
三重県防災通信ネットワーク	・地上系及び衛星系無線は、県と市、及び市と避難所、消防、警察、拠点病院等医療機関、国との間で通信可能である。 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けにくいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い。 (以下略)																											
市防災行政無線(同報系)	・市から住民へ屋外スピーカー等により情報伝達するための無線機である。																											
市防災行政無線(移動系)	・市と地域との情報交換ができる携帯電話型の無線機で、主に避難所等に配備する。																											
三重県防災情報提供プラットフォーム	・県と市の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、市民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ.jp」HP、市民に気象・地震・津波情報を提供するメール等配信サービスから構成される。 ・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ.jp」HPにより市民に情報提供を行う。																											
市消防救急無線	・消防本部と消防団、消防車・救急車等の間の無線網である。																											
<p>132 121</p>		<p>【伝達系統図】</p> <p style="text-align: right;">□☆△</p> <p>県災対本部(総括部隊) →</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">凡 例</td> </tr> <tr> <td>☆ 県の一斉優先FAX(Fネット)</td> </tr> </table>	凡 例	☆ 県の一斉優先FAX(Fネット)	<p>防災気象情報伝達系統図</p> <p style="text-align: right;">□△</p> <p>県災対本部(総括部隊) →</p> <p>(削除)</p>																							
凡 例																												
☆ 県の一斉優先FAX(Fネット)																												
<p>133 122</p>	<p>第3部 第1章 第2節 通信機能の確保 第3項 対策 ■その他の防災関係機関が実施する対策</p>	<p><固定通信事業者の実施する対策> 1 応急措置 (2) <u>通信(無線)連絡施設の運用確認等</u> <u>特定の市町等に設置している孤立防止対策用衛星電話(Ku-1ch)の運用確認をする。</u></p>	<p><固定通信事業者の実施する対策> 1 応急措置 <u>(削除)</u></p>	<p>運用終了のため</p>																								
<p>134 123</p>		<p>3 孤立防止対策用衛星電話による通信の確保 災害による孤立の可能性のある特定地域の通信途絶を防止するため、防災関係機関(市町村)に孤立防止対策用衛星電話を設置し、災害時における通信の確保を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥羽市 鳥羽磯部漁業協同組合神島支所</td> <td>三重県鳥羽市神島町 113-2</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">西日本電信電話株式会社提供</p>	設置場所	住所	鳥羽市 鳥羽磯部漁業協同組合神島支所	三重県鳥羽市神島町 113-2	<p><u>(削除)</u></p>																					
設置場所	住所																											
鳥羽市 鳥羽磯部漁業協同組合神島支所	三重県鳥羽市神島町 113-2																											
<p>135 125</p>		<p><その他の防災関係機関が実施する対策> 1 通信手段の確保 各防災関係機関は、災害発生時には「<計画関係者共通事項等> 災害時に用いる通信手段の概要」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。</p>	<p><その他の防災関係機関が実施する対策> 1 通信手段の確保 各防災関係機関は、災害発生時には「■計画関係者共通事項等 1 災害時に用いる通信手段の概要(P129~130)」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。</p>	<p>誤記の修正</p>																								
<p>138 127</p>	<p>第3部 第1章 第3節 防災関係機関(自衛隊・海上保安庁・警察)との連携体制確保 第3項 対策 ■市が実施する対策</p>	<p>1 状況把握及び応急対策方針の確立 (2) <u>被害情報等の収集・整理</u> 被害情報は、地区指定員、自主防災組織、関係機関・団体等あらゆる組織、<u>情報機器</u>、システム、伝令等を駆使して収集する。 収集した情報を市災対本部各部の状況、被害(人員・建築物等)情報、関係機関等の状況等に区分し、時系列にまとめ、<u>事後</u>の対応が確実にとれるように整理する。</p> <p>2 派遣要請等 (1) <u>自衛隊派遣要請</u> (前略)ただし、この場合、本部長は、事後速やかに、陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知した旨を知事に通知しなければならない。<u>(追加)</u></p>	<p>1 状況把握及び応急対策方針の確立 (2) <u>被害情報等の収集・整理</u> 被害情報は、地区指定員、自主防災組織、関係機関・団体等あらゆる組織、<u>情報機器(ドローンを含む)</u>、システム、伝令等を駆使して収集する。 収集した情報を市災対本部各部の状況、被害(人員・建築物等)情報、関係機関等の状況等に区分し、時系列にまとめ、<u>事後</u>の対応が確実にとれるように整理する。</p> <p>2 派遣要請等 (1) <u>自衛隊派遣要請</u> (前略)ただし、この場合、本部長は、事後速やかに、陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知した旨を知事に通知しなければならない。<u>(推進計画)</u></p>	<p>最新の状況を反映</p> <p>南海トラフ地震対応</p>																								

139 127		<p>《基準》</p> <p>①災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。</p> <p>②災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。</p>	<p>《災害派遣要請の三原則》</p> <p>①公共性：公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要があること</p> <p>②緊急性：災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること（さし迫った必要があること）</p> <p>③非代替性：他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく、自衛隊で対処する必要があること （自衛隊の部隊が派遣される以外に、他の適切な手段が無いこと）</p>	一般的な表現に変更
139 128		<p>3 受入体制の整備</p> <p>(1) 自衛隊 自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。<u>(追加)</u> (中略)</p> <p>(2) 海上保安庁 鳥羽海上保安部からの支援部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。<u>(追加)</u> (以下略)</p>	<p>3 受入体制の整備</p> <p>(1) 自衛隊 自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。<u>(推進計画)</u> (中略)</p> <p>(2) 海上保安庁 鳥羽海上保安部からの支援部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。<u>(推進計画)</u> (以下略)</p>	南海トラフ地震対応
147 136	第3部 第1章 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 第3項 対策	<p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 津波警報等の伝達系統 津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により市及び関係機関が伝達する。 <u>(追加)</u></p>	<p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 津波警報等の伝達系統 津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の系統により市及び関係機関が伝達する。 <u>(推進計画)</u></p>	
150 139		<p>■市が実施する対策</p> <p>2 災害情報等の収集・伝達 <u>(追加)</u></p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>2 災害情報等の収集・伝達</p> <p>(3) ISUT（災害時情報集約支援チーム）の活用 県又は直接支援を要請し、災害情報を集約し視覚化した情報提供を受け、庁内並びに関係各機関との情報共有を図る。</p>	ISUTの追加
153 142	<p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p><気象庁（津地方気象台）>の実施する対策</p> <p>1 津波に関する警報等及び津波に関する情報の発表</p> <p>(1) 津波に関する警報・注意報の種類 (注3)</p>	<p>(注)3 「津波予報区」<u>(P142)</u></p> <p>津波予報区</p> 	<p>(注)3 「津波予報区」<u>(P153)</u></p> <p>津波予報区</p>  <p>※三重県南部：伊勢市・鳥羽市・志摩市・南伊勢町・大紀町・紀北町・尾鷲市・熊野市・御浜町・紀宝町の各海岸</p>	周辺地図の追加
156 145	第3部 第1章 第5節	<p>第5節 広域的な受援・応援体制の整備</p> <p>【主担当部】：総務部</p>	<p>第5節 広域的な受援・応援体制の整備</p> <p>【主担当部】：総務部、農水商工部、市民部</p>	受援計画作成による
157 146	第3部 第1章 第5節 広域的な受援・応援体制の整備 第3項 対策 《受援体制》	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 各協定等に基づく応援要請</p> <p>① 応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、協定市町及び県に対し応援を求め、主に県内市町からの支援により、災害応急対策に万全を期する。</p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 各協定等に基づく応援要請</p> <p>(1) 応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町応援協定等の各協定及び基本法第67条並びに第68条に基づき、総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等を用いて、協定市町及び県に対し応援を求め、主に県内市町からの支援により、災害応急対策に万全を期する。</p>	県防災計画に整合

<p>158</p> <p>147</p>		<p>4 受援体制の構築 (追加)</p> <p>【本市が締結している災害時相互応援協定等一覧】</p> <table border="1" data-bbox="492 323 1590 390"> <thead> <tr> <th>協定名称</th> <th>協定自治体</th> <th>主な応援内容</th> <th>要請の連絡先</th> <th>応援自治体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(表中略)</td> </tr> </tbody> </table>	協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請の連絡先	応援自治体	(表中略)					<p>4 受援体制の構築・計画の整備 (3) 受援体制の構築に先立ち、以下の項目について受援計画を策定する。</p> <table border="1" data-bbox="1620 212 2739 275"> <thead> <tr> <th>計画項目</th> <th>全般・自治体応援職員の受入</th> <th>支援物資の受入れ</th> <th>ボランティアの受入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当</td> <td>総務部</td> <td>農水商工部</td> <td>市民部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 本市が締結している災害時相互応援協定等については、「鳥羽市地域防災計画(資料編)」P67を参照のこと。 (表削除)</p>	計画項目	全般・自治体応援職員の受入	支援物資の受入れ	ボランティアの受入	担当	総務部	農水商工部	市民部	<p>最新の状態に更新</p>
協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請の連絡先	応援自治体																		
(表中略)																						
計画項目	全般・自治体応援職員の受入	支援物資の受入れ	ボランティアの受入																			
担当	総務部	農水商工部	市民部																			
<p>161</p> <p>151</p>	<p>第3部 第1章 第7節 災害救助法の適用 第3項 対策 ■市が実施する対策</p>	<p>2 災害救助法の適用 (2) 被害状況把握、伝達 被害状況の確認・把握は、法の適用、救助の種類並びに程度、方法及び期間の決定の根拠となるものであることから、迅速かつ適正に行い、県へ情報提供する。(追加) (以下略)</p> <p style="text-align: center;">市町別適用基準</p> <p style="text-align: right;">災害救助法施行令第1条1項による</p> <table border="1" data-bbox="492 646 1590 709"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>人口</th> <th>世帯数</th> <th>第1号</th> <th>第2号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥羽市</td> <td>20,543</td> <td>8,114</td> <td>50</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※人口、世帯数は平成22年国勢調査を基礎とする平成25年12月1日現在の推計値</p>	市町名	人口	世帯数	第1号	第2号	鳥羽市	20,543	8,114	50	25	<p>2 災害救助法の適用 (2) 被害状況把握、伝達 被害状況の確認・把握は、法の適用、救助の種類並びに程度、方法及び期間の決定の根拠となるものであることから、迅速かつ適正に行い、県へ情報提供する。この際、災害の想定に応じ、あらかじめ被害見積を算出して、遅滞なく情報提供ができるよう準備しておく。 (以下略)</p> <p style="text-align: center;">本市適用基準</p> <p style="text-align: right;">災害救助法施行令第1条1項による</p> <table border="1" data-bbox="1620 646 2739 709"> <thead> <tr> <th>人口</th> <th>世帯数</th> <th>第1号</th> <th>第2号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19,448</td> <td>7,730</td> <td>50</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>※人口、世帯数は平成27年国勢調査による。</p>	人口	世帯数	第1号	第2号	19,448	7,730	50	25	
市町名	人口	世帯数	第1号	第2号																		
鳥羽市	20,543	8,114	50	25																		
人口	世帯数	第1号	第2号																			
19,448	7,730	50	25																			
<p>162</p> <p>153</p>	<p>第3部 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 第3項 対策 ■市が実施する対策</p>	<p>1 道路交通情報・被害情報の収集・提供 災害が発生し、又は発生しようとしている場合、道路の被害状況・信号機等交通安全施設の被害状況・交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。 市内の道路の、被害状況の情報収集を行う。情報収集を行うに当たっては、市管理道路の情報以外に国や県が管理する道路情報など、多様な手段を用いる。 (以下略)</p>	<p>1 道路交通情報・被害情報の収集・提供 災害が発生し、又は発生しようとしている場合、道路の被害状況・信号機等交通安全施設の被害状況・交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。 その際、多様な手段を用いて収集するとともに、市管理道路以外に国や県が管理する道路情報なども併せて収集する。 (以下略)</p>	<p>(重複)表現の変更</p>																		
<p>163</p> <p>153</p>		<p>2 道路パトロールと緊急時の措置 地震発生に伴い、沿岸部の道路等へ津波が押し寄せる等が想定されることから、道路パトロール等の実施にあたっては、津波警報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、(以下略)</p> <p>(2) 緊急時の措置 b 緊急連絡・通行規制 落石・土砂崩落・崖くずれ等の災害発生(発生のおそれのある場合を含む。)に遭遇したときは、直ちに建設課にその状況を報告し、指示を受け通行規制等を実施する。 c その他 前記の災害が付近の住民に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民に通報するとともに通行者に対して現況を知らせるよう努める。</p>	<p>2 道路パトロールと緊急時の措置 地震発生に伴い、沿岸部の道路等へ津波が押し寄せる等が想定されることから、道路パトロール等の実施にあたっては、津波警報・注意報や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し、(以下略)</p> <p>(2) 緊急時の措置 イ 緊急連絡・通行規制 落石・土砂崩落・崖くずれ・液状化等の災害発生(発生のおそれのある場合を含む。)に遭遇したときは、直ちに建設部長にその状況を報告し、指示を受け通行規制等を実施する。 ウ その他 前記の災害が付近の市民又は他の施設に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに市民又は他の施設管理者に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。</p>	<p>予想される災害(液状化)を追加</p>																		
<p>164</p> <p>154</p>	<p>■その他の防災関係機関が実施する対策 <中部地方整備局の対策></p>	<p>(1) 応急対策の実施 所管施設が被災した場合は、道路啓開等に関する計画に基づき道路啓開を実施し、緊急輸送道路を早期に確保する。 また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し被災施設の早期復旧に努める。 (2) 排水作業の実施 津波等によって冠水し、長期にわたって排水される可能性が低い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため排水作業を行う。</p>	<p>3 応急対策の実施 所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路を早期に確保する。 また、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し被災施設の早期復旧に努める。 4 排水作業の実施 津波等によって冠水し、長期にわたって冠水が継続する可能性が高い場合、浸水エリアの災害応急対策活動を行うため排水作業を行う。</p>	<p>県防災計画に整合</p>																		
<p>166</p> <p>156</p>	<p>第3部 第2章 第2節 水防活動 第3項 対策</p>	<p>■市が実施する対策 2 監視、警戒体制の整備 地震発生に伴い、(中略)以下の対策を実施する。(追加)</p>	<p>■市が実施する対策 2 監視、警戒体制の整備 地震発生に伴い、(中略)以下の対策を実施する。(推進計画)</p>	<p>南海トラフ地震対応</p>																		
<p>168</p> <p>158</p>	<p>第3部 第2章 第3節 ライフライン施設の復旧・保全</p>	<p>【上水道施設】(水道部)(追加) (以下略)</p>	<p>【上水道施設】(水道部)(推進計画) (以下略)</p>																			
<p>169</p> <p>159</p>	<p>第3項 対策 ■市が実施する対策</p>	<p>3 応援協定に基づく市町水道施設応急復旧活動 (1) 県内水道事業者による協定に基づく応援要請 単独での復旧作業が困難な場合、市は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者(協定で定める県内各地域の代表市)に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、鳥羽市水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。 「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。 (以下略)</p>	<p>3 応援協定に基づく市町水道施設応急復旧活動 (1) 県内水道事業者による協定に基づく応援要請 単独での復旧作業が困難な場合、市は、「三重県水道災害広域応援協定(【資料編】P80)」に基づき、ブロック代表者(協定で定める県内各地域の代表市)に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、鳥羽市水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。(【風水害対策編】P202) 「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。 (以下略)</p>	<p>資料編・風水害対策編の修正に準ずる。</p>																		

		【下水道】 <u>(追加)</u> (以下略)	【下水道】 <u>(推進計画)</u> (以下略)	南海トラフ地震対応
170 <u>160</u>	■その他防災関係機関が実施する対策	<電気事業者の実施する対策> <u>(追加)</u> (以下略)	<電気事業者の実施する対策> <u>(推進計画)</u> (以下略)	
171 <u>160</u>		<LPガス販売事業者の実施する対策> <u>(追加)</u> (以下略)	<LPガス販売事業者の実施する対策> <u>(推進計画)</u> (以下略)	
171 <u>172</u> <u>161</u>		<固定通信事業者の実施する対策> <u>(追加)</u> 1 応急措置 <u>(2) 通信(無線)連絡施設の運用確認等</u> <u>特定の市町等に設置している孤立防止対策用衛星電話(Ku-1ch)の運用確認をする。</u>	<固定通信事業者の実施する対策> <u>(推進計画)</u> 1 応急措置 <u>(削除)</u>	運用終了のため
173 <u>162</u>		<移動通信事業者の実施する対策> <u>(追加)</u> (以下略)	<移動通信事業者の実施する対策> <u>(推進計画)</u> (以下略)	南海トラフ地震対応
175 <u>176</u> <u>164</u> <u>165</u>	第3部 第2章 第4節 公共土木施設の復旧・保全 第3項 対策 ■市が実施する対策 1 道路・橋梁にかかる応急復旧活動	(1) 施設の被害情報の収集 災害が発生し、又は発生しようとしている場合、 <u>道路</u> の被害状況・信号機等交通安全施設の被害状況・交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。 <u>市内の道路の、被害状況の情報収集を行う。情報収集に当たっては、市管理道路の情報以外に国や県が管理する道路情報など、多様な手段を用いて情報収集を行う。</u> 道路管理者・警察・その他関係機関と連携を密にして、相互の情報交換を図るとともに、建設部において道路情報の一元化を図る。 <u>(追加)</u>	(1) 施設の被害情報の収集 災害が発生し、又は発生しようとしている場合、 <u>道路・橋梁</u> の被害状況・信号機等交通安全施設の被害状況・交通事故等の道路障害状況の情報を収集する。 <u>情報収集に当たっては、市管理道路の情報以外に国や県が管理する道路情報など、多様な手段を用いて情報収集を行う。</u> <u>道路管理者・警察・その他関係機関と連携を密にして、相互の情報交換を図るとともに、建設部において道路情報の一元化を図る</u>	(重複)表現の変更
176 <u>165</u>		(3) 施設の復旧活動 道路施設の復旧にあたっては、緊急輸送道路の確保を最優先して実施する。 緊急輸送道路の確保に引き続き、 <u>市民生活</u> に欠くことのできない重要な生活道路等優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し施設の復旧を図る。	(3) 施設の復旧活動 道路施設の復旧にあたっては、緊急輸送道路の確保を最優先して実施する。 緊急輸送道路の確保に引き続き、 <u>孤立地域の発生状況や市民生活</u> に欠くことのできない重要な生活道路等優先順位を考慮した上で、障害物の除去・応急復旧工事等を実施し施設の復旧を図る。	県防災計画に整合
176 <u>165</u>	第3部 第2章 第4節 第3項 ■市が実施する対策 3 漁港施設にかかる応急復旧活動	(1) 地震による津波の発生が予想されることから、 <u>津波警報</u> や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し施設の被害情報を確認する作業員等の安全確保を最優先することを前提とした上で、可能な限り速やかな被害情報の収集を図る。	(1) 地震による津波の発生が予想されることから、 <u>津波警報・注意報</u> や潮位情報、他地域の津波被害情報等に十分留意し施設の被害情報を確認する作業員等の安全確保を最優先することを前提とした上で、可能な限り速やかな被害情報の収集を図る。	
179 <u>167</u>	第3部 第2章 第5節 ヘリコプターの活用 第3項 対策 ■市が実施する対策	1 県防災ヘリコプターの応援要請 市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。 「風水害等対策編 <u>第3章災害応急対策計画 第26節三重県防災ヘリコプター応援要請計画(P83)</u> 」による。	1 県防災ヘリコプター等の応援要請 <u>(1) 県防災ヘリコプター</u> 市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行う。 細部は「風水害等対策編 <u>第4部 発災後の応急対策 第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧 第4節 ヘリコプターの活用 第3項 対策 1 県防災ヘリコプターの応援要請(P162)</u> 」による。 <u>※緊急時応援要請連絡先</u> <u>三重県防災航空隊 Tel 059-235-2555 (日の出～日没)</u> <u>Fax 059-235-2557</u> <u>【資料編：16県防災ヘリコプター離着陸場一覧表】</u> <u>(2) 三重県ドクターヘリ</u> <u>市消防本部は、119番受信時又は救急現場で医師による早期治療を要すると判断した場合にドクターヘリの出動を要請できる。(午前8時30分～午後5時又は日没までのいずれか早い方)</u>	最新状況への更新
177 <u>167</u>		2 自衛隊、海上保安庁等のヘリコプター応援要請 「地震・津波対策編 第3部 第1章 第3節 防災関係機関(自衛隊・海上保安庁・警察)との連携体制の確保(P126)」に基づき、自衛隊、海上保安庁等に対し航空輸送の支援要請を行う。	2 自衛隊、海上保安庁等のヘリコプター応援要請 「第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第3節 防災関係機関(自衛隊・海上保安庁・警察)との連携体制の確保 第3項 対策 2 派遣要請等(P137～145)」に基づき、自衛隊、海上保安庁に対し航空輸送の支援要請を行う。	本計画の修正に準ずる。

<p>179 ～ 181 167</p>	<p>第3部 第2章 第5節 ヘリコプターの活用 第3項 対策 ■市が実施する対策</p>	<p>3 受入体制の構築 市はヘリコプターの運航が安全かつ確実にできるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。 <u>ヘリポートの選定取扱い等については、「風水害等対策編 第3章災害応急対策計画 第2.5節自衛隊災害派遣要請計画 6 航空機(ヘリコプター)による災害派遣とヘリポートの選定取扱い (P77)」による。</u> (追加)</p>	<p>3 受入体制の準備 市はヘリコプターの運航が安全かつ確実にできるよう、飛行場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。 <u>ただし、受け入れ準備のための時間的な余裕が無い場合・航空安全を確保できる人員が不在又は配置できない場合は、ヘリコプターを運航する機関の計画・指示による。</u> (1) <u>航空機派遣要請の受け入れ準備(基準)</u> ア <u>派遣要請を行う場合は、前記の要請手続きによるほか、使用ヘリポート名、着陸地点の気象状況(風向・風速、天候等)を務めて収集し、電話・防災行政無線等の方法で、県(防災対策部災害対策課防災航空班)に対し連絡を行う。</u> イ <u>ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、努めて吹流しの設置又は発炎筒をたく等により着陸前に風向きを示す処置をする。</u> ウ <u>可能であれば、あらかじめ着陸場の中央等に石灰粉で直径10mのヘリポートの記号(図3(P165))を描き、上空からの着陸に備えるとともに、航空機のダウンウオッシュ(吹きおろしの風)により土砂が巻き上がる恐れのある場所においては散水し、着陸予定時刻の10分前までには散水を完了する</u> エ <u>着陸場内に、テント・ブルーシート類、紙・布・板状の廃棄物や、電線等の線状障害物等がある場合、航空機は着陸を中止することがあるため、事前に確認し撤去・排除しなければならない。</u> オ <u>夜間(自衛隊に限る)は、照明設備のある施設については努めて夜間照明を点灯し、照明設備の無い着陸場においてはカンテラ等により着陸場所15m平方(大型ヘリの場合は45m以上)の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。なお、カンテラ等の照明が準備できない場合は車両等により代替手段を迫及する。</u></p>	<p>内容の具体化</p>
			<p>カ <u>着陸場と市役所及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておくこと。</u> (2) <u>ヘリポートの取扱いについて</u> ヘリポートに指定された施設の管理者は市と連絡を保ち、現況を常に把握し、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに市を経て県(防災対策部 災害対策課)にその概要(略図添付)を報告すること。 ア <u>面積を変更した場合</u> イ <u>地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合</u> ウ <u>地面の上空に電信、電話及び電力等の架設が施設された場合</u> エ <u>既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合</u> オ <u>グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合</u> (3) <u>ヘリポートの設定に関する着意事項</u> ア <u>ヘリコプターの機能を事前に確認すること。ヘリコプターは風に向かって通常12度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。</u></p>	

	<p>第3部 第2章 第5節 ヘリコプターの活用 第3項 対策 ■市が実施する対策</p>		<p>イ 地面は堅固で傾斜9度以内であること。 ウ 四方に仰角9度(小型ヘリは12度)の以上の障害物がなく、離着に要する地積は(図2 (P165))による。 エ 風の方向が分かるよう、可能であればヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てる。(図1) オ 着陸地点には石灰等を用いてヘリポートの記号を標示して着陸中心を示すこと。(図3 (P165)) カ 物資を大量輸送する場合は、事前に個々の重量と総重量を計算して機長(調整担当者)に報告しなければならない。それができない場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備する。 キ 大型車両等が進入できることが望ましい。(必要に応じ) ク 林野火災対策に使用する場合は、面積(100m×100m以上)、水利(100t以上)を考慮すること。 ケ ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。 コ ヘリコプターの誘導は(経験者を除き)実施しない。 サ ヘリコプターへの接近・搭乗・卸下については、現地誘導員の指示に従わなければならない。現地誘導員がいない場合は、着陸後に搭乗者の指示があるまでヘリコプターには決して近づかない。</p> 	
		<p>(追加)</p>		<p>「風水害対策編」に準じて記載</p>
<p>183 169</p>	<p>第3部 発災後対策 第3章 救助・救急及び医療・救護活動 第1節 救助・救急及び消防活動 第3項 対策 ■市が実施する対策</p>	<p>1 救助・救急活動の実施及び調整 市は消防機関及び(中略)管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。(追加)</p> <p>2 消防活動の実施及び応援・受援 (1) 消火活動の実施 市災対本部は、地震直後に(以下略)</p> <p>(2) 協定に基づく応援要請 市は、災害の規模が大きく、(以下略) (追加)</p>	<p>1 救助・救急活動の実施及び調整 市災対本部は消防機関及び(中略)管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。(推進計画)</p> <p>2 消防活動の実施及び応援・受援 (1) 消火活動の実施 本部長は、地震直後に(以下略)</p> <p>(2) 消防組織法等に基づく応援要請 本部長は、災害の規模が大きく、(以下略) <別紙1-2 応援等要請(知事あて)のための連絡事項>(様式はP185参照) ・災害の状況及び必要な応援部隊 ・出動を希望する区域及び活動内容 ・その他緊急援助隊の活動のために必要な事項</p>	<p>記載事項の具体化 様式の追加</p>

		<p>(追加) (3) 協定に基づく応援出動 (以下略) (追加)</p>	<p>(3) 受援体制の確立 本部長は、県内の消防相互応援隊又は、緊急消防援助隊への応援出動を要請した場合は、消防本部が定める「大規模災害時における消防隊受援計画」に基づき、応援部隊との円滑かつ迅速な消防活動が実施できるよう、受入体制の構築に努める。 (4) 協定に基づく応援出動 (以下略) (推進計画) ※【資料編】「消防防災業務相互応援協定(P71-74)」、「三重県内消防相互応援協定(P88-91)」</p>	南海トラフ地震対応																						
181 169		<p>3 活動拠点の確保 自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。(追加)</p>	<p>3 活動拠点の確保 自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。(推進計画)</p>																							
182 170	■市が実施する対策	(追加)	<p>6 応援等の引き揚げ要請 本部長は、緊急消防援助隊指揮本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、市の区域内における緊急消防援助隊の活動終了の協議を行った上、知事に対して直ちに電話により、その旨を連絡する。</p>	撤収要請の追加																						
183		(追加)		様式の追加																						
190 ~ 191 174	<p>第3部 第4章 避難及び被災者支援等の活動</p> <p>第3部 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第1節 避難の指示及び避難場所・避難所の確保・運営 第3項 対策</p>	<p>第1節 避難の指示及び避難場所・避難所の確保・運営 【主担当部】：総務部、税務部、消防部</p> <p>■市が実施する対策 1 避難の指示等及び住民等への伝達 (1) 避難の指示等 ア 避難指示 津波警報の「三重県南部オオツナミ」、「三重県南部ツナミ」及び津波注意報が発表された場合、対象地域の住民に対して、直ちに避難を指示する。 (追加) 上記のほか、(以下略)</p>	<p>第1節 避難の指示及び避難場所・避難所の確保・運営 【主担当部】：総務部、税務部、消防部、健康福祉部</p> <p>■市が実施する対策 1 避難の指示等及び住民等への伝達 (1) 避難の指示等 ア 警報の発表区分 気象庁(津地方気象台)が、「津波予報区(P151)」の「三重県南部」に対し以下の津波警報等を発表した場合は、対象地域の市民に対して、直ちに避難を指示する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警報の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表内容(※)</th> <th rowspan="2">想定される被害</th> </tr> <tr> <th>約3分後</th> <th>約15分後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高い所で3mを超える場合</td> <td>巨大</td> <td>1.0m超 1.0m 5m</td> <td>・木造家屋の全壊・流出 ・人は流れに巻き込まれる。</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高い所で1mを超え、3m以下の場合</td> <td>高い</td> <td>3m</td> <td>・標高の低いところでは浸水 ・人は流れに巻き込まれる。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高い所で0.2m以上、1m以下の場合</td> <td>二</td> <td>1m</td> <td>・養殖いかだ流出 ・小型船舶は転覆 ・海の中の人は巻き込まれる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※M8を超える巨大地震の場合の例、巨大地震以外の場合は約3分後に5段階数値で発表される。 上記のほか、(以下略)</p>	警報の種類	発表基準	発表内容(※)		想定される被害	約3分後	約15分後	大津波警報	予想される津波の高さが高い所で3mを超える場合	巨大	1.0m超 1.0m 5m	・木造家屋の全壊・流出 ・人は流れに巻き込まれる。	津波警報	予想される津波の高さが高い所で1mを超え、3m以下の場合	高い	3m	・標高の低いところでは浸水 ・人は流れに巻き込まれる。	津波注意報	予想される津波の高さが高い所で0.2m以上、1m以下の場合	二	1m	・養殖いかだ流出 ・小型船舶は転覆 ・海の中の人は巻き込まれる。	最新の状況に更新
警報の種類	発表基準	発表内容(※)				想定される被害																				
		約3分後	約15分後																							
大津波警報	予想される津波の高さが高い所で3mを超える場合	巨大	1.0m超 1.0m 5m	・木造家屋の全壊・流出 ・人は流れに巻き込まれる。																						
津波警報	予想される津波の高さが高い所で1mを超え、3m以下の場合	高い	3m	・標高の低いところでは浸水 ・人は流れに巻き込まれる。																						
津波注意報	予想される津波の高さが高い所で0.2m以上、1m以下の場合	二	1m	・養殖いかだ流出 ・小型船舶は転覆 ・海の中の人は巻き込まれる。																						

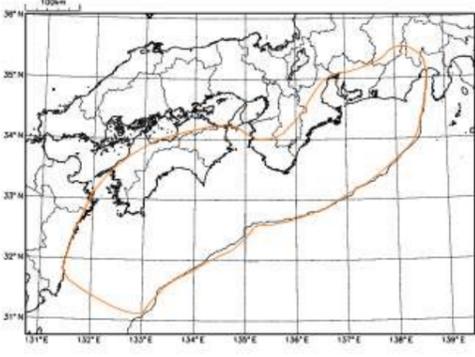
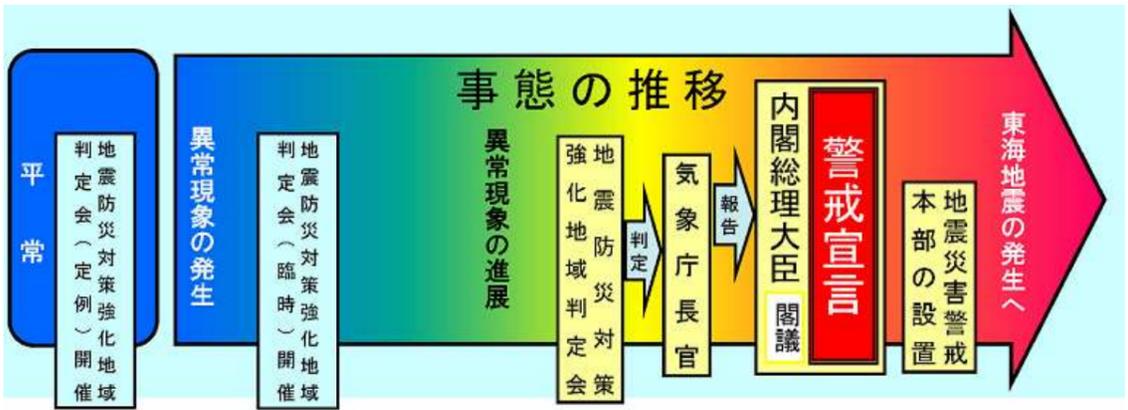
<p>191 <u>174</u></p>		<p><u>イ 避難指示の対象地域</u> <u>① 大津波警報・津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象</u> <u>② 津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象</u></p>	<p><u>イ 避難指示の対象地域：鳥羽市全域※</u></p> <table border="1" data-bbox="1656 174 2665 331"> <tr> <th>警報の種類</th> <th>市内における対象地域</th> </tr> <tr> <td>大津波警報</td> <td rowspan="2">「想定上最大クラス」の津波により浸水が想定される地域</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>漁業従事者、沿岸周辺の市民・海水浴客等の旅行者等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象</td> </tr> </table> <p>※池上町・屋内町・若杉町・岩倉町・河内町・松尾町・白木町の各町内にかかる津波浸水域には住家は存在しないが、事業所・学校等も所在することから、警報・注意報は全域に発令する。</p>	警報の種類	市内における対象地域	大津波警報	「想定上最大クラス」の津波により浸水が想定される地域	津波警報	津波注意報	漁業従事者、沿岸周辺の市民・海水浴客等の旅行者等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象										
警報の種類	市内における対象地域																			
大津波警報	「想定上最大クラス」の津波により浸水が想定される地域																			
津波警報																				
津波注意報	漁業従事者、沿岸周辺の市民・海水浴客等の旅行者等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象																			
<p>193 <u>176</u></p>		<p>4 避難所の開設及び運営支援 (1) 避難所の開設 ① あらかじめ指定されている避難所については、避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、その受入状況に応じて、宿泊施設を借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4 避難所の開設及び運営支援 (1) 避難所の開設 ア あらかじめ指定されている避難所については、避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また、介護を要する要配慮者に配慮し福祉避難所を開設するとともに、介護を要しない要配慮者については、三重県災害対策本部に「災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供に関する協定」に基づく提供要請を行う。 さらに避難先を確保する必要がある場合、それらの施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、宿泊施設を借り上げるなどして多様な避難所の確保に努める。</p> <p><u>エ 感染症等の流行期においては、当該感染症の感染予防に資する対策を講じて避難所を開設・運営する。</u></p>	<p>県の協定締結による</p> <p>感染症対策を追加</p>																
<p>196 <u>180</u></p>	<p>第3部 第4章 第2節 要配慮者対策 第2項 主要対策項目</p>	<table border="1" data-bbox="489 762 1590 877"> <thead> <tr> <th>対策（活動）項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始（準備）時期等</th> <th>重要な収集情報（収集先）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国人支援</td> <td>健康福祉部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）	外国人支援	健康福祉部	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1620 762 2724 877"> <thead> <tr> <th>対策（活動）項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始（準備）時期等</th> <th>重要な収集情報（収集先）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国人支援</td> <td>健康福祉部 関係部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）	外国人支援	健康福祉部 関係部	(略)	(略)	<p>—</p>
対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）																	
外国人支援	健康福祉部	(略)	(略)																	
対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）																	
外国人支援	健康福祉部 関係部	(略)	(略)																	
<p>197 <u>181</u></p>	<p>第3部 第4章 第2節 第3項 対策 ■市が実施する対策</p>	<p>2 外国人支援 (前略) <u>(追加)</u></p> <p>4 避難所での生活が困難な要配慮者対策 避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、介護を要し避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。 福祉避難所を（中略）生活の場を確保する。 <u>(追加)</u></p>	<p>2 外国人支援 (前略) ※「市HP」「避難掲示板（防災ボード）」の多言語表記、市内各避難所への「多言語表示シート」について更に充実を図る。 参考・「Safety tips」（外国人旅行者向け災害情報提供アプリ：観光庁監修） ・「NHK WORLD-JAPAN」（外国人向け情報提供）</p> <p>4 避難所での生活が困難な要配慮者対策 避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、<u>介護を要し</u>避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。 福祉避難所を（中略）生活の場を確保する。 また、大規模災害時において、市は「災害時における要配慮者への宿泊施設の提供に関する協定書（R2.2.10）」に基づく協定、施設を積極的に活用し、可能な限り早い段階から避難誘導できるよう取り組む。なお、要請は別紙（P195）により知事に対して行う。</p>	<p>最新状況を反映</p> <p>県と県旅館組合との協定締結による。</p>																
<p>198 <u>181</u></p>		<p><u>(追加)</u></p>	<p>別紙（「災害時における要配慮者への宿泊施設の提供に関する協定書」関連）</p> 																	

205 <u>188</u>		<p>■<u>地域・住民</u>が実施する共助・自助の対策 (追加)</p>	<p>■<u>地域・市民</u>が実施する共助・自助の対策 <u>3 ペットの同行避難対策</u> ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負う事を前提に、ペットと共に同行避難を行う。 また、ペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。</p>																																																	
208 <u>191</u>	<p>第3部 第4章 第8節 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い 第3項 対策</p>	<p>■<u>市</u>が実施する対策 1 行方不明者の捜索 (2) 応援の要請 b 行方不明者数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等 (追加)</p>	<p>■<u>市</u>が実施する対策 1 行方不明者の捜索 (2) 応援の要請 イ 行方不明者数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等 ※「三重県における災害時の安否不明者・行方不明者・死者の個人情報公表方針」に準ずる。</p>	最新状況の反映と具体化																																																
210 <u>193</u>	<p>第3部 発災後対策 第5章 救援物資等の供給 第1節 緊急輸送手段の確保 第2項 主要対策項目</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策（活動）項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始（準備）時期等</th> <th>重要な収集情報（収集先）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送手段の確保及び応援要請</td> <td>総務部 定期船部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）	輸送手段の確保及び応援要請	総務部 定期船部	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策（活動）項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始（準備）時期等</th> <th>重要な収集情報（収集先）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送手段の確保及び応援要請</td> <td>総務部 <u>市民部</u> 定期船部 <u>消防本部</u> <u>建設部</u> <u>農水商工部</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）	輸送手段の確保及び応援要請	総務部 <u>市民部</u> 定期船部 <u>消防本部</u> <u>建設部</u> <u>農水商工部</u>	(略)	(略)																																	
対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）																																																	
輸送手段の確保及び応援要請	総務部 定期船部	(略)	(略)																																																	
対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）																																																	
輸送手段の確保及び応援要請	総務部 <u>市民部</u> 定期船部 <u>消防本部</u> <u>建設部</u> <u>農水商工部</u>	(略)	(略)																																																	
210 211 <u>193</u>	<p>第3項 対策 ■<u>市</u>が実施する対策</p>	<p>3 輸送手段の確保及び応援要請 (1) 輸送手段の協力要請 緊急輸送が必要となった場合、「<u>地震・津波対策編</u> 第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備 <u>輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策 (P71)</u>」に基づき要請を行う。 要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。 (追加)</p>	<p>3 輸送手段の確保及び応援要請 (1) 輸送手段の協力要請 緊急輸送が必要となった場合、「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備 <u>第3項 ■市が実施する対策 2</u> 輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策 (P76~77)」に基づき要請を行う。 要請にあたっては輸送に必要な情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。 (2) <u>応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、県へ要請を行う。ただし、事態が急を要する時は、電話又は無線等をもって要請し、後に文書を送付する。</u></p>																																																	
211 <u>194</u>	<p>■<u>防災関係機関等</u>が実施する対策</p>	<p>「<u>地震・津波対策編</u> 第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備 <u>輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策 (P71)</u>」に準じる。</p>	<p>「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備 <u>第3項 対策 ■市が実施する対策 2</u> 輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策 <u>(P76~77)</u>」に準じる。</p>																																																	
212 <u>195</u>	<p>第3部 発災後対策 第5章 救援物資等の供給 第2節 救援物資等の供給 第2項 主要対策項目</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策（活動）項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始（準備）時期等</th> <th>重要な収集情報（収集先）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難所等における必要物資品目・量の把握</u></td> <td>税務部</td> <td>【発災12時間以内】</td> <td>・<u>避難所別市備蓄在庫状況 (総務部)</u> ・<u>避難所別物資等不足状況 (避難所及び地区指定員)</u></td> </tr> <tr> <td>災害義援品（物資等）の調達</td> <td>健康福祉部</td> <td>【発災24時間以内】 生活必需品等不足の場合</td> <td>・<u>避難所別物資等不足状況 (総務部)</u></td> </tr> <tr> <td>物資拠点の開設</td> <td><u>総務部</u></td> <td>【発災24時間以内】 必要物資等が不足している場合</td> <td>・<u>市外からの物資配送状況 (総務部)</u></td> </tr> <tr> <td>物資等拠点の運営</td> <td>農水商工部</td> <td>【発災24時間以内】 物資等拠点が開設次第</td> <td>・<u>市外からの物資等配送状況 (総務部)</u> ・<u>避難所別物資等不足状況 (総務部)</u></td> </tr> <tr> <td>物資等の輸送</td> <td>市民部 定期船部 総務部</td> <td>【発災24時間以内】 生活必需品等不足の場合</td> <td>・<u>避難所別物資等不足状況 (総務部)</u></td> </tr> </tbody> </table>	対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）	<u>避難所等における必要物資品目・量の把握</u>	税務部	【発災12時間以内】	・ <u>避難所別市備蓄在庫状況 (総務部)</u> ・ <u>避難所別物資等不足状況 (避難所及び地区指定員)</u>	災害義援品（物資等）の調達	健康福祉部	【発災24時間以内】 生活必需品等不足の場合	・ <u>避難所別物資等不足状況 (総務部)</u>	物資拠点の開設	<u>総務部</u>	【発災24時間以内】 必要物資等が不足している場合	・ <u>市外からの物資配送状況 (総務部)</u>	物資等拠点の運営	農水商工部	【発災24時間以内】 物資等拠点が開設次第	・ <u>市外からの物資等配送状況 (総務部)</u> ・ <u>避難所別物資等不足状況 (総務部)</u>	物資等の輸送	市民部 定期船部 総務部	【発災24時間以内】 生活必需品等不足の場合	・ <u>避難所別物資等不足状況 (総務部)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策（活動）項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始（準備）時期等</th> <th>重要な収集情報（収集先）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>支援物資の受入と避難所への輸送</u></td> <td>税務部</td> <td>【発災12時間以内】</td> <td>・<u>避難所別備蓄在庫・不足状況 (避難所)</u></td> </tr> <tr> <td>災害義援品（物資等）の<u>処置</u></td> <td>健康福祉部</td> <td><u>【発災後、随時】</u></td> <td>・<u>避難所別物資等不足状況 (総務部、税務部)</u></td> </tr> <tr> <td>物資拠点の開設</td> <td><u>農水商工部</u></td> <td>【発災24時間以内】 必要物資等が不足している場合</td> <td>・<u>市外からの物資配送状況 (総務部)</u></td> </tr> <tr> <td>物資拠点の運営</td> <td>農水商工部</td> <td>【発災24時間以内】 物資等拠点が開設次第</td> <td>・<u>市外からの物資等配送状況 (総務部)</u> ・<u>避難所別物資等不足状況 (税務部)</u></td> </tr> <tr> <td>物資等の輸送</td> <td>市民部 定期船部 総務部</td> <td>【発災24時間以内】 生活必需品等不足の場合</td> <td>・<u>避難所別物資等不足状況 (避難所・税務部)</u></td> </tr> </tbody> </table>	対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）	<u>支援物資の受入と避難所への輸送</u>	税務部	【発災12時間以内】	・ <u>避難所別備蓄在庫・不足状況 (避難所)</u>	災害義援品（物資等）の <u>処置</u>	健康福祉部	<u>【発災後、随時】</u>	・ <u>避難所別物資等不足状況 (総務部、税務部)</u>	物資拠点の開設	<u>農水商工部</u>	【発災24時間以内】 必要物資等が不足している場合	・ <u>市外からの物資配送状況 (総務部)</u>	物資拠点の運営	農水商工部	【発災24時間以内】 物資等拠点が開設次第	・ <u>市外からの物資等配送状況 (総務部)</u> ・ <u>避難所別物資等不足状況 (税務部)</u>	物資等の輸送	市民部 定期船部 総務部	【発災24時間以内】 生活必需品等不足の場合	・ <u>避難所別物資等不足状況 (避難所・税務部)</u>	
対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）																																																	
<u>避難所等における必要物資品目・量の把握</u>	税務部	【発災12時間以内】	・ <u>避難所別市備蓄在庫状況 (総務部)</u> ・ <u>避難所別物資等不足状況 (避難所及び地区指定員)</u>																																																	
災害義援品（物資等）の調達	健康福祉部	【発災24時間以内】 生活必需品等不足の場合	・ <u>避難所別物資等不足状況 (総務部)</u>																																																	
物資拠点の開設	<u>総務部</u>	【発災24時間以内】 必要物資等が不足している場合	・ <u>市外からの物資配送状況 (総務部)</u>																																																	
物資等拠点の運営	農水商工部	【発災24時間以内】 物資等拠点が開設次第	・ <u>市外からの物資等配送状況 (総務部)</u> ・ <u>避難所別物資等不足状況 (総務部)</u>																																																	
物資等の輸送	市民部 定期船部 総務部	【発災24時間以内】 生活必需品等不足の場合	・ <u>避難所別物資等不足状況 (総務部)</u>																																																	
対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）																																																	
<u>支援物資の受入と避難所への輸送</u>	税務部	【発災12時間以内】	・ <u>避難所別備蓄在庫・不足状況 (避難所)</u>																																																	
災害義援品（物資等）の <u>処置</u>	健康福祉部	<u>【発災後、随時】</u>	・ <u>避難所別物資等不足状況 (総務部、税務部)</u>																																																	
物資拠点の開設	<u>農水商工部</u>	【発災24時間以内】 必要物資等が不足している場合	・ <u>市外からの物資配送状況 (総務部)</u>																																																	
物資拠点の運営	農水商工部	【発災24時間以内】 物資等拠点が開設次第	・ <u>市外からの物資等配送状況 (総務部)</u> ・ <u>避難所別物資等不足状況 (税務部)</u>																																																	
物資等の輸送	市民部 定期船部 総務部	【発災24時間以内】 生活必需品等不足の場合	・ <u>避難所別物資等不足状況 (避難所・税務部)</u>																																																	

	第3部 第5章 第2節 第3項 対策	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 <u>避難所等における必要物資品目・量の把握</u> 市は市や地域の備蓄等を含めた避難所等の物資等の状況について各避難所や地区指定員等から情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。 <u>(追加)</u></p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>1 <u>支援物資の受入れと避難所への輸送</u> 市は避難所等の物資等の状況について各避難所や地区指定員等から情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努める。 また、南海トラフ地震等の大規模災害時における県・国からの支援物資（プル型・プッシュ型支援）の受入れは「三重県広域受援計画」に基づき、「物資調達・輸送調整等支援システム」により調達・輸送を行う。 <u>この際、状況により民間物流機関又は他市町等職員の支援を積極的に活用する。</u></p>	
213 <u>196</u>		<p>2 必要物資等の支援要請</p> <p>(1) 被災者に対する食料供給の目安 【食料供給計画】 食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、1日2回提供する。 ・地震発生～24時間以内：住民による自己確保備蓄食料 ・地震発生24時間後～：避難所等の備蓄食料又は協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食 ・地震発生48時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食 ・地震発生72時間後～：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し） ※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。</p>	<p>2 必要物資等の支援要請</p> <p>(1) 被災者に対する食料供給の目安 【食料供給計画】 食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。原則として、1日2回提供する。 ・地震発生～12時間以内：市民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食 ・地震発生12時間後～：協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食 ・地震発生24時間後～：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食 ・地震発生72時間後～：市民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し） ※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。</p>	県広域受援計画に整合
213 ～ 214 <u>196</u> ～ <u>197</u>		<p>3 災害義援品（物資等）の調達</p> <p>(1) <u>実施機関の設置</u> 災害義援品の募集のため、実施機関を設置する。 実施機関の設置にあたっては、県及び市、その他の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。</p> <p>(2) <u>災害義援品の募集</u> 市内で大災害が発生した場合、実施機関を通じて、災害義援品を広く国民等を対象に募集する。 県の募集した災害義援品については、被災状況等を十分考慮し、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部に報告する。 ※ 災害義援品とは生活必需品等応急に必要な物資等と異なり、生活再建のための物資等をいう。なお、個人からの義援品は原則として募集しない。</p> <p>(3) <u>災害義援品の受付</u> 災害義援品の受付に当たって、受払簿等を作成し、受付状況を記録する。</p> <p>(4) <u>災害義援品の振り分け</u> 物資等拠点に振り分けを委ねる。 <u>（「第3部 第7章 第4節 災害義援金等の受入・配分」(P225)を参照）</u></p>	<p>3 災害義援品（物資等）の処置</p> <p>(1) <u>災害義援品の受付</u> 災害義援品は国・県・地方公共団体又は企業等からのまとまった物資（混載等による仕分けが必要な物資を除く）のみ受入れ、個人からの義援品は受け付けない。 実施機関の設置にあたっては、県及び市、その他の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。</p> <p>(2) <u>災害義援品の配分</u> 災害義援品は物資拠点において、受払簿等を作成し、受付状況を記録し、各避難所へ配分する。</p> <p>(3) <u>災害義援品の処分</u> 個人等から送られた配分が困難な以下の物品等については換金・リサイクル等により災害義援金として活用する。 ・使用済みの衣類・毛布等、家電品、食品、各種の品目が混載された荷物、直ちに避難所生活に必要なとは判断できない物品等</p>	災害義援品の処置要領を「風水害対策編」に準じて変更
214 <u>197</u>		<p>6 物資等の輸送</p> <p>(1) 陸上輸送（市民部） 物流専門家等の協力を得ながら的確な輸送手段を選定し、物資等拠点から、市内各避難所への物資等の陸上輸送を迅速に行う。離島への輸送については海上輸送基地まで陸上輸送を行う。 （「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」(P71)を参照）</p>	<p>6 物資等の輸送</p> <p>(1) 陸上輸送（市民部） 物流専門家等の協力を得ながら的確な輸送手段を選定し、物資等拠点から、市内各避難所への物資等の陸上輸送を迅速に行う。離島への輸送については海上輸送拠点（鳥羽港）まで陸上輸送を行う。 （「第2部 第4章 第1節 輸送体制の整備」(P71)を参照）</p>	記載事項の具体化
215 <u>198</u>	第3部 第5章 救援物資等の供給 第3節 給水活動 第3項 対策	<p>1 飲料水の確保 住民に対して一人あたり3日分程度の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、<u>(追加)</u>供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。</p>	<p>1 飲料水の確保 住民に対して一人あたり3日分程度の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、<u>応急給水拠点や配水池等</u>で供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。</p>	
216 <u>199</u>	■市が実施する対策	<p>3 応急給水活動の調整</p> <p>(1) 県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動 <u>「三重県水道災害広域応援協定」</u>に基づき（以下略）</p>	<p>■市が実施する対策</p> <p>3 応急給水活動の調整</p> <p>(1) 県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動 <u>「三重県水道災害広域応援協定【資料編】15-5(P80)」</u>に基づき（以下略）</p>	資料編・風水害対策編の修正に準ずる。
219 <u>202</u>	第3部 第6章 特定災害対策 第1節 海上災害への対策 第3項 対策	<p>1 情報の伝達</p> <p>(1) 関係機関への連絡 ア 海上での災害 <u>地元市町</u></p>	<p>1 情報の伝達</p> <p>(1) 関係機関への連絡 ア 海上での災害 <u>庁内関係各課</u></p>	表現変更
223 <u>206</u>	■計画関係者共通事項等	<p>4 流出油防除応急対策活動</p> <p>(8) 海上保安部等の措置 <u>(追加)</u> (以下略)</p>	<p>通事項等</p> <p>4 流出油防除応急対策活動</p> <p>(8) 海上保安部等の措置 <u>(推進計画)</u> (以下略)</p>	南海トラフ地震対応

227 <u>210</u>	第3部 第7章 復旧に向けた対策 第1節 廃棄物対策活動 第3項 対策	第3項 対策 ■市が実施する対策 (2) 処理の方法 生活ごみの処理は、鳥羽志勢広域連合のやまだエコセンター及び鳥羽市答志島清掃センターにおいて、焼却等により環境影響上支障のない方法で行う。 (以下略)	第3項 対策 ■市が実施する対策 (2) 処理の方法 生活ごみの処理は、鳥羽志勢広域連合のやまだエコセンターにおいて、焼却等により環境影響上支障のない方法で行う。 (以下略)	最新の状況を反映																								
229 <u>212</u>	第3部 第7章 第2節 住宅の保全・確保 第2項 主要対策項目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策（活動）項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始（準備）時期等</th> <th>重要な収集情報（収集先）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定等の実施</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅関連情報の受発信</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）	被災建築物応急危険度判定等の実施	(略)	(略)	(略)	住宅関連情報の受発信	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策（活動）項目</th> <th>主担当部</th> <th>活動開始（準備）時期等</th> <th>重要な収集情報（収集先）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅関連情報の受発信</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>被災建築物応急危険度判定等の実施</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）	住宅関連情報の受発信	(略)	(略)	(略)	被災建築物応急危険度判定等の実施	(略)	(略)	(略)	記載順（業務優先度）の変更
対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）																									
被災建築物応急危険度判定等の実施	(略)	(略)	(略)																									
住宅関連情報の受発信	(略)	(略)	(略)																									
対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）																									
住宅関連情報の受発信	(略)	(略)	(略)																									
被災建築物応急危険度判定等の実施	(略)	(略)	(略)																									
229 230 <u>212</u> <u>213</u>	第3部 第7章 第2節 第3項 対策 ■市が実施する対策	<p>1 被災建築物応急危険度判定等の実施 (1) 被災建築物応急危険度判定の実施 市は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、市災対本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡し、判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。 被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果に応じた危険度について標示することにより関係者への注意喚起をするとともに、遅延なく実施本部に報告する。</p> <p>(2) 被災宅地危険度判定の実施 市は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡し、判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。 被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、その調査結果に応じた危険度について標示することにより関係者への注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。</p> <p>2 住宅関連情報の受発信 (以下略)</p>	<p>1 住宅関連情報の受発信 (以下略)</p> <p>2 被災建築物応急危険度判定等の実施 (1) 被災建築物応急危険度判定の実施 被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、市災対本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡し、判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定を実施する。 被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、その調査結果に応じた危険度について表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣の市民等にも情報提供を行うとともに、遅延なく実施本部に報告する。</p> <p>(2) 被災宅地危険度判定の実施 被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、市災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡し、判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。 被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、その調査結果に応じた危険度について表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣の市民等にも情報提供を行うとともに、遅延なく実施本部に報告する。</p>	表記内容の具体化																								
		<p>3 応急仮設住宅等の確保 (1) 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保とあっせん 住家が滅失したり、り災した者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のために、市営住宅を始めとする公営住宅の活用や応急仮設住宅の建設に加え、民間賃貸住宅等を借り上げ、応急仮設住宅（みなし仮設）として確保し、あっせんする。 これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。</p> <p>(2) 住宅の応急修理 住宅の応急修理は、救助法が適用された場合、法に基づく供与として原則県が行い、知事から委任を受けた市が行う。 建設業協会等業界団体・事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し早期の掃宅を促す。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設は、救助法が適用された場合、法に基づく供与として原則県が行い、知事から委任を受けた場合に市が行う。 プレハブ建築協会・建設業協会・事業者等と連携し、災害のため住家が滅失したり、り災した者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、一時的な居住の安定を図る。応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては特別な配慮を要する避難者を優先させる。 また、ペット対策として飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接してペットの管理場所を(公社)県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。</p>	<p>3 応急仮設住宅等の確保 (1) 公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保とあっせん 住家が滅失したり、り災した者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のために、市営住宅を始めとする公営住宅の活用及び民間賃貸住宅等を借り上げ、応急仮設住宅（みなし仮設）として確保し、あっせんする。 これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。</p> <p>(2) 住宅の応急修理 住宅の応急修理は、救助法が適用された場合、法に基づく供与として原則県が行い、知事から委任を受けた市が行う。 建設業協会等業界団体・事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し早期の生活再建を促す。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設は、救助法が適用された場合、法に基づく供与として原則県が行い、知事から委任を受けた場合に市が行う。 プレハブ建築協会・建設業協会・事業者等と連携を行い、災害のため住家が滅失したり、り災した者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、応急仮設住宅を建設し、一時的な居住の安定を図る。なお、応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては特別な配慮を要する避難者を優先させる。 また、ペット対策として飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接してペットの管理場所を(公社)県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。</p>	表記内容の適切化																								
234 <u>217</u>	第3部 第7章 第4節 災害義援金等の受入・配分 第3項 対策 ■市が実施する対策	<p>第1項 活動方針 ○ 被災者に対する災害義援金の募集、保管、輸送及び配分を円滑に行う。</p> <p>1 実施機関の設置 災害義援金の募集、輸送及び受入・配分のため、(中略)あるいは協力して行う。 (追加)</p>	<p>第1項 活動方針 ○ 災害義援金の募集、保管及び配分を円滑に行う。</p> <p>1 実施機関の設置 災害義援金の募集、輸送及び受入・配分のため、(中略)あるいは協力して行う。 なお、災害義援品については、「第3部 第5章 第2節 第3項 ■市が実施する対策 3 災害義援品(物資等)の処置 (P210-211)」を参照</p>	風水害対策編の修正に準ずる。																								

		<p>2 災害義援金の募集 市内で大災害が発生した場合、実施機関を通じて、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。 <u>県の募集した災害義援品については、被災状況等を十分考慮し、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先に県対策本部に報告する。</u> <u>(追加)</u></p>	<p>2 災害義援金の募集 市内で大災害が発生した場合、実施機関を通じて、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。 <u>※原則として、個人からの災害義援品は募集・受領ともに実施しない。</u></p>	
234 <u>218</u>		<p>3 災害義援金の保管 災害義援<u>金</u>品の受付に当たって、受払簿を作成し、受付から配分までの状況を記録する。災害義援金及び見舞金については、市災対本部（健康福祉部）において一括とりまとめ保管し、<u>災害義援品については、各関係機関において保管</u>する。</p>	<p>3 災害義援金の保管 災害義援<u>金</u>品の受付に当たって、受払簿を作成し、受付から配分までの状況を記録する。<u>その際、</u>災害義援金及び見舞金については、市災対本部（健康福祉部）において一括とりまとめ保管<u>する。</u></p>	
		<p>4 災害義援金の配分 被災地の状況、災害義援<u>金</u>品の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう配分する。なお、災害義援金の配分は、実施機関の審議を経て、義援金の被災者に対する交付を行う。 <u>義援品の配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。</u> <u>※ 災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。なお、個人からの義援品は原則として募集しない。</u></p>	<p>4 災害義援金の配分 被災地の状況、災害義援<u>金</u>品の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう配分する。なお災害義援金の配分は、実施機関の審議を経て義援金の被災者に対する交付を行う。</p>	
239 <u>221</u>	<p>第4部 第1章 第2節 被災者の生活再建に向けた支援 第2項 対策 ■市と県が連携して実施する対策</p>	<p>1 被災者情報の収集と対応（税務課、健康福祉課） (1) 被災者台帳整備 市は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、下記被害調査を基に、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備する。 <u>県は、市の整備促進に協力する。</u> (以下略)</p> <p>(2) り災証明書の交付 (略) <u>(県は、市の被害認定やり災証明書の発行事務について、必要な支援を行う。)</u></p> <p>ウ 被害家屋調査の実施及び判定基準 災害発生後、二次災害発生の恐れがなくなり次第、税務課が被害家屋調査を実施する。 (以下略) <u>(追加)</u></p>	<p>1 被災者情報の収集と対応（税務課、健康福祉課） (1) 被災者台帳整備 市は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、下記被害調査を基に、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備する。 <u>※内閣府ホームページ「防災情報のページ」中、「被災者台帳」参照</u></p> <p>(2) 被害家屋調査の実施及び判定基準 災害発生後、二次災害発生の恐れがなくなり次第、税務課が被害家屋調査を実施する。 (略) <u>※内閣府ホームページ「防災情報のページ」中、「災害に係る住家の被害認定について（R2.3）」、「住家被害認定調査票（地震による被害）」等を参照</u></p> <p>(3) り災証明書の交付 (略) <u>※内閣府ホームページ「防災情報のページ」中、「罹災証明書について」参照</u></p>	様式の参考となるサイトと記載
242 <u>224</u>		<p>2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策 (3) 住宅自力再建支援及び災害公営住宅の建設（建設課、健康福祉課） ア 自力再建支援 住宅に関する情報提供は、<u>復旧に向けた対策であるとともに</u>復旧・復興対策としても重要であり、<u>災害のない状況では想定しがたい条件下における</u>住宅再建等に向けた被災者の意思形成を支援<u>するような情報提供を</u>、その提供体制構築も含め円滑に行う。 特に、被災住宅の修理による活用は、<u>ほとんどの被災者にとっては未知の領域であるが</u>、被災者にとっては早期の生活再建に、行政にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであり、早期から積極的に促進する。 なお、<u>情報提供においては</u>、早期に再建等資金の調達方法も含めた支援メニューの<u>一覧</u>を示す必要があり、行政内部で事前検討に努めることに加えて、平時から住民に対し災害発生時の住宅に関する情報を提供し、想定外となる部分を減らしておく。</p>	<p>2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策 (3) 住宅自力再建支援及び災害公営住宅の建設（建設課、健康福祉課） ア 自力再建支援 住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、住宅再建等に向けた被災者の意思形成を支援<u>できるよう</u>、その提供体制構築も含め円滑に行う。 特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、行政にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するもので<u>あるため</u>、早期から積極的に促進する。 なお、<u>住宅に関する情報提供については</u>、早期に再建等資金の調達方法も含めた支援メニューを示す必要があり、行政内部で事前検討に努めることに加えて、平時から住民に対し災害発生時の住宅に関する情報を提供し、想定外となる部分を減らしておく。</p>	標記の適切化
特別対策 <u>東海地震に関する緊急対策</u>		<p>東海地震に関する緊急対策 <u>(気象庁は、平成29年11月1日から、東海地震のみに着目した「東海地震関連情報」を取りやめ、「南海トラフ地震に関する情報」の運用を開始しました。現時点では国、県の新たな防災対応が定められるまでの当の間、本対策に定める内容の一部を修正し、その他は準用します。)</u></p>	<p>東海地震に関する緊急対策 <u>(削除)</u></p>	県防災計画に整合

<p>248 ～ 249 232 233</p>	<p>特別対策 東海地震に関する緊急対策 第1章 対策の目的等 第1節 対策の目的及び関係機関の役割 第2項 基本方針 ■共通事項等</p>	<p>3 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件 (追加)</p> <table border="1" data-bbox="489 199 1587 567"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南海トラフ地震に関する情報</td> <td>臨時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象(※1)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合 </td> </tr> <tr> <td>定例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：南海トラフ沿いで(中略)具体的には次のとおり。</p> <p style="text-align: center;">気象庁が調査を開始する対象となる現象</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定震源域(※2)内でマグニチュード7.0以上の地震が発生 想定震源域(※2)内でマグニチュード6.0以上の(或いは震度5弱以上を観測した)地震が発生し、ひずみ計(※3)で当該地震に対応するステップ状の変化(※4)以外の特異な変化を観測 1カ所以上のひずみ計(※3)で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している等、ひずみ計(※3)で南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域(※2)内のプレート境界の固着状況の変化を示す可能性のある現象が観測された等、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 <p>※2：想定震源域；下図に示す南海トラフ地震の想定震源域(中央防災会議、2013)。</p>  <p>※3：ひずみ計；当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用。 ※4：ステップ状の変化；地震発生時に通常観測される段差的な変化</p> <p>上記は、今後の検討により見直されることがあります。(気象庁ホームページより)</p>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震に関する情報	臨時	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象(※1)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合 	定例	<ul style="list-style-type: none"> 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合 	<p>3 東海地震に関連する情報</p> <p>東海地震で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れ、気象庁から「東海地震に関連する情報」が発表された場合、これらの情報の内容に応じた段階的な防災対応をとるものとする。</p> <p>「東海地震に関連する情報」には、異常の発生状況に応じ、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関する調査情報」の3種類があり、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。</p> <p>(1) 東海地震予知情報(カラーレベル 赤) 東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表される。</p> <p>(2) 東海地震注意情報(カラーレベル 黄) 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。</p> <p>(3) 東海地震に関する調査情報(臨時)(カラーレベル 青) 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表され、その変化の原因についての調査の状況が示される。</p> <p>(4) 東海地震に関する調査情報(定例)(カラーレベル 青) 毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会(以下、判定会)で評価した調査結果を発表する。</p>  <p>気象庁発表の「東海地震に関する情報」</p> <table border="1" data-bbox="1617 1123 2745 1260"> <tr> <td>東海地震に関する調査情報(定例)</td> <td>東海地震に関する調査情報(臨時)</td> <td>東海地震注意情報</td> <td>東海地震予知情報</td> </tr> <tr> <td>「カラーレベル 青」</td> <td>「カラーレベル 青」</td> <td>「カラーレベル 黄」</td> <td>「カラーレベル 赤」</td> </tr> </table> <p>注：観測される変化が小さかったり、異常現象の進展が極めて急激で情報発表できないまま東海地震が発生する可能性がある。</p> <p>防災機関等の対応</p> <table border="1" data-bbox="1617 1312 2745 1417"> <tr> <td>情報収集</td> <td>準備行動</td> <td>都県地震災害警戒本部 市町村地震災害警戒本部の設置</td> </tr> </table>	東海地震に関する調査情報(定例)	東海地震に関する調査情報(臨時)	東海地震注意情報	東海地震予知情報	「カラーレベル 青」	「カラーレベル 青」	「カラーレベル 黄」	「カラーレベル 赤」	情報収集	準備行動	都県地震災害警戒本部 市町村地震災害警戒本部の設置	
情報名	情報発表条件																					
南海トラフ地震に関する情報	臨時	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象(※1)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合 																				
	定例	<ul style="list-style-type: none"> 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合 																				
東海地震に関する調査情報(定例)	東海地震に関する調査情報(臨時)	東海地震注意情報	東海地震予知情報																			
「カラーレベル 青」	「カラーレベル 青」	「カラーレベル 黄」	「カラーレベル 赤」																			
情報収集	準備行動	都県地震災害警戒本部 市町村地震災害警戒本部の設置																				
<p>250 251 234</p>	<p>第3項 東海地震に関する緊急対策として処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>5 指定公共機関</p> <p>(1) 西日本電信電話(株)三重支店・(株)NTTドコモ東海支社三重支店 (3) ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社 (7) 中部電力(株)三重支店</p>	<p>5 指定公共機関</p> <p>(1) 西日本電信電話(株)三重支店・(株)ドコモCS東海三重支店 (3) ソフトバンク(株) (7) 中部電力パワーグリッド(株)伊勢営業所</p>	<p>最新の状態に修正</p>																		
<p>252 236</p>		<p>7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者(中略)</p> <p>b 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力</p> <p>(a) 産業経済団体(鳥羽商工会議所、鳥羽志摩農業協同組合鳥羽支店、(中略)旅館組合等) (b) 文化、厚生、社会団体(鳥羽市社会福祉協議会、鳥羽市自治会連合会、鳥羽市婦人会連絡協議会等)</p>	<p>7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者(中略)</p> <p>(2) 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力</p> <p>ア 産業経済団体(鳥羽商工会議所、伊勢農業協同組合鳥羽支店、(中略)旅館組合等) イ 文化、厚生、社会団体(鳥羽市社会福祉協議会、鳥羽市自治会連合会等)</p>																			
<p>269 254</p>	<p>第2章 緊急対策 第9節 緊急の交通・輸送機能の確保 第2項 対策 ■市が実施する対策</p>	<p>1 道路交通対策 (2) 交通規制計画 ウ 広域交通規制 警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は国道42号である。</p>	<p>1 道路交通対策 (2) 交通規制計画 ウ 広域交通規制 警察庁が指定する広域交通規制対象道路(国道42号)において、必要な交通規制を実施する。</p>	<p>文書の整理</p>																		